



第2回

F L E C フォーラム

～社会的養護の健全な発展のために～

報告書

全国家庭養護推進ネットワーク

2020年5月

Supported by  日本 THE NIPPON
財団 FOUNDATION



一般社団法人
共生社会推進プラットフォーム
Inclusive Society Empowerment Platform

はじめに

平成 28 年の児童福祉法改正において、我が国の社会的養護においても、里親委託をはじめとする「家庭養護」が原則とされ、さらに子どもたちのパーマネンシー保障という観点から特別養子縁組を推進する方向も明確に打ち出されました。

家庭養護を現場で実際に推進するためには、里親、ファミリーホーム、施設、児童相談所、民間養子縁組あっせん機関、フォスタリング機関、学会、行政、メディアなどの様々な関係者相互のネットワークを構築・強化するとともに、それぞれの現場で関係者が共通認識の下、密接に協力して具体的な対策に取り組むことが必要となります。また、今後は、障害児施策や子育て支援施策、母子保健施策、学校教育等の関連分野との連携と協働も、ますます重要性を増してきます。

関係者相互のネットワークの構築・強化を図るとともに、具体的に講ずるべき実効性のある施策について、志ある方々が、それぞれの主体間の垣根や主義、主張の相違を超え、横断的に交流、討議するため、全国家庭養護推進ネットワークにおいては、今年度も FLEC フォーラム（第 2 回）を開催いたしました。

フォーラムを開催した時点では、各都道府県において、改正後の児童福祉法や先般の「新しい社会的養育ビジョン」（平成 29 年 8 月 2 日）、厚生労働省による「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」を踏まえ、新たな「社会的養育推進計画」の策定が進められていました。

今回のフォーラムでは、全国的な計画の策定状況とともに、いくつかの地方自治体からの計画の内容や策定の経過等についてお伺いし、それらを材料として家庭養護推進に向けた議論を、フォスタリング機関の設置や施設の機能強化等様々な視点から進めてまいりました。

このネットワークとフォーラムが、わが国のすべての子どもたちの未来を切り拓く一助となることを切に願っております。

令和 2 年 5 月 29 日

全国家庭養護推進ネットワーク

目次

- 開催趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 共同代表・設立発起人・幹事・事務局・・・・・・・・ 2
- 開催概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- プログラム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 1日目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - 代表挨拶
 - 来賓あいさつ
 - 基調講演
 - シンポジウム 1
 - 「各自治体の推進計画を踏まえた家庭養護の推進
－特にフォスタリング機関、里親と施設の連携と協働について－」
 - シンポジウム 2
 - 「フォスタリング機関運営のあり方
－地域の実情に合った運営を目指して－」
- 2日目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
 - 分科会
 - パネルディスカッション
 - 「すべての子ども、すべての子育て家庭を支援するために
－諸施策の連携と協働のための仕組みづくりに向けて－」
 - 閉会挨拶
- アンケート分析・結果・・・・・・・・・・・・・・・・ 104

開催趣旨

FLEC フォーラムとは

すべての子どもたちに家庭での生活を（Family Life for Every Child: FLEC）という思いをこめて、家庭養護とその関連分野にさまざまな立場で携わる関係者が集い、相互のネットワークの構築・強化を図るとともに、実効性のある施策について意見を交わすことを目的に、FLEC フォーラムを開催します。家庭養護の推進に興味・関心のある方はどなたでもご参加ください。

第2回の主なトピック

- ・ 社会的養育推進計画の策定状況と今後の展望
- ・ 各自治体の推進計画を踏まえた家庭養護の推進 –特にフォスタリング機関、里親と施設の連携と協働について–
- ・ フォスタリング機関運営のあり方 –地域の実情に合った運営を目指して–
- ・ 施設の機能強化 –多機能化、高機能化への道–
- ・ 子どもの福祉を実現する未成年養子縁組の可能性と課題
- ・ 障害児入所施設の今後の展望
- ・ 家庭養護における親子関係再構築支援のあり方
- ・ 当事者によるアドボカシーシステム
- ・ すべての子ども、すべての子育て家庭を支援するために –諸施策の連携と協働のための仕組みづくりに向けて–

全国家庭養護推進ネットワークとは

家庭養護とその関連分野の関係者相互のネットワークの構築・強化を図るとともに、実効性のある施策について、志ある方々が、それぞれの主体間の垣根や主義主張の相違を超え、横断的に交流、討議するプラットフォームとして設立いたします。

共同代表・設立発起人・幹事・事務局

共同代表

- 潮谷 義子（社会福祉法人慈愛園理事長、前熊本県知事）
柏女 靈峰（淑徳大学総合福祉学部教授）
相澤 仁（大分大学福祉健康科学部教授）

設立発起人

- 相澤 仁（大分大学福祉健康科学部教授）
猪飼 周平（一橋大学大学院社会学研究科教授）
市川 亨（共同通信編集局生活報道部次長）
大谷 泰夫（日本保育協会理事長、元厚生労働審議官）
奥山眞紀子（国立成育医療研究センターこころの診療部統括部長）
大日向雅美（恵泉女学園大学学長）
影山 秀人（影山法律事務所弁護士）
柏女 靈峰（淑徳大学総合福祉学部教授）
上鹿渡和宏（早稲田大学人間科学部教授）
唐澤 剛（元厚生労働省家庭福祉課長、元内閣官房地方創生総括官）
木下 勝之（日本産婦人科医会会長）
榊原 智子（読売新聞東京本社 調査研究本部 主任研究員）
笹川 陽平（公益財団法人日本財団会長）
潮谷 義子（社会福祉法人慈愛園理事長、前熊本県知事）
澁谷 昌史（関東学院大学社会学部教授）
土井 香苗（ヒューマン・ライツ・ウォッチ日本代表）
永松 悟（大分県杵築市長）
西澤 哲（山梨県立大学人間福祉学部教授）
西島 善久（公益社団法人日本社会福祉士会会長）
西田 陽光（一般社団法人次世代社会研究機構代表理事）
野澤 和弘（毎日新聞論説委員）
林 浩康（日本女子大学人間社会学部教授）
板東久美子（日本司法支援センター理事長）
福井トシ子（公益社団法人日本看護協会会長）
藤井 康弘（元厚生労働省障害保健福祉部長）

共同代表・設立発起人・幹事・事務局

宮島 清（日本社会事業大学専門職大学院教授）
宮田 俊男（大阪大学産学共創本部特任教授、医療法人社団 DEN 理事長）
村木 厚子（元厚生労働事務次官）
村瀬嘉代子（一般財団法人日本心理研修センター理事長）
山縣 文治（関西大学人間健康学部教授）
山本 詩子（公益社団法人日本助産師会会長）
横倉 義武（公益社団法人日本医師会会長）
横堀 昌子（青山学院女子短期大学子ども学科教授）
米山 明（心身障害児総合医療療育センター外来療育部長）

幹事

相澤 仁（大分大学福祉健康科学部教授）
新井 淳子（一般社団法人 こどもみらい横浜会長）
柏女 霊峰（淑徳大学総合福祉学部教授）
上鹿渡和宏（早稲田大学人間科学部教授）
北川 聡子（むぎのご児童発達支援センター センター長/日本ファミリーホーム協議会会長）
木ノ内博道（特定非営利法人 千葉県里親家庭支援センター理事長）
潮谷 義子（社会福祉法人 慈愛園理事長、前熊本県知事）
長田 淳子（二葉乳児院 里親支援機関担当主任）
都留 和光（二葉乳児院施設長）
橋本 達昌（全国児童家庭支援センター協議会会長）
藤井 康弘（東京養育家庭の会参与、元厚生労働省障害保健福祉部長） ※代表幹事
前川 知洋（日本ファミリーホーム協議会副会長）
宮田 俊男（大阪大学産学共創本部特任教授、（医）DEN 理事長）
ロング朋子（一般社団法人ベアホープ代表理事）

事務局

一般社団法人共生社会推進プラットフォーム
理事長 藤井 康弘
事務局一同

開催概要

○日 程：

2020年2月23日（日）

12:20～13:00 受付

13:00～17:40 FLEC フォーラム 1日目

※1日目に予定していたレセプションは中止しました。

2020年2月24日（月・祝）

8:30～9:00 受付

9:00～14:35 FLEC フォーラム 2日目

○場 所：ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター

（東京都港区六本木3-2-1 住友不動産六本木グランドタワー9階）

○主 催：全国家庭養護推進ネットワーク

○助 成：日本財団

○対 象：家庭養護の推進に興味・関心のある方はどなたでも

○参加人数：250人（登壇者、招待、事務局含む） 186人（一般参加者）



プログラム

2月23日（日） FLECフォーラム 1日目

12:20～	受付
13:00～	代表挨拶 潮谷 義子（共同代表／社会福祉法人慈愛園理事長、前熊本県知事）
13:05～	来賓挨拶 吉倉 和宏（日本財団常務理事）
13:10～	基調講演「社会的養育の課題と展望」 渡辺 由美子（厚生労働省子ども家庭局長）
13:40～	シンポジウム 「各自治体の推進計画を踏まえた家庭養護の推進 －特にフォスタリング機関、里親と施設の連携と協働について－」 事例発表： 河野 洋子（大分県中津児童相談所所長） 薬師寺順子（大阪府岸和田子ども家庭センター所長） 山本 瑞輝（石川県健康福祉部少子化対策監室課長補佐） シンポジスト： 大久保真紀（朝日新聞社編集委員） 平田ルリ子（清心乳児園園長） 上鹿渡和宏（早稲田大学人間科学部教授） 相澤 仁（共同代表／大分大学福祉健康科学部教授） 助言者： 渡辺由美子（厚生労働省子ども家庭局長） コーディネーター： 藤井 康弘（代表幹事／東京養育家庭の会参与、元厚生労働省障害保健福祉部長）
15:40～	休憩
15:50～	シンポジウム 「フォスタリング機関運営のあり方－地域の実情に合った運営を目指して－」 シンポジスト： 新井 淳子（一般社団法人 こどもみらい横浜会長） 鈴木 聡（前三重県児童相談センター所長） 山本 朝美（小鳩乳児院施設長） 渡邊 守（NPO法人「キーアセット」代表） 助言者： 成松 英範（厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長） 潮谷 義子（共同代表／社会福祉法人慈愛園理事長、前熊本県知事） コーディネーター： 柏女 霊峰（共同代表／淑徳大学総合福祉学部教授）

プログラム

2月24日(月・祝) FLECフォーラム 2日目

8:30~	受付				
9:00~	<p>分科会1</p> <p>施設の機能強化—多機能化、高機能化への道—</p> <p>コーディネーター： 林 浩康 (日本女子大学人間社会学部教授)</p> <p>パネリスト： 都留 和光 (二葉乳児院施設長) 橋本 達昌 (全国児童家庭支援センター協議会会長) 福田 雅章 (社会福祉法人豊徳園総合施設長) 前川 知洋 (日本ファミリーホーム協議会副会長)</p>	<p>分科会2</p> <p>子どもの福祉を実現する未成年養子縁組の可能性と課題</p> <p>コーディネーター： 宮島 清 (日本社会事業大学専門職大学院教授)</p> <p>パネリスト： 井上 保男 (元神奈川県中央児童相談所長) 長田 淳子 (二葉乳児院里親支援機関担当主任) 浜田 真樹 (身護士元法制審議会特別養子制度部会幹事) 福家 栄幸 (共生会希望の家 副施設長・里親支援専門相談員) ロング朋子 (一般社団法人へアホープ代表理事)</p>	<p>分科会3</p> <p>障害児入所施設の今後の展望</p> <p>コーディネーター： 柏女 霊峰 (共同代表/淑徳大学総合福祉学部教授)</p> <p>パネリスト： 岡崎 俊彦 (社会福祉法人カクノの園 奥中山学園 園長) 北川 聡子 (むぎのこ児童発達支援センター センター長/日本ファミリーホーム協議会 会長) 本後 健 (厚生労働省障害児・発達支援室長) 米山 明 (心身障害児総合医療センター 外来療育部長)</p>	<p>分科会4</p> <p>家庭養護における親子関係再構築支援のあり方</p> <p>コーディネーター： 上鹿渡和宏 (早稲田大学人間科学部教授)</p> <p>パネリスト： 木ノ内博道 (NPO法人千葉県里親家庭支援センター 理事長) 津崎 哲郎 (全国里親会副会長、NPO法人児童虐待防止協会理事) 中嶋嘉洋子 (山台市ほほみの会) 藤林 武史 (福岡市子ども総合相談センター 所長) 本多 洋実 (全国里親会副会長 日本体育大学准教授)</p>	<p>分科会5</p> <p>当事者によるアドボカシシステム</p> <p>コーディネーター： 相澤 仁 (共同代表/大分大学福祉健康科学部教授)</p> <p>パネリスト： 池田 清貴 (くれたけ法律事務所身護士) 柴留 里美 (大分大学福祉健康科学部助教) 奥山真紀子 (社会福祉法人子どもの虐待防止センター 理事) 川瀬 信一 (千葉県生実学校分教室 Children's Views & Voices) 中村みどり 西澤 哲 (山梨県立大学人間福祉学部教授)</p>
11:30~	休憩				
12:30~	<p>各分科会からの報告</p> <p>報告： 5つの分科会の各コーディネーター</p> <p>司会： 村木 厚子 (元厚生労働事務次官)</p>				
13:00~	<p>パネルディスカッション</p> <p>「すべての子ども、すべての子育て家庭を支援するために ～諸施策の連携と協働のための仕組みづくりに向けて」</p> <p>パネリスト： 駒村 康平 (慶応義塾大学経済学部教授) 大日向雅美 (恵泉女学園大学学長) 成澤 廣修 (文京区長) 柏女 霊峰 (共同代表/淑徳大学総合福祉学部教授) 藤井 康弘 (代表幹事/東京養育家庭の会参与、元厚生労働省障害保健福祉部長)</p> <p>助言者： 藤原 朋子 (内閣府子ども・子育て本部審議官)</p> <p>コーディネーター： 村木 厚子 (元厚生労働事務次官)</p>				
14:30~	<p>閉会の挨拶 潮谷 義子 (共同代表/社会福祉法人慈愛園理事長、前熊本県知事)</p>				

1 日目

2020 年 2 月 23 日 (日)

潮谷 義子

(共同代表／社会福祉法人慈愛
園理事長、前熊本県知事)



皆様こんにちは、打ち合わせではマスクをかけて皆様方にご挨拶するのがいいのではないかという話もありましたが、マスクをかけると眼鏡が曇ります、眼鏡を取ると、老眼と乱視と近視ですので、なかなか焦点が定まらないということで、お許しいただいて、マスクを取らせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

皆様ご承知の通り、連日私たちはコロナウイルスに関心を抱かざるを得ません。

厚労省からも、イベントに関して、国民へのメッセージが出されております。

このような中でのフォーラムということで、私どもも非常に気がかりでございましたが、会場を見渡してみますと、ほとんど申し込まれた方々がおいでくださっているという状況でございます。

実は私たちは熟慮に熟慮を重ねる形の中で、この度の開催を執行させていただいたわけでございます。実行した背景の中のひとつといたしまして、地方自治体において、社会的養護推進計画がほぼ出そろっているという状況です。今後、この推進計画をベースにしながら、各地方でどのような取り組み方をしていくのか、非常に大事な時期に関わってきているということが1点でございます。

そして2点目は、1989年の子どもの権利条約を受けて、子どもの児童福祉法が改革をされました。

それは改めて申し上げる必要もないことですが、子どもを権利の主体として、私たちがしっかりと対応していく大変大事な時期であるということが2点目でございます。

子どもの権利条約、児童福祉法が改正された時、私たち

がなべて口にした言葉があります。

それは、子どもの「権利の代弁者」としての役割を私達が果たしていくということでした。

今、虐待が多くなり、子どもが育つ家庭が揺らいでいる、或いは地域や学校の中でも様々な問題がある、行政の中でも本来的な子どもの育つ場に対して対応できないほどの忙しさの中にある、こんな実態がございます。

私たちは子どもの成長と発達、そして多様な観点で子どもに関わりを持っているそれぞれがテーブルについて、本当に未来の主役であります子どもたちをベースにしてどのように連携を結んでいけばいいのか、このテーブルの中でしっかりと話を深めていきたい、このような願いがございます。

たまたま私たちがよく口にする言葉の中で、今私も使わせていただきましたが、子どもは未来の主役であると、簡単に言いますが、今その実現が非常に困難な状況の中にあります。

私たちは今、この時代を預かっている人間の1人にすぎません。

この歴史と時代を次の世代の中にしっかりと手渡していくという、その責務が、今日お集りの皆様方それぞれに課せられていると申し上げてよろしいのではないかと思います。

今日は日本財団のご支援で、また厚生労働省の子ども家庭局長でいらっしゃいます渡辺由美子局長とともに、論議を更に深めてまいりたいと思っておりますので、どうぞ皆様方、忌憚のないご意見を、シンポジウム、そして分科会

代表挨拶

で語っていただければと願うところです。

ただし、中には、質問者が講演者やシンポジストよりも長いという方も稀にはいらっしゃいますので、どうぞ発言をなさる時には、まとめて分かりやすくしていただきたい、そしてできるだけ多くの方々と、今日のこの日を共有し、更にまた繋げて来年を迎えたいと考えております。

今日は大変な状況の中でも皆様がおいでくださったこと、このことを受けて私たちは大変力強さも覚えているところでございます。

高いところからではございますが、感謝の言葉を申し上げて、私の御挨拶とさせていただきます、ありがとうございます。

吉倉 和宏

(公益財団法人日本財団常務理事)



今日は本当に、今潮谷共同代表からのお話をいただきました通り、会場をあけたら恐らく 6 割ぐらいの埋まりなのではないかと思いついて見えていました。

そうしましたところ、このような形で多くの方々が、本当に申し込んだ方がほぼ全て参加されているという状況に、皆様の熱意に本当に感服した次第でございます。

そしてこの新型コロナウイルスの影響で、諸説今、報道でもおこなわれております、何が良いのか何が悪いのか、様々な議論がある中で、今回この FLEC フォーラムを開催されるということを決断された共同代表の 3 名の皆様から敬意を表したいと思っております。

開催するのがいいのか、開催しないのがいいのかという正解は正直よく分からない状況かと思っております。

ただ、するにしましてもしないにしても、多くの方々から納得の声があったり、批判の声があったりするのはやむを得ないことだと思います。

そこを決断するという点に関しては、本当に大変な決断をしながら仕事をしていることを考えますと、敬意を表しますし、この準備をされてきた事務局の皆様にも心から感謝したいと思います。

そういった意味で、主体性を持って A か B かという判断をしていくのは大変なことだと思いますが、昨今多くの方々、A だけだろうと思うようなことがいくつかございます。

この間、千葉地裁で第 1 回の公判が行われた、栗原心愛さんの事件の件もそうだと思います。

あちらの事件に関しては、虐待は良くないということは

当然のことでありまして、この裁判は傷害致死に関する裁判でございますので、議論は深くはいかないと思っておりますが、やはり SOS を子ども自ら出していたにも関わらず、その SOS がきちんと汲み取られない、或いは誤った形で物ごとが決定されてしまうということに関して、SOS を出した本人の気持ち、心、本当に残念な気持ちになったところは想像に余るところがあると思っております。

そして合わせて先般、神戸市の児相に小学校 6 年生の女子児童が助けを求めた件でも、インターホン越しに断られてしまったという、こちらも報道だけを見るところになりますが、非常に残念な思いをするところでありまして。

しかし、この神戸の報道も深く見ていきますと、神戸市が委託をした NPO 法人、そしてその対応された方は 69 歳の男性、これは恐らく想像ですが、様々な財政難の中で、深夜の勤務をどのようにするかというふうになってきた時に、委託先に委託をすることで経費を下げていくということに関しましては、多くの自治体に関しましては非常に他人ごとではないところではないかと思っております。

また心愛ちゃん事件に関しても、学校の先生が判断をして情報を出してしまったということに関しましては、今の教育、学校の先生の状況を鑑みると、果たして各教育委員会や学校運営において他人ごとなのかということもあるかと思っております。

非常に厳しい様々なマネジメントの中で、そして現場では非常に誤った判断が行われてしまい、そして結果として話題、ニュース、そして残念な結果を招いてしまうということは、我々にとっても日常的に、他人ごとではない世界

来賓挨拶

もあるのではないかと感じたりしております。

この残念な事態ということ、よくメディアですと、誰が悪いのかということ報道されたりしておりますが、これに主体的に自分ごととして、改善改革をどのようにしていくのか、誰が改革改善をしていくのかということころは十分議論をしたり、或いは私のことだなどと思いながら、形を変えていこうというふうになっているにはなかなか見受けられないという状況があります。

海外では既に60か国で、子どもの権利を守り、そして主張していく、或いは政策提言に繋げていく子どもコミッショナーという存在があると聞いております。

日本ではまだそういった存在は無い状況ですし、ましてや制度としては確立されたものはありません。

日本財団ではそういった子どもコミッショナー、もしくはオンブズマンという形で制度化するということを含めて、子ども基本法の制定を目指していきたいと考えておりますが、まずは自分ごととして多くの方々が考える機会ということがとても重要だと思っております。

そういった意味で、敷居を下げて多くの方に理解や色々な思いを馳せていただくために、4月には養子の日という形で、子どもの未来、育ちということを考えてもらう機会

を出していきたいということで、かなり面白可笑しくやったりすることもありますので、中の関係者によりましてはご批判もあるかもしれませんが、敷居を下げるために多くの人たちの理解を求めたいというところもございます。

そしてこのフォスタリングマークという象徴を活用しながら議論をしていければと思っています。

特にこの場は、官民学、そして個人の方々が本当に意見を交わす貴重な場だと考えております。

なかなか我が国においては、こういった場は無いという状況において、今回この貴重な場に、本当に皆さんが熱意を持って集まってくださった、そして英断されて開催されたことには深い意味があると思っています。

是非とも今日明日、皆さんで議論を深めていただきまして、正に子どものことを考えることは日本の未来を考えること、そして自分ごととして多くの議論を交わしていただきまして、闊達な、そして盛り上がりを見せていただくことを期待しまして、私の御挨拶とさせていただきます。

是非ともこの2日間、盛り上がってください、ありがとうございました。

渡辺 由美子

(厚生労働省子ども家庭局長)



皆さんこんにちは。ご紹介をいただきました、子ども家庭局長の渡辺でございます。

今日は第2回のFLECフォーラムにお招きいただきまして、大変光栄に思っております。

私からは「社会的養育の課題と展望」、特に、この後のシンポジウムのテーマであります「社会的養育推進計画」に絞ってお話をさせていただければと思っております。

最初に、ご存じの方も多いと思いますけれども、この計画の考え方や背景について簡単に触れさせていただき、厚労省で年明け以降、個別の自治体にヒアリング等を行う中で見えてきたいくつかの課題に触れた上で、最後に、厚労省の来年度の予算案に盛り込んでいる事項につきまして、新規項目を中心にいくつかご紹介をして、この後のディスカッションの参考にしていただければと思っております。

それでは始めていききたいと思います。今回の推進計画の出発点は、平成28年の児童福祉法の改正です。

この改正では、児童福祉法の理念規定の中に、国、地方公共団体の責務として、「家庭養育優先の原則」ということを盛り込みました。先ほど潮谷代表からお話がありましたが、子どもの権利がしっかりと謳われるようになった、非常に大きなことだと思っております。

「家庭養育優先原則」の具体的な内容は、児童福祉法の3条の2というところに書いてあります。まずは、家庭での養育を保障していく、そのために保護者を中心とした家庭支援をしていく、ここが1丁目1番地ということです。

それが難しい場合には、「家庭における養育環境と同様の養育環境」での養育を保障する、具体的にはスライドの

図にもありますように、里親さんやファミリーホーム、特別養子縁組、そういった選択肢を用意していくということです。

更にこれも難しいという場合には、施設での養育ということになりますが、施設の中でもできるだけ家庭的な環境に近い形でケアをしていくため、小規模なグループケアを推進していく。

以上が、児童福祉法で謳われている、家庭養育優先の原則に沿った基本的な考え方です。

そしてこれを実現していくための、いわばアクションプランというのが、この「社会的養育推進計画」であるという位置付けです。

社会的養育を必要とする児童の現状についてですが、日本全体で見ると約4.5万人と推計されています。

ご案内の通り既に出生数も90万を切って、少子化は非常に急速に進んでいますけれども、これに加えて、家庭の養育力が弱まっているということも、私も強く感じているところです。そういう意味では、社会的養育を必要とする子どもたちについても、潜在的にはもっとあるのではないかと、子どもの数自体は減っていますが、むしろ社会的養育のニーズは高くなってきているのではないかと感じています。

今回の推進計画を作るに当たって一番大事なことは、子どもの視点に立って、ニーズをもう一度検証してみようということですけれども、この潜在ニーズをどうやって汲み上げるかということが重要です。

これは計画を作る段階だけではなくて、実行段階でも重

基調講演

要な視点で、家庭の養育力が弱まってきているということ
を前提に、家庭支援ということも視野に入れて社会的養育
の射程を考えるということが重要だと思っています。

先ほどの家庭養育優先原則との関係で言いますと、現在、
里親さんとファミリーホームに委託されている児童数は
4万5,000人の中の7,000人ですから、ウエイトとして
はかなり低い状況です。

里親等委託率、これは児童養護施設、乳児院、里親、フ
ァミリーホームを分母として、里親、ファミリーホームを
分子として見た委託率の推移でありますけれども、直近の
平成30年でご覧いただきますと、20.5%です。

制度的な違いがあるので単純な比較はできませんけれ
ども、諸外国では大体5割を超えていますので、それか
ら見るとかなり低い。ちょうど10年間で10%ですから、
年1%ポイントずつの増加ということで、増加してきてい
ますけれども、歩みはゆっくりだなというところがありま
す。

それからもうひとつ、むしろ私はこちらの方が問題だと
思うのですが、先ほどの里親等委託率を自治体別に見ると
最小のところと最大のところの自治体で差が5倍ぐら
いあります。

子どもにとってどういう養育環境が良いかというのは、
個々の子どもの状況に応じてしっかりとアセスメントし
ていくことが必要ですけれども、その選択肢が住んでいる
場所によってこんなにバラつきがあるというのは問題で
はないかと思えます。子どもにとっての養育環境の選択肢
の地域間格差は均てん化していく必要があると思えます。

この後のシンポジウムでも議論されます都道府県の社
会的養育推進計画ですが、これは冒頭も申しましたように、
28年の児童福祉法の家庭養育優先原則を徹底していく、
そして子どもの最善の利益を実現するための10年間の計
画ということです。

現在、都道府県と児童相談所設置市で策定中でありまし
て、児童相談所設置市の中には県と一緒に作る場所もあ
りますが、いずれにしても今年度末までに策定していただ
くことになっております。

推進計画に含まれる内容は、①在宅での支援、②養子縁
組、里親、施設といった代替養育、③社会的養育を卒業し
た子どもたちの自立支援、と非常に網羅的な内容になって

います。

策定に当たっては、多くの関係者が一堂に会して、子
どものニーズを中心に据えて議論していただく、そういう話
合いのプロセスを取っていただくということ、これをお願い
しています。また、その中では当事者である子どもの意
見を汲み上げる仕組みを取り入れること、これは直接議論
の場に参加する方法もありますし、調査を通じてニーズを
汲み上げるという方法もありますけれども、そういったこ
とをお願いしているところです。

この後のシンポジウムでご発表いただく3つの自治体
は、いずれもこういったところはしっかりやっていたとい
っているなと思って資料を読ませていただきました。

推進計画では、自治体ごとに5年、7年、10年という
マイルストーンをおいて、数値目標を設定していただくとい
うことになっております。具体的な設定方法については、
一昨年ですけれども、各自治体に策定要領という形でお示
ししており、この中で国としての目標数値についても提
示しています。

この他、推進計画では、(2)子どもからの意見表明や
アドボカシー、これは明日の分科会でもテーマになってい
ると承知しておりますが、子どもの権利擁護の取り組みを
どうしていくかということ、あるいは(6)特別養子縁組、
民法改正で年齢が上がりましたけれども、その支援体制で
すとか、(7)施設の機能転換、さらに、児童相談所につ
いても、例えば(8)一時保護改革や児童相談所自体の機能強
化、(9)自立支援の推進、などを盛り込んでいただくこと
としており、総合的な計画になっています。

各自治体で、既に審議会等を通じて議論を進め、素案を
作っていただいているところですが、約半数の自治
体では、パブリックコメントという形で一般のご意見を募
集されていると聞いておりますし、地方議会での報告等も
される予定だと承知しています。

厚労省としても、年明け以降、いくつかの自治体にヒア
リングをさせていただきました。これは1月27日時点の
データですが、先ほど言いました里親等委託率の目標値の
設定状況を示したものです。

まだ報告されていない自治体もありますし、変更もあり
うとは思いますが、個別のコメントは控えますが、10
年後を見ても、現状とあまり変わらないというところが散

基調講演

見られます。自治体間のバラツキも依然として大きいことから、厚労省としては、目標値が非常に低い自治体については、年明け以降、個別にヒアリングをさせていただいたところです。

そうした中で見えてきた課題について、いくつかコメントしたいと思います。先ほど委託率のお話をしましたけれども、率というのは計算の結果ですので、大切なのは分母、分子に当たる数値を出すプロセスだと思います。

冒頭でも申し上げましたが、代替養育を必要とする子ども数の見込み方、潜在ニーズを汲み取るということが非常に大切です。策定要領でもお願いしていますが、しっかりと対応している自治体がある一方で、現状の延長になっているところもあり、バラツキがあります。

また、里親等の委託が必要な子ども数の見込みについても、足元の実績に縛られてしまっているところも散見されます。大事なことは、子どもの視点に立って、ニーズをしっかりと見込んでもらうということなので、そういった点について、個別のヒアリングの中でも指摘させていただいています。

私自身も2つの自治体に直接お邪魔してお話を伺いましたが、担当の方は子どもの視点に立って本当に一生懸命考えていらっしゃると感じました。

ただ日本はまだ里親文化的なものが根付いていない中で、リクルートとかマッチングとか、或いは里親さんを継続的に支援していくためにどうしたらいいか。今はフォスタリング体制を構築していく過渡期だと思いますが、色々な悩みを抱えていらっしゃるということも理解しました。

国のほうでも、財政支援だけではなく、好事例の横展開も必要ですし、制度的な面での課題があるとすればそういうところも見直しが必要かもしれません。これからがスタートだと我々は思っておりますので、こういう機会を通じて多くの方々のご意見を伺いながら今後に反映していきたいと思っております。

最後に、今申し上げましたことも含めまして、こういう推進計画を進めて行くに当たって色々な課題があります。

ここでは大きく4つの柱を立てておりますけれども、それぞれについて来年度予算の中で少し、いくつかの新規事項も盛り込んでありますので、そこを簡単にご紹介させていただきたいと思います。

まず「フォスタリング体制の構築」というところですが、里親さんを継続的に支援していくためには、この体制整備は非常に重要です。今でも24時間緊急対応のための経費は予算化されていますが、来年度はこれを倍増する予定です。

それから、マッチングのところも重要で、これまでは委託前の色々な交流に係る経費というのは政措置が無かったのですが、今回の予算案の中では新設しました。また、ひとつの選択肢として、既に委託を受けている里親さんに、もう一人お願いするというところもあるだろうということで、2人目以降の里親手当についても1人目と同額にして、現行に比べると倍ぐらい増加させる予定です。

特別養子縁組については、民法改正で年齢が上がったということもありこれを踏まえた支援体制の強化のための経費を計上しています。

施設の機能転換については、母子生活支援施設における特定妊婦の受け入れについて、産前産後母子支援事業を拡充しています。また、児童養護施設の職員体制の強化として、夜間勤務の手当ですとか、小規模・地域分散を進めるための体制強化として、加算の対象となる職員配置を6対6まで引き上げることとしています。

それから4つ目の柱、自立支援では、児童養護施設等における退所後のアフターケアを担う職員の配置に対する財政措置。これまでは技術指導員というかなり限定された位置付けだったのですが、今回は退所後のアフターケアを専門に担う職員を配置していくための手当を創設しています。また、既に社会の中で色々な活動をしている卒業生もいますので、その活動の場を常設できるようにするための経費も計上しています。

予算成立後に具体的なところを決めていくこととなりますが、できるだけ有効に活用いただけるように皆さんともご意見をよく伺いながら今後進めていきたいと思っております。

また、こうした財政支援だけではなく、例えば里親などの広報啓発、まだ国民の認知度は低いのではないかとということも言われておりますので、我々厚労省としても、しっかり取り組んで行く必要があると思っております。また、今日はあまり触れる時間が無いのですが、虐待のケースを見ると、母子保健との連携も非常に重要ではないかと思

基調講演

っております。

母子保健の分野では、去年の臨時国会で母子保健法の改正を行い、令和 3 年度からの施行になりますけれども、「産後ケア事業」を市町村の努力義務として法律上位置づけることとなります。

妊娠・出産の当初からの継続的な関わりというところ、ここは市町村が中心ではありますけれども、一連の流れの中で、社会的養育に関わる様々なリソースと母子保健施策との連携も重要な課題であると思います。今日は時間も限られておりますので、問題意識だけお伝えしておきたいと思います。

いずれにしても大事なことは、今は、子ども受難の時代と言ってもいいと思うのですが、そういう中で、地域の中での子どもの育ちを支えていくため、様々な資源を総動員していくことだと思っております。

私も国の立場として、皆さんの色々なご意見も聞かせていただきながら、できることをしっかりやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

簡単ではございますけれども、私の基調講演とさせていただきます、どうもありがとうございました。

シンポジウム 1 「各自治体の推進計画を踏まえた家庭養護の推進

－特にフォスタリング機関、里親と施設の連携と協働について－

- 事例発表： 河野 洋子（大分県中津児童相談所長）
薬師寺順子（大阪府岸和田子ども家庭センター所長）
山本 瑞輝（石川県健康福祉部少子化対策監室課長補佐）
- シンポジスト： 大久保真紀（朝日新聞社編集委員）
平田ルリ子（清心乳児園園長）
上鹿渡和宏（早稲田大学人間科学部教授）
相澤 仁（共同代表／大分大学福祉健康科学部教授）
- 助言者： 渡辺由美子（厚生労働省子ども家庭局長）
- コーディネーター： 藤井 康弘（代表幹事／東京養育家庭の会参与、元厚生労働省障害保健福祉部長）

コーディネーター

藤井 康弘

(代表幹事／東京養育家庭の会参与、
元厚生労働省障害保健福祉部長)



本ネットワークの代表幹事をやらせて頂いております藤井と申します。東京で10年来里親をやっておりますけれども、かつて厚生労働省で社会的養護の担当課長をしておりました。そうした経験を踏まえてコーディネーターを務めさせていただきます。マスクをつけたままお話しするのも皆様にお聞き苦しいかなと思いますので今は外しておりますけれども、時にはまたマスクをつけさせていただきます。そういうスタイルでやらせていただきますけれども、よろしくお願いいたします。

まずこのシンポジウムの進行ですけれども、先ほど局長からもお話がございましたけれど、今年度末までに各自治体で作成されることになっております新たな社会的養護の推進計画。これにつきましてまず3つの自治体の方に大体15分くらいでプレゼンをしていただきます。フロアの皆様には是非ご自身の自治体の計画と比較をしながら聞いていただければありがたいなと思います。自治体によりましては今まだ2月下旬ですので、計画が最終的にまとまってなくてパブコメ中、議論中のところもありますの

で、その点をご容赦いただければありがたいと思います。

その次に計画とか先ほどの渡辺局長の話も踏まえまして4人のシンポジストの方々に10分程度で、自治体が今後10年で社会的養護を拡充していく新たな計画を策定したんですけれども、そういう中で今後どのような課題が挙げられていくのか関係者、自治体自身であれ児相であれ里親であれ施設であれ、どんなことを考えて進めていけばいいのかということにつきまして委員の方々にプレゼンテーションをしていただきたいと思います。

その後30分くらい残ると期待しているんですけども、私の方でいくつかの論点をピックアップして登壇者の皆さんとやり取りを、渡辺局長も含めてお願いしたいと考えております。そのような進行で参りますのでよろしくお願いいたします。

まず大分県の河野所長から、大分県の計画について宜しくお願いいたします。

事例発表

河野 洋子

(大分県中津児童相談所長)



大分県中津児童相談所の河野でございます。私からは大分県が現在作成している社会的養育推進計画(案)について説明させていただきます。宜しくお願いいたします。

まず大分県の人口ですが約 114 万です。

児童相談所は中央と中津の 2 ヶ所です。それから大分県の代替養育資源ですが、乳児院 1 ヶ所、児童養護施設 9 ヶ所、それから登録里親数 180 家庭、ファミリーホーム数は 11 カ所です。要保護児童数が平成 31 年 4 月 1 日現在ですが 489 名ということで、里親等委託率は 32.9% でございます。先ほどの局長さんの資料で大分県の委託率が昨年度全国で何位ぐらいだったのかなと確認できたところでございます。

早速ですが計画策定の過程について簡単にご説明させていただきます。策定準備委員会を平成 30 年度に立ち上げ、併せて庁内連絡会も開催しました。準備委員会は 5 回ほど開催しましたが特徴的だったのは第 5 回でございました。当事者として代替養育の経験者 4 名、内訳は児童養護施設の経験者 3 名、それから里親・ファミリーホームの経験者 1 名ですが、準備委員会に出席していただき 2 時間半くらい座談会形式で色々な意見をもらいました。後ほどご説明いたしますが、非常に良かった。私どもが計画策定にあたって大事にしなければいけないところを本当によく話してくださったなという風に思っております。

令和元年度になり、策定委員会を設けました。昨年の準備委員会をそのまま継承した形にはなったのですが、委員

として代替養育の経験者 2 名に入っていただきました。内訳は児童養護施設経験者と里親経験者です。策定委員会は 5 回ほど開催いたしまして先日までパブリックコメントの募集を実施いたしました。こちらには一般県民や施設関係者、里親、行政、そして児童等 43 件もの意見が寄せられまして、これをもとに現在最終案を委員会として確認して、今後所定の手続きを進めて来年度以降の計画に沿った取り組みの実施を予定しているところでございます。

まず、計画策定の中での議論や主な意見をご紹介します。やはり今回は、市町村での在宅による子どもの養育を一義的に考えるべきだという 28 改正児童福祉法の精神を受け、市町村の子ども支援体制の議論になりました。その中でショートステイのことが出てきました。市からショートステイの希望者が非常に増え続けているけれども受け皿がないとか、利用料についての指摘がございました。これからはショースティを利用することで、親子分離を行わなくても済むようなことを考えて行かなければならないのではないかという意見もいただきました。

里親委託の推進や特別養子縁組の推進については、大分県がこの 15 年間で里親委託率を 1.2% から 33% まで伸ばしてきた中で、これまで以上に委託を推進するには里親養育の質の担保が必要だとか、さらなる里親支援の必要性等の意見が出されました。それから実際今後フォスターリング業務の委託等を検討するにあたり、里親レスパイトの利用者が増えていることを踏まえ、委託先は、レスパイトを受け入れる施設を持つておくことが望ましいのではない

Day 1. シンポジウム 1. 各自治体の推進計画を踏まえた家庭養護の推進

かという意見も寄せられました。

さらに里親のメンタリティを真にサポート出来るのは民間のフォスティング機関ではないかという意見も寄せられました。これは特に里親やファミリーホームが今後アフターケアや、子どもたちが自立した後に実家機能を担っていくことになるためです。実家機能を担うということは、これから未知の課題が出てくるのではないか。その辺りは児童養護施設等が持っている色々なノウハウが里親の役に立つのではないかというものでした。里親委託を 15 年間推進してきたところですが、里親支援の新たなステージに来ているのかなと考えさせられた意見でございました。それから施設の小規模化等においては、施設の本体機能がしっかりしていないと多機能化、色々なツールをつけてもやっていけないんじゃないか。だから施設の本体機能は本体機能でしっかりさせなければというような話がありました。

一時保護対策や児童相談所の強化については、一時保護者のアセスメント機能はやはり重要なので、今後も子どもにきちんとした説明や一時保護の目的をはっきりさせて適切な期間一時保護をすることを続けて欲しいとか、このような意見が関係者から出たところです。

次に、代替養育経験者からの意見でございます。特に印象的なことを資料では赤字にしています。まず施設や里親での生活の部分では、「自分の支援計画に関わりなかった、自分がどういう形でこの施設で養育される方針が立てられていたのか自分も知りたかった」というような話が出ました。そのほか受診券の問題とか、児童養護施設の在所期間について短期間でと新しい養育ビジョンで示されたことについて、「コロコロ環境を変えるのは良くないんじゃないかな」という話も聞かれました。

児童相談所については、やはり厳しめの話がありました。「ケースワーカーは一年に一回たまに来て話をして帰る人」という意見は子どもの権利擁護の部分から考えさせられるところがありました。それから一時保護ですけれども、「一時保護の説明を受けたかもしれないけど理解していなかった」とか、「一時保護理由を教えてもらいたかった」、それから「勉強は楽しかった、勉強に向き合うきっかけとなった」とありました。実は大分県の一時保護所には、小学校と中学校の現役の教員が教育委員会から派遣されて

おりまして、きちんとした教育が行われております。在宅で大変だった子どもが一時保護所で初めて勉強の楽しさを知るきっかけになったということですが、これはこれまで取り組んできたことに対する評価がされたのかなと思いました。

さらに、「子ども同士の会話が禁じられていたことは辛かった」とありました。禁じていたわけではありませんが、自分の入所経緯や退所後の住所は交換しないようにとか、そのことを話さないように子どもに指導しているため、どうしても似たような子どもさんが集まる場面でそういうことを話したかったけれども話せなかったというような内容です。

子どもの権利擁護では里親家庭に委託されていた経験者ですが、「なぜ預けられたのか知りたくて何度も聞いたけど、解からないと言われた。児相にもルーツを聞いたけれども知らないと言われた、きちんと話してもらいたかった、今でも知りたい」というような切実な思いが語られました。この方は実は県外児童相談所からの措置でした。当時、このお子さんが知りたがっていたことについて大分の児童相談所は知りませんでした。訪問した時に尋ねられても答えられませんでした。児童相談所によって子どもへの説明の仕方、取り組みに差があるということも難しさを感じたところです。

次に、大分県社会的養育推進計画（案）を説明させていただきますが、基本的には国が示した各項目に加え、エリアから見る指標を挙げました。

権利擁護では、アンケートの実施など子どもの知る権利に伴う色々な取り組みを新たに入れました。

市町村の子ども支援体制ですが、市町村子ども家庭総合支援拠点設置は全市町村ですが、併せて「在宅支援率」を新たに入れました。これは大分の特徴と思っています。基準値が 99.66%です。現在、大分県の子どもの 99.66% が在宅で暮らしているけれども、この数字をもっと上げていこうと。わずかでも前年より増やしていこうというのを目標にしております。そのためには子育て支援事業の柔軟な運用ということで、特にショートステイ事業を柔軟に実行できるようにしたいと考えました。これが在宅支援の切り札になるのではないかなと考えております。と言いますのも、大分県の現役の児童福祉司 35 人に「家庭分離をせ

Day 1. シンポジウム 1. 各自治体の推進計画を踏まえた家庭養護の推進

ずに済むケースを増やすために最も有効と思われるサービス」をアンケートで尋ねたところ、ショートステイがダントツに多ございました。私も現在、中津児童相談所の現場にありますが、ショートステイと市町村が持っているサービス、例えばヘルパー派遣とかうまく組み合わせると、在宅では無理じゃないかなと思うような子どもさんが過ごせるということを見ております。このショートステイについて今後力を入れていきたいと思っております。

里親等委託率につきましては、全体は 40%ですが、3歳未満は 75%、3歳以上から就学前は 50~75%、そして学童期は 35~50%で目標値を定めました。そのためにはフォスタリング業務の一部民間委託をこれから検討していくことになっております。それから、ファミリーホームの設置促進ということで、法人型ファミリーホームを児童養護施設 9ヶ所のうち 7ヶ所が今後設置をする予定です。里親型ファミリーホームの他に、法人型ファミリーホームを増やしていこうと考えております。

施設の小規模化は里親委託の推進と同時並行で施設がこれまでも取り組んでいたところですが、今後、地域小規模児童養護施設を 14ヶ所まで増やします。大舎等の施設がまだ 1カ所ありますが、5年後には 0ヶ所にします。

小規模化や多機能化の中でショートステイ事業の弾力的運用ができるような体制整備でありますとか、在宅支援として施設の持っているハードと人を、例えば家族療法事業等を実施して在宅の保護者と通えるような場所を提供ということも考えています。

それから一時保護所においては、現在、教員や保健師、看護師を配置しておりますが、今後も継続していきたいと考えています。

自立支援事業についてもアフターケアのさらなる充実や自立援助ホームの活用を考えています。自立援助ホームについては、例えば通勤寮的な活用も出来ないかをこれか

ら考えていきたいと思っております。

こうした議論の中で残された課題を何点か挙げたいと思います。一つは子どもの権利擁護の部分です。色々な子どもの意見が届かずに不幸な事件が起こっていることを踏まえ、令和 2 年度は国のモデル事業を活用して、子どもの権利擁護、児童福祉審議会の仕組み等を活用しながらモデル事業に取り組んでいきたいと思っております。

それから在宅支援の切り札として考えているショートステイですが、それには核となるようなセンターが必要です。児童家庭支援センターは現在 3ヶ所ですけれども、もっと増やしたいと思っております。ただこれには、運営費という予算の壁があります。現在国から補助金がでていますが、自治体にしてみれば措置費扱いだと予算が組みやすい。これはぜひ今後、国の方で考えていただけたらなと思っております。

それから一番大きい課題が、フォスタリング業務の一部民間委託です。大分県は現在、直営で児童相談所がフォスタリング業務を実施しております。計画では児相と民間で一緒にと掲げておりますが、委託業務や委託先の検討はこれからになります。今後の一部民間委託については県下全域をカバーするため、施設と里親とファミリーホームの三者による大分県社会的養育連絡協議会と協力しながら検討を進めていかなければならないと思っております。

併せてフォスタリング業務の質の確保、人材の確保であるとかが委員会で議論となりました。最後に、児童相談所の体制強化です。中核市である大分市の児童相談所の設置が検討されておりますが、設置時期など未定でございます。これは大分県の児童相談行政に大きな影響を与えますので、今後の大きな課題で関係者による十分な話し合いが必要と考えているところでございます。

以上、大分県の状況についてご説明をしました。ご清聴ありがとうございました。

事例発表

薬師寺 順子

(大阪府岸和田子ども家庭センター所長)



皆さん、こんにちは。大阪府岸和田子ども家庭センターの薬師寺と申します。

私の方からは大阪府の児童相談所長の立場で、「第三次大阪府社会的養育体制整備計画」と児童相談所における取り組みについてお話させていただきます。

推進計画のお話の前に、児童相談所の対応状況と児童相談所が関わる子ども達の現状を共有させていただきたいと思えます。すみません、資料がスライドのみになっておりますので前の方を見ていただけたらと思えます。

まずは大阪府の児童相談所である子ども家庭センターにおきまして虐待通告受理後の対応について見ていただきます。推進計画が示す社会的養護のニーズ量といえますのは、児童相談所が地域の相談を受けることから始まるからです。児童相談所は 24 時間 365 日虐待通告を受理しております。通告受理後は市町村に対し、その家庭の世帯状況、相談対応歴、学校等の所属機関が把握されている状況等を調査して、同時に子どもの安全確認を実施しております。初期調査によりまして一定の情報を集約した時点で、緊急受理会議を実施し初期アセスメントの上で安全確認や対応手法、一時保護の要否判断など初期対応を決定いたします。家庭訪問等による保護者指導や在宅支援を実施する場合と、子どもを一時保護した後に一旦帰るケースもありますけれども、一時保護中に子どもや保護者のニーズ、養育環境をアセスメントした上で、子どものニーズに応じた里親委託や施設入所の措置をとる場合があります。社会的養護は後者になります。児童相談所が一定期間親子を分離した上で子どものケアと保護者支援をする必要がある

と判断しているのに保護者が同意しない場合は家庭裁判所への申立てを行い、司法判断を求める場合がございます。

続きまして在宅支援と社会的養護はどのくらいの割合になっているのかということです。大阪府の 6 ヶ所の児童相談所、子ども家庭センターの虐待対応状況です。

虐待相談は年々増加しておりまして昨年度は 12,223 件、全国 1 位でございます。虐待通告受理後、子どもの安全を確認し保護者支援を行う在宅支援は 9 割以上、社会的養護に至るのは 2~3%という状況です。地域において支援を受ける子どもが大半の中で、社会的養護に至る子ども達はより厳しい養育環境で育ち、深刻な状況を抱えている状況でございます。

一時保護件数も年々増加しております。昨年度は 2,362 件。一時保護件数全体のうち虐待相談の割合も大きくなっている状況です。虐待相談に限ってみますと約 1 割の子どもを一時保護しているという状況になっております。児童相談所の一時保護所以外に児童養護施設や乳児院、里親家庭に一時保護委託を実施しているところでは、

里親ファミリーホームや各施設の各年度当初の在籍状況です。今年度当初は里親ファミリーホームが 162 名、乳児院が 89 名、児童養護施設が 1,137 名、児童心理治療施設が 120 名、児童自立支援施設が 72 名。合計 1,580 名となっております。

施設入所、里親委託に至った社会的養護の子ども達は、虐待を経験した子どもの増加によりまして、こちらにありまますように身体発達の遅れや衝動性、攻撃性、自傷行為などの行動上の問題、愛着障害やトラウマ関連症状など精神

Day 1. シンポジウム 1. 各自治体の推進計画を踏まえた家庭養護の推進

面の問題を示すようなケアニーズの高い子どもたちが多くなっている状況です。

虐待や不適切養育を受けてきたケアニーズの高い子どもには、まずは安全感・安心感が持てる環境で日々の丁寧な関わりや生活や学習の支援とともに、心理教育や心理治療、精神科通院、ライフストーリーワークなどの包括的な支援が必要となっております。施設や里親、ファミリーホームとの事前の子どもの状態像と支援プランの共有、計画的な支援の実行が必要となっております。

こちらから推進計画についてです。大阪府の計画案の策定経過になっております。平成 30 年 3 月に社会的養育体制整備計画策定部会を立ち上げておまして、まず「新規措置児童ニーズ調査」と「措置児童家庭復帰調査」を実施しておまして、実際の措置児童のニーズを把握するところから始まっております。平成 30 年度は社会的養護と子ども家庭支援体制の 2 つのワーキングに分けて、社会的養護と在宅支援というところで 2 つに分けて議論いただきました。また家庭的養護推進計画の見直しにむけた施設ヒアリングを実施していたところでした。

令和元年度に入りまして各ワーキングの意見を集約しながら社会的養護当事者のグループインタビューとアンケート調査を実施しまして、現在計画案についてパブリックコメントを実施しているところです。大阪府の計画策定過程の意見をご紹介します。計画策定部会の委員のご意見です。

・児童相談所が介入措置した後の継続的支援ができる体制づくりが重要

これは現在、児童相談所の体制強化を進めているところです。

・子どもの意見を計画に反映させる定期的な意見を聞く機会を持つべきだ

・社会的養護を担う人材確保が最大の課題になっている

・里親にフォスタリング機関があるように、ケアニーズの高い子どもを養育する施設を支援する機能が必要となっているのではないかと

子どもたちのグループインタビューにおける意見です。

・児童相談担当者が会いに来てくれるのが嬉しい、楽しみにしている

・施設の小規模化は賛成だが地域分散化は賛否両論

・里親推進は賛否両論
・里親推進より実親支援をして家に帰れるようにしてほしい

・里親か施設ではなく、寄り添ってくれてよく話を聞いてくれる里親、施設職員ならどちらでもいい

以上が子ども達の実感だと思います。そういうご意見がございました。

次に施設ヒアリングにおける意見です。

・職員を募集しても集まらない。福祉分野で人材の奪い合いになっている

・小規模化・地域小規模化で生活単位が増えれば、ベテラン職員の確保が必要

・職員の定着と育成に根気強く取り組まなければならない

・地域分散化を進める中で、職員一人一人の負担が増大する一方、子どもが（本体）施設では見せていなかった面を見せるようになり、離職につながる

・地域分散化した生活単位を S V する体制を本体施設で組んだ上で、多機能化や機能転換を行うことが不可欠

・対応困難な子どもを本体施設で養育する場合、学校を始めとする地域資源が不十分であれば、子どもの地域での生活は成り立たない

・保護者の里親理解が浸透していないため、同意がとれない。乳幼児は里親につないであげたい。里親に委託後、施設からのアフターフォローは必要

こういうご意見を頂いております。

大阪府の計画案の基本的な理念、基本的な方向はこちらの通りとなっております。

大阪府の将来の目標です。国から示された手順によりまして代替養育を必要とする子どもの見込み数を算出して、平成 29 年度のすべての新規措置児童 514 人のニーズをもとに里親等委託が必要な子どもの割合を算出しております。将来の里親等委託率を 0~2 歳が 72.3%、3 歳~5 歳が 53.4%、6~17 歳が 48%としています。

次に計画をどのように実行していくかということですが、まず 1 つ目になります。児童相談所とフォスタリング機関の連携による支援体制についてお示します。各子

Day 1. シンポジウム 1. 各自治体の推進計画を踏まえた家庭養護の推進

ども家庭センター6ヶ所ございますけれども、各子ども家庭センターと連携するA型里親支援機関が1ヶ所、B型里親支援機関2ヶ所の設置を目標に平成27年度から取り組んできておりまして、現在このような状況になっております。B型につきましては2ヶ所以上の施設が里親支援専門相談員を配置して各子ども家庭センターと連携して里親支援に取り組んでいただいているという状況です。

里親委託推進に関しまして児童相談所とA型里親支援機関、B型里親支援機関、里親会のそれぞれの役割、A型とB型の業務の詳細や業務イメージを共有して取り組んでおります。これはすごく小さい字で見にくいかと思いますが、子ども家庭センターはA型里親支援機関が里親リクルートから委託後支援まで全て担う過程において、それを実施できるように伴走するという事です。また、B型里親支援専門相談員と連携して、B型については施設を拠点とした支援体制を整備するという事で進めております。令和11年度末にはA型の里親支援機関はその施設で40家庭、B型については20家庭の登録と支援体制の構築を目指して頂いております。

またこれも細かくて申し訳ないですが、A型とB型里親支援機関の業務の詳細をこのように共有しております。取り組みを進めているというところでございます。これが分かりやすく示したものですけれども、令和2年度からA型及びB型の里親支援機関の活動内容を明確にした取り組みが本格的にスタートするという事で、このように全体の里親支援についてリクルートから委託後の支援までA型についてはお任せする、措置機関として児童相談所が連携していくという流れになっております。またB型につきましては児童相談所と連携してリクルート、里親支援を行うという事でございます。

里親支援機関のB型の業務で特徴的なのは、自施設というものがございまして自施設の所属里親さん、MY里親さんというのをB型の里親支援専門相談員、その施設が支援をします。施設は市町村とショートステイの契約をしておりますので、施設で受けたショートステイについて、自施設所属の里親さんにショートステイをお願いするという流れを作れないかと考えております。登録里親20家

庭を目指して各施設の強みを活かしながら委託後の支援体制を整えていくという構想でございます。

2つ目には子ども家庭センターの家庭移行推進チームの取り組みを進めていきます。通告受理後の初期調査アセスメント、初期対応を行う介入機能を担う相談対応課と、里親委託・施設入所措置後の育成支援課という2つの課がありますけれども、育成支援課が相談対応課から引き継いでいくということでございます。その際に、一番下の方にあります、就学前入所児童と全里親委託児童については里親担当と児童担当で編成しました「家庭移行推進チーム」が対応するという仕組みを作っております。就学前児童については3ヶ月ごとにチーム会議を行い、家庭引き取りか家庭引き取りまでに時間を要する場合の里親委託、主に養育里親への委託を進めます。また、特別養子縁組が養子縁組の必要性について方針見直しを行いまして支援の進行管理を行っております。乳幼児については1年というのが子どもにとって非常に大事な期間となりますので、そういった進行管理を行っております。また里親担当と共にチームで里親広報啓発、里親支援を行っております。

最後です。3つ目としまして子ども家庭センターの子どものケア、保護者支援の取り組みを示しております。中央子ども家庭センターに設置しました診療所「こころケア」を中心に集団心理療法、トラウマに焦点化した認知行動療法、各センター児童心理司によるトラウマインフォームドケアを実施しております。

また民間の専門団体と連携しましてCRC親子プログラム、MY TREEペアレンツプログラム、男親塾の保護者支援プログラムに繋いでいきます。各担当の児童福祉司・児童心理司が子どものライフストーリーワークの実践、アタッチメント理論を活用した保護者支援や里親・施設の支援、子育て応援ワークブックなどの支援ツールを活用した保護者支援に取り組んでおります。

以上大阪府の現状、特に社会的養護においてケアニーズの高い子どもが増えている現状、推進計画案の概要、児童相談所の取り組みについてお話しさせていただきました。

ご清聴ありがとうございました。

事例発表

柏女 霊峰

(共同代表/淑徳大学総合福祉学部教授)



※ 山本 瑞輝（石川県健康福祉部少子化対策監室課長補佐）による発表を予定していたが、新型コロナウイルスへの対応が生じ、急遽欠席のため、代理発表。

柏女です。今、石川県のアドバイスをしております関係上で私の方から説明させていただきます。実は本県でコロナ発生の問題がありまして急遽来られないと連絡がありましたので、代役を務めさせていただきます。

お手元のシンポジウム1というレジメを1枚めくっていただけますと、石川県のところに入ります。今ほどの大分県、大阪府が先駆的な取り組みをされていらっしゃるんですけども、石川県は必ずしもそういう自治体ではございません。私は石川県の政策顧問をして10年になりますけれども、私が着任した当初は委託率が数パーセントでビリから2番目くらいの状況でしたが、すぐに関係者たちとワーキングチームを作って少しずつ伸ばしてきて今16%くらいになっております。1枚おめくりいただきますと、計画策定のためのワーキンググループの立ち上げということところです。1年半前からワーキンググループを立ち上げて関係者が全て集まって月に1回くらい議論をしていくということで関係者の中で共通理解を図りながら計画を進めていきました。今日ワーキンググループの方も名簿には1名ございましたので、よろしければこの後補足をしていただければと思いますけれども、そんな流れで進めていきました。

もう1枚おめくりいただきますと、裏に関係者からの主な意見とありますが、ここはお2人の方が全てお話を

していただきましたので省略をさせていただきます。

次のページで里親のフォスタリング体制をどう測っていくのかということでは、具体的には児童養護施設が児童家庭支援センターを併設し、かつ乳児院がフォスタリング機関として中枢的な機能を果たしていくということをメインでやっていこうという形になりました。

次、おめくりいただきますと、石川県の地図が出ておりますけれども、この真ん中の所に金沢市が中核市として児童相談所を持っております。能登と中部と加賀地区、南の方ですけれども、そこに児童養護施設が8ヶ所ございますので、それに児家センを標準装備してそこがフォスタリング機能を担う。それから中核を、能登と金沢に1ヶ所ずつ乳児院がございますので、そこが中心になっていくというイメージで進んでおります。

数値につきましては3月6日に審議会がありましてそこでご議論をいただくという形にしておりますが、大体就学前が50~60%ぐらい、そして学童が40%弱ぐらいで、合わせて40%~50%の間ぐらいということになるかと思っています。

課題としてそこに3つ挙げております。子どもの権利擁護は、石川県は「いしかわ子ども総合条例」というのがあって、そこに権利擁護委員を置いて児童養護施設等々を巡回するという形になっているのですが、

Day 1. シンポジウム 1. 各自治体の推進計画を踏まえた家庭養護の推進

まだ形式的なところがありますので、そこを充実していかうという方向が一つ考えられています。

またフォスタリング業務はそこに書いてありますけれども、マッチング業務について児童養護相談所が責任をもって欲しいという方向性で整理をしたんだけど、フォスタリング機関や里親支援専門相談員がマッチングにどう関わっていくのか、児童相談所との役割分担はどうしていくのかというところが今後の課題となるかなというところでは。

また小規模化、高機能化というところ、多機能かというところでは人員体制の問題が一番大きいかなと思っています。

そんなことが話し合われ、そしてその中で話し合われた様々な意見を取りまとめた報告書を手引書という形で今後 10 年進めていくための、いわば皆さん方で作り上げたものですので、関係者の共通理解としてそれに向けて、それをもとに進めていきたいと考えているところでございます。

私からは以上です。またワーキングの方がいらっしゃいますので、補足をよろしく願いいたします。ありがとうございました。

シンポジスト

上鹿渡 和宏

(早稲田大学人間科学部教授)



今回3つの自治体から非常に公表しにくいようなことも含めてご紹介いただき、心より感謝申し上げます。本当にたくさん考えさせられることやこれから現場で活かされることを報告していただいたと思います。

まず、それぞれの自治体の計画について、気づいたこと、これから意識していくべきことを挙げさせていただきます。その上で、全自治体でこういった計画を立てられ報告が上がってくる頃だと思いますが、それを踏まえてこれからこういったことに気をつけていかなければならないか、私の立場から提言したいと思います。

3自治体それぞれよく考えられ関係者とよく協議されていると思いつつ、大きな変化も感じました。それは子どもの意見を取り入れる、当事者の意見をどう取り入れるかについて皆さんしっかり取り組まれていたことです。国からの計画策定要領の記載項目の2番目にこのことが書かれていて、そういったこともあって各自治体で取り組まなければならないということでなされたのだと思います。3つの自治体全てこれに取り組まれたことがとても良かったなと思うことです。

それぞれについてですが、まず大分県につきましては、たくさん示唆がありましたが、予防の切り札としてショートステイの充実というところが特に強調すべき点だと思います。フォスタリング機関についてはシンポジウム2でさらに詳しく話がされると思いますのでそれ以外の部分で強調すべき点を挙げていきたいです。このショートステイ事業を充実させるにあたって、基礎に

した児童福祉司へのアンケートを実施したところ40%程度、家族から分離することを防ぐことができる方法であるという回答があり、それをもとにショートステイを切り札として、どう増やしていくか考えられた点がとても重要だと思います。

少し気になる点としては、ファミリーホームの設置促進がありました。これは大分県はもともと里親委託率が低い状況から増やしていき、モデルとなる取り組みとして厚労省からも紹介され里親委託を伸ばしてこられたわけですが、さらにここから家庭養育を増やすにあたってファミリーホームを7ヶ所設置の予定ということでした。里親を増やす中で、ある程度増やしていくと頭打ちになるなってくるという話を色々な自治体で聞くわけですが、どのような経緯でファミリーホームを7ヶ所設置する計画なのか、里親よりも法人型のファミリーホームが子どものニーズを満たすものとして、どのような形で活用しようとしているのかについて、また示していただければと思います。

もう一つ、フォスタリング業務の一部民間委託ということこれからしていくということで、これまでは児童相談所の直営で、施設に里親支援専門相談員を配置して取り組まれてきた形をどのように変えていくかということ。これは大阪府が提示されていた方法もその一つかなと思いましたが、大分なりにここも工夫されていく、挑戦していくところかなと思います。他の自治体でも似たような状況にあたり、これから里親支援専門相談員を

Day 1. シンポジウム 1. 各自治体の推進計画を踏まえた家庭養護の推進

増やして、その形でフォスタリング機関をどうしようかというところもあると思うのですが、今回報告された大阪と大分の話は非常に参考になるのではないかとと思うところでした。

続いて大阪府ですけれども、子どものグループインタビューでのいろいろな意見がありました。特に2つ印象深い意見がありました。

まずは、家に帰れるようにしてほしいという声です。里親委託を増やす、代替養育に関してはそちらにチェンジしていくということが話し合われていたわけですが、それよりも良いこととして、自分の家に居続けられるようにしてほしい。これは改正児童福祉法の3条の2でも、一番は自分の家ということになっているわけで、そういったことが子ども側から提示されたということはとても重要です。今回の報告の中でもこれをきちんと入れて頂いたということは、これを一番考えていらっしゃる事の証かなと思います。

もう一つ、里親か施設かではなく、子どもからすればとにかく一緒に生きてくれる人が見つかる場が必要ということで、そういった場を社会として提供してもらいたいということだと思うのですが、そのあたりの意見が取り上げられていたところもあります。

あとはこのA型B型ですね。すでにある里親支援の形ですが、これを上手く活かして既に使っていたものと、これから新しく使うものをうまく合わせて、これから目指すべき方向を考えられているということで、ここをもう少し詳しく伺えると皆さんの役にも立つのかなと思いました。

それとB型で、ショートステイの依頼を受けて、先ほどマイ里親とおっしゃっていましたが、施設に所属している里親さんの元で施設でも里親でもショートステイを受けられるという形なのだと思います。他の自治体でも考えられ、もう実施されているところもありますが、これからの新しい形として広まっていくと良いと思います。

もう一つ、子ども家庭センターの家庭移行推進チームという素晴らしいチームを作られたことがあります。担当者一人配置したのではなく、チームで対応できるよう設定したところが素晴らしいなと思いました。民間委託

すると施設が多機能化、機能転換等で変わっていくわけですが、委託している側、児相であったり、本庁の方も、いろんなシステムが変わらないと民間、施設、NPOだけが新しいことを始めてもすぐ行き詰ってしまいます。このようなことも一緒に変えていこうとするとチームが必要だと思います。各自治体でも新しい計画を実践していくにあたっては、自分たちも変わっていく、その中心となるチームを持つ必要があると思います。

石川県につきましては、「策定要領」・「養育ビジョン」は批判しない、けれども全員の話を聞くということが本当に前向きで、これから子どものニーズを第一に最善の利益を保証するという方向で、国から提示された策定要領に従って何ができるのか、何をしていくべきなのかということの中で考えられたものであると思いました。

そして驚いたのが12のフォスタリング機関。1から12まで番号がふられていたので12まであるのかなと思いますが、これは他ではなかなかできないことかなと思います。通常1箇所か2箇所から始めて増やしていくことが多いと思います。色々な自治体で話を聞くことがありますが、1ヶ所2ヶ所となると、どこが受託するのかということではなかなか手を挙げにくい状況になったり、自治体がどこに委託するというのがなかなか言いにくい、なかなか始められないといったことも生じています。そのような中で皆が変わっていくのだというイメージを県側から示すことで動かしていく方法は有効だと思います。それぞれが新しい事業を開始する時期は違ってもかもしれませんが、このような方向でという県の考える全体像をきちんと示していく方法が確かにあると思いました。これも施設・民間ではなくて県側がシステムをどう変えていこうとするのかという課題への取り組みです。

最後に、小規模化した施設の人員体制を安定させる措置費制度の必要性が示されていました。ここは国の変化が求められるところです。先ほど渡辺局長から色々なことが前向きに示されましたが、さらにここをどういった形で新しい社会的養育体制を支える安定したものにしてもらうかが課題だと思います。国も変わり県も変わり、児相も変わり民間も変わっていくことの必要性が示されていたと思います。

次に、今回挙げていただいた計画をもとに、これから

Day 1. シンポジウム 1. 各自治体の推進計画を踏まえた家庭養護の推進

どういふところに気をつけて実践展開していくべきかについてです。まず大阪の子どものグループミーティングの中でも示した言葉ですが、このような言葉が当事者から示されています。

「一緒に生きてくれる人が見つかる場所」

子どもがそう思える場所ですね。このような場所を社会的養護の場として作っていくということです。これは施設であっても里親であっても、養子縁組であってもです。自分の家でそういうことを見つかればそれが一番良いのですが。

また、東京都の里親さんの取り組みで里親養育に必要なもの、スキルとはということが話し合われた会議があるのですが、その中で里親さん同士、子ども同士、そして専門職員の中での話し合いが同時に行われました。子ども会議の中で示された言葉があり、それが、先ほどの大阪府の子どものインタビューと同じことを言っています。今自分が一緒にいる里親さんのもとで何が必要か考える中で、自分の親の話になって、

「もしかしたら、『下手な躰（虐待）』の方法しか分からず、親も困っていたのかもしれないという発想から、親も助けて欲しかったという思いが出てきた。もし親を助けてくれる人がいたら、自分は離れずに仲良く暮らしていけたのではないか」

という言葉です。これは改正法3条の2の一最初に言われていることでもあり、これから私たちが向かっていくべき方向でもあるのですが、確かに子どもからもこのような声として挙げられていて、一番大事なこととして捉えていかなければならないと思います。

ここにいる方々は虐待といえは早期発見・介入されてその後命を救われた後どういったところで生きていくかということも含めて大事な取り組みであるし、今回の計画というのは全てが盛り込まれているということを理解されていますが、一般の方々は報道される早期発見・介入の部分しか知らず、その後子どもがどうなったか、また、早期発見よりもさらに前にやるべきことがあること

を知らなかったり気づいていなかったりします。ですから、この全体を是非各自治体で計画し実践展開していく中で、県民市民に伝えていくことがまずは必要だと思います。里親をリクルートするというのは、実はこのことを同時にやっていくことにもなると思います。親との生活を続けられない子どもが私達の県には何人いて、赤ちゃんが何人いて、この子たちを家庭養護にするというのは子どものために国が法律で定めた方針であり、県としても10年でこのように変わっていきますよと県民に知らせていくわけですから、県民の本質的理解がこれまで以上に促されていくと思います。

これまで日本では社会的養護・養育という「実践」はされてきましたが、これと「施策」「研究」があまりかみ合っていないかと思っています。それが2020年4月から改正法のもと策定された計画が実践に移されることとなり、実践と施策の歯車がしっかり噛み合っただけでなく10年が始まります。そこにさらに研究・評価の歯車を噛み合わせる必要があると思います。これから展開される実践が子ども達にとって良い結果・成果をもたらすのかということをしっかり見ていくようなシステムが必要です。私はイギリスの研究をしています。イギリスの社会的養護が全てうまくいっているとは言えないのですが、常に子どもにとって良いものを生み出していくために実践・施策・研究3つの歯車がしっかり噛み合っただけでなく連動しています。イギリスのようになるというよりは、イギリスが目指しているもの（子どもの最善の利益保障）に向かっていこうとする方法を日本でも取り入れるべきだろうと思います。実際、法改正でもこのような研究や評価の必要性が書かれてあり、新ビジョンでもこういった研究や仕組みを国が創設すべきであるということは入っています。これからを子どものための5年、10年としていくにあたってこのようなシステムを作っていく必要があると思います。

家庭・地域を基盤とする養育への移行の取り組みを世界中の様々な国で実践しているNGOが英国にあります。ルーモス(Lumos)というNGOです。各国での経験から、このような取り組みの中で大事なことが挙げられています。

一つは地域における家庭養護への移行が可能なことを

Day 1. シンポジウム 1. 各自治体の推進計画を踏まえた家庭養護の推進

証明するためのパイロット・プロジェクトの実施です。これから日本で全ての自治体が動いていきますが、その中でも、より確実に動こうとしているところにモデル事業などを集中させるような形で、そこをまずしっかり成功させていくということもこれから必要ではないかと思えます。さらにミクロレベルで言えば一番大事なのはある委託先施設から里親へ子どもの措置変更が起こるわけですが、この移行経験を子どもにとって酷い経験とすることのないよう十分配慮するということです。子どもにとって最善と思って実施された移行が実際には子どもに

とって最悪の経験ともなりうることに常に留意しそのようなことが起こらないよう準備する必要があります。

もう一度最後に、今回お示した子どもの声を思い出してください。実はこの言葉は社会的養護下の子どもたちだけの言葉ではないと思っております。この子どもたちの困難にこれから 10 年取り組むことで、この周辺にいる子どもたちへの取り組みにも確実に繋がるものだと思います。これからしっかりとした取り組みが全国で展開されることを期待しております。

シンポジスト

平田 ルリ子

(清心乳児園園長)



よろしく申し上げます。資料は4枚目からです。時間が限られているので、強調したいことから話します。

5枚目の裏に年間の乳児院を利用する延べ人数の図があります。4月1日から新規に措置をされた子どもの数、一時保護委託でお預かりした子どもの数、私的に契約でお預かりした子どもの合計数を示しています。年々増えていて、平成29年度は、年間12,000人の子どもたちが乳児院を利用しました。

私たちが都道府県推進計画等々の参画するに当たり、考えたことがたくさんあります。様々な子どもや家族の支援につながる計画になることが必要です。乳児院は、措置としてお預かりする子どもたちの他に、地域で子育てを支援してほしいかたがうまくいかない状況にある方であったりと、さまざまな子どもと家族に出会うんです。乳児院は24時間365日稼働しています。夜勤を行う施設でどの時間帯にも職員がいます。赤ちゃんの命を預かり守ると役割からスタートした乳児院。夜はどうしても職員数も限られ手薄になっている状況はありますが、どの時間帯のオーダーにも応えてきた実績があります。

先ほど、ショートステイの活用が話されていましたが、ショートステイを含めたレスパイトが実親支援の鍵になるとも考えています。現実にはショートステイの中に非常に重たい背景のもと家族がいらっしゃいます。ショートステイは申請、利用型なので親御さん達も利用しやすい市町村も薦めやすい。一時保護は「引上げられる、取り上げられる」と抵抗感があります。

ショートステイから一時保護委託、そして措置へと移

行するケースも多くあります。また、地域の要対協の見守りの中で生活家事支援、行政のサービスに繋がるケースもあります。行政サービスを利用する、人に頼る(支援を受ける)ことを保護者、家族の方々に納得してもらえなければ支援に繋がっていかないと思います。

今回、全国でして「新たな社会的養育推進計画」が検討されるにあたり、全国乳児福祉協議会(乳児院の全国組織)として報告書「乳幼児総合支援センターをめざして(今後の乳児院のあり方検討委員会報告書)」を作り、各都道府県に届けました。

委員会には、愛着の専門家、地域の母子保健の専門家などに参画いただきました。予防的関わりにも力を入れていく方向性を出しています。社会的養護を利用している子ども総数約45,000人は、日本の子ども人口0.25~3%と言われていています。諸外国と比較すれば低く、日本の社会的養護下にいる子どもたちは非常に課題の多い子どもや家族が利用をしていると言えます。乳児院でも、医療・療育・養育を専門的に行う必要のある子どもたちです。

推進計画の見直しにあたり、平成29年8月に出された「新しい社会的養育ビジョン」を見たとき、潜在的な課題を抱えた子ども、家族への支援を行う乳児院にはどんな機能があり、新たに何が必要なのか、地域支援も含めた施設機能、すでに備えているもの新たに付置するもの可能性も含めて、その潜在機能を見える化をするために報告書を出させていただきました。検討委員会の中で、乳児院でお預かりした子どもの半数が地域に帰っています。すでに地域との繋がりはあるものの機能として繋が

Day 1. シンポジウム 1. 各自治体の推進計画を踏まえた家庭養護の推進

っていません。帰る地域の要対協が機能していたり、養育訪問事業など育児支援事業のメニューが豊富な地域はスムーズな移行ができています。またこの機能があれば地域での生活が可能なのに・・・という家族もおられます。支援が繋がらなければならない。そうであるならばその支援を乳児院ができるのではないかと考えました。

しかし乳児院、広域なので社会的養護で専門的な力がある施設が横串になって地域のこういう支援を新たに担っていくということも視野に入れる必要があると感じました。

そのためには職員がいくつもの職(役割)を担うのではなく、その職を担えるような職員配置が整備されていくことが非常に大事です。

フォスタリングという機能をこれからどのように施設が担っていくのかについて言わせていただければ、私の施設も日本財団からの支援をいただいて2年間フォスタリング機能の取り組みを行ってきました。次のシンポジストである NPO 法人キアセットよりコンサルを受けたの実施です。

取り組みにあたり大切にすることが、「何のためにこの事業をやるのか。」という目的です。里親を開拓することを地域に求めて行く時、私たちは何を成していくのか。をずいぶん時間をかけて検討しました。子どもが家庭的な生活ができるようにしたい。でもそれは子どものニーズに沿った人であること、この子を育ててくれる人であること、この子を可愛く思ってくれる、この子の家族の課題に向き合ってくれる里親さんに出会うために、そんな人たちを一人でも増やしていこうという結論に達しました。

結果、地域の方々に、支援を必要とする子ども、家族

の存在を知っていただくことでした。これは施設も同じだと思えます。施設の利用を必要としている家族と子どもがいる。そういうことがこの日本にあるんだということを知ってもらうことと、その方々も地域の一員であるということ。子育ての社会化と言われて非常に長い年月が流れていると思いますが当たり前になるのは難しいです。

フォスタリング機関を乳児院ができると思ったのは、乳児院で行っている「チーム養育」です。里親さんを自分たちと一緒に子育てをする仲間として一緒に伴走するというキアセットの方針はまさに一緒だと思いました。

乳児院では、子どもをチーム養育し保護者をチームの一員として巻き込んで、一緒に子育てし地域に返すという仕事をしています。自分たちがやってきたことが生かせる仕事なのです。

都道府県新たな養育推進計画でも、数字ばかりが強調されがちですが、子どもは里親養育で何がなされるのか、施設養育で何が成されるのか、その意図と結果が大切であると思います。それをきちんとアセスメントすることが大切な最初の出発点です。一時保護の段階で、必要とされるアセスメントが実施できる環境にあるかがまず問われるべきだと思います。

現在行っているフォスタリング機関事業で、リクルートを行った一緒に伴走するはずの里親さんが、マッチングもなしに委託の話が降りてきている現状に少し危惧しています。

さまざまな課題をもう一度一緒に考え対応できるような推進計画になればと思っています。

以上です。

シンポジスト

大久保 真紀

(朝日新聞編集委員)



私は今日はパワポはありません。10分というお約束なので手短に入りたいと思います。私は厚生労働省がまだ厚生省だった時代に記者として厚生省の担当をしました。子どもの問題は、児童虐待防止法ができる前から細々と関わってきました。

昨日おとといの夜も今朝も LINE のやり取りをしている19歳の女の子がいます。「今、歌舞伎にいる、出会い系に行ったんだけど」と彼女は送ってきます。

出会い系というのは女の子がタダで行ける場所で何時間いてもいいんですね。飲み物もお菓子もタダです。男の人は4,000円ぐらい払って来る。そこで男の人と話をし、行き場を確保するという場所です。女の子からさきほどのようなLINEが来たので、どうするのって聞いたら「うーん」って言って。「でも私にLINEが来るということは迷っているんでしょう」と私は言いました。「迷っているって事はやめたほうがいいんじゃない？」というやり取りをして、30分ぐらい話をしました。「じゃあ帰る」と言って彼女は歌舞伎町から離れ、帰ってきました。彼女は家で身体的暴力を受け、児相にお世話にもなっています。実は性的虐待もあったんですが、児相でなかなか話ができてなくて、家に帰され、その後、家にいたくなくて家出を繰り返しました。児相の一時保護所には入っていますし自立支援施設にも入っています。自立援助ホームにも入っていますが、どこもかしこも短期間です。自立支援だけは決められた期間いましてけれど、自立援助ホームに行っても、歌舞伎に行きたいって言い出すので、お金を渡されて、短期間で出されたそうです。今はたまたま民間で支援してくれる人が見つか

って、生活保護の手続きをしてもらってシェアホームに住んでいるという状況です。

彼女は寂しくて寂しくて仕方がない。家には全く帰りたいありませんし、寂しくて、歌舞伎町に行っている、つまり体を売っているということなんですね。生きていくために。つまり、社会的養護から漏れた子が今でもこうやっています。

今日のみなさんのご報告をうかがい、国が方針を決めるとこれだけみなさんが同じ方向で動くんだということがわかり、とても嬉しく思います。一つの方向に施設も里親も行政も皆さんが向かっているということを感じて、20年前と比べると全然違い、光を感じます。

ただ各自治体で代替養育が必要な子どもの数というのを出していらっしゃるんですが、これは今の代替養育を必要な子をベースにしているのか、それとも私がお話ししたようないまの支援からも漏れた子どもたちはどう考えているのかと思いました。

今日発表された3自治体に限らず、他の自治体でもどう考えているのかということが気になりました。さっき平田さんがおっしゃったように日本は社会的養育のもとにいる子どもたちの割合というのは諸外国に比べると1/3だったり1/5だったりという数字になっています。キャパがありますし、出来る限りみなさんが努力されていることを分かった上で言うのですが、本来外国であれば社会的養育に入る子どもたちが日本ではもしかするとまだ社会的養護のもとに保護されていないのではないかと私は感じています。代替養育の必要な子どもの数というのをどのように算出して見ているのだろうかということ

Day 1. シンポジウム 1. 各自治体の推進計画を踏まえた家庭養護の推進

をまず一点感じました。

それから権利擁護についてですが、皆さんのお手元には新聞記事をお配りしてあります。まず 1 ページ目の「子どもアドボカシー」という記事はアドボカシーについて書かせていただいています。記事の左上に出ている佐藤智洋（ちひろ）さんは有名な方なのでご存知かもしれませんが、社会的養護のもとで育った方です。今は 24 歳で社会人です。彼女は「私は意見を表明する権利が自分にあることを知りませんでした」とおっしゃっています。まず子どもたちに意見を言っていないんだよ、あなた達には権利があるんだよということを、これは社会的養護の世界だけじゃなくて日本全体だと思うんですが、子ども達に知ってもらうことが最初の一步だと私は思います。

さらに「自分の知らないところでいろんなことが決まって自分の人生に自分がいないように感じていました」と彼女は言っています。どこかの自治体の発表でありましたが、お父さんに意見聴取をしたら自分の計画に関わりたかったという声がありましたよね。まさしくそうだと思うんです。ここもやっぱりポイント。もちろん面倒くさいですよ。話し合いにお父さんを入れるというのは手間がかかるし、大変だと思うんですが、子どもの自立支援計画を作るときに子どもも会議に参加してもらうということも追々考えていくことがとても大事だと思います。

彼女も言っていますが、何でも子どもの意見を全て聞いていいなりになることが子どものアドボカシー、意見表明権を保障することではありません。今の体制や今の状況で子どもの意見を聞いても、現実が無理なこともありますよね。そしたらその時にきちんと、こうこうこういう理由だったから、とても良い意見だったけど、今の段階ではここまでしか出来ないんだということをフィードバックしてあげる必要があると私は思います。そのフィードバックをしないと、子どもたちの話していいんだという気持ちがいぼんでいくと思います。話しても何のフィードバックもない、何の結果も生まれないということであれば子どもたちは話さなくなると思うんですね。ここで彼女も言っていますけれども、佐藤さんいろいろな所に呼ばれて話をしていると。しかし、多くが聴き放しでフィードバックが来ないということをおっしゃっ

ています。これも本当に手間がかかることですが、もし審議会とかで子どもの意見を聞かれたら、その後、みなさんの意見をこういうふうに審議して こんなことを考えたとか、まだまだこういう体制だから出来ないんだということを丁寧に伝えて、フォローしていくということが必要だと思います。これは施設の中でも同じで、子どもの意見を聞きましようというのが今トレンドになってきていると思いますが、聞き放しで満足しているのは大人側かなという気がします。聞いて、子どもたちがどうしたいのか。言っただけで満足する子どももいます。聞いてもらっただけで満足すればそれで OK ですし、やっぱりその状況を変えたいんだっていう時には一緒に考える。これは中立的な第三者じゃないと務まらないと思うんですが、子どもの立場に立って、子どもと同じ立場で話をしていくアドボカイトという人を追々置いていくことが必要です。

施設も児相も、みんなが出来るだけ子どもの声は聞くという姿勢がとても必要だと思います。その前提の上で、でも児相や施設の職員さんが子どもの意見をいっぱい聞いているからといって、その方を子どもアドボカイトとは言いません。それは、中立じゃないからです。少し前に、三重県でも子どもに担当の児童福祉司さん以外に子どもの意見を聞く児童福祉司さんをつけるという記事が東京新聞に出ていました。それが、アドボカシー制度を始めるといって書いてありましたので、どうなのかなと私は疑問に思いました。担当の福祉司ではない別の人に話を聞いてもらうというのはとても良いことだと思いますし、それはニュースとして記事にする価値があると思います。でも、それは所詮児相の立場で話を聞くということになるので、子どもの意見を聞くアドボカシーのシステムを始めた認識するのは違うのではないかと思います。

お時間なのでとりあえずここでおしまいにしますが、最近、子どもが意見を言って、とりあえず聞きましようという状況にはなっています。でもその先がどうなのだろうと思います。大人側の満足じゃなくて、私たちも真剣に、出来ないことは「ごめん出来ない」と言わなくてははいけません。そこがこれからの課題かなと思いました。

Day 1. シンポジウム 1. 各自治体の推進計画を踏まえた家庭養護の推進

それともう一点だけ。ショートステイやレスパイトで施設を使うということは必要で、それはとても重要な役割だと思います。資料でお配りした私の記事にも入っていますが、一時保護所もそうですし施設もそうですが、子どもが本当に安心して安全に暮らせる場所であること

がまず大事だと思います。厚労省が定める一時保護所の職員配置基準は、施設以上にすべきだと私は思います。そういったところも今後の課題だと思います。本当にレスパイトにしていくためには安心して子どもが過ごせる場所にする必要があると思います。

シンポジスト

相澤 仁

(共同代表／大分大学福祉健康科学部教授)



時間の調整ということなので私も飛ばすところは飛ばしてポイントだけ説明させていただきたいと思います。

家庭養育優先の原則に基づき、目指すべき社会的養育の方向性は、出来るだけ家庭の中で養育されるということが第一ということで家庭養育の推進ということですが、養育推進計画の中にある子どもの直接支援サービスや親子入所機能創設などの分離しないケアの充実を図ることなどが必要。そう考えた時に、やはりわが国で足りていないのは要支援 4 のいわゆる補完的な機能といったところが不十分です。つまり、スモールステップができる子ども家庭支援システムを構築していくということを考えてみますと、連続的にある子どもに対して支援をしていく。先ほどの支援レベルで言うと要支援 3~4 レベルが施策としては不十分。例えて言うならば淡水域を在宅支援、海水域を代替養育とすれば、在宅支援と代替養育が混合している汽水域を強化するということが必要だということ。わが国は汽水域の事業が不十分だということで、子どもや家庭のニーズに対応したソーシャルワークを展開することが出来づらいという状況にある。法改正により既に里親等による家庭環境調整が行われることになっておりますけれども、提言されているショートステイ里親とか一時保護里親とかそういった種類を創設して、補完機能として子どもと家庭のニーズに対しソーシャルワークを展開できるようにするのが必要ではないかと。例えばショートステイなどを定期的・断続的に使用することによって、分離せずに進めるケースが一定数いるだろうということです。またこのようなショートステイの活用のプロセスを経て、代替養育をするよう

なことになるれば連続的な移行支援に繋がるため、子どもも生活経験のある里親での生活であれば不安は軽減されることになりまして、また里親と保護者との関係も作っていくことになるために家庭環境調整も作りやすくなると思います。

先ほど河野さんからのご説明ございましたけれども、大分県の計画の策定にあたりまして、私もその策定委員会の委員でございますので大分県子ども・家庭支援課に依頼して児童相談所の児童福祉司を対象にして実施したアンケート結果を見ると、先ほどの説明のように分離せずに済むケースの割合は 40%くらいいるという結果が出ています。また分離せずに済むケースを増やすために最も有効と思うサービスで高かったのは、そこに書いてあるショートステイ 1 位ですね。次いで保育所 2 位というような結果が出ています。全体が 23 人で大分県のみでございますので、また全国各地で調査をすればいいかと思えます。

ある A 施設における市町村ショートステイ事業を見ると年々増加している傾向にある。こういう結果を踏まえて大分県では子育て支援事業の柔軟な運用、目標指標としては在宅支援率を毎年度対前年度比で増加ということも目標としております。代替養育をいかに減らしていくか、代替養育の数値目標が注目されていますけれども、一番注目すべきは在宅支援率をどう高めるかということだと思います。こういう調査結果からも代替養育を減少させるためにはその施設による淡水域、汽水域、海水域の連続的な支援が展開できるような対策を講ずることが極めて重要です。要するに支援策としては、そこに書き

Day 1. シンポジウム 1. 各自治体の推進計画を踏まえた家庭養護の推進

てあるような子育て短期支援事業の弾力運営化。今大体7日間ぐらいの活用ですが、断続的・定期的に活用できないか。それから子ども家庭総合支援拠点における協力家庭等の預かりサービス活用型支援や家族療法事業の拡充とか、それから先ほど言ったショートステイ里親とか保育里親とか一時保護里親の創設とか、ファミリーホームのショートステイの受け入れ拡大とか。それから施設における子育て短期支援事業の受け入れ拡充、施設における子ども家庭総合支援拠点事業の一部受託。そういうことを考えていく。その他は、こういうことも考えたかどうかという事業が資料に書いてありますので読んでいただければと思います。

その次に家庭養護の推進ということですが、やはり最も重要な課題は里親リクルート。家庭養育の社会資源としての里親を確保するという事は必要不可欠。どのように具体的対応すれば里親のリクルートは可能なのか。そこに示したように今個人レベル、地域レベル、国レベルで総合的かつ積極的な活用を展開することが必要不可欠。しかしこのような対応をしても里親リクルートが推進できないのはどうしたらいいかということで、私の一つの提案ですけれども、民生委員のような法律による里親の確保というようなことも今後検討していったらいいんじゃないか。地域共生社会を育むためにも地域の重要な資源の一つとして里親を確保することが重要ではないかと考えます。

次に里親と施設との連携・協働ということですが、先ほど河野さんからも説明がございましたけれども、大分県児童養護施設協議会（ここには乳児院や児童自立支援施設など入っています）、大分県里親会、大分県ファミリーホーム協議会が社会的養育を必要とする子どもたちのための会員相互の連携を強め、効果的な活動を推進することを目的に2018年4月に大分県社会的養育連絡協議会を設立して活動しております。具体的な活動としては資料に書いてあります、大分県社会的養育職員等合同研修会を2月17日、18日に開催をしております。その他フォスタリング機能の充実強化としてレスパイトケアによる暮らしサポートなどを実施しておりますし、さらにオレンジリボン運動なども実施しています。

これはA施設におけるレスパイト事業の実績推移で

すけれども、ここ数年間レスパイトケアが増加しております。施設によるレスパイトケアを活用している里親が増えていることが示されている。私もこの協議会のアドバイザーとして参加しているんですが、各協議会間やメンバー間の関係性が形成されておまして、里親と施設の連携協働を推進するためには、こうしたネットワークを形成して合同研修会やレスパイトケアなどの取り組んでいくことも効果的な方法ではないかと思えます。

もう一つ。里親と施設の連携協働としてファミリーホームの推進について取り上げたいと思います。施設における多機能化や家庭養護化を推進することも必要であり、施設の専門性やノウハウを活用する法人型を中心とした基幹型ファミリーホームを創設したらどうかという提案です。代替養育機能4人、そして子育て支援・保育機能+フォスタリング機能2人を持つファミリーホームを設置することによって比較的専門的な家庭養護が必要なお子さんの受け皿になるとか、里親が一定数いる地域に設置して里親支援が可能になるとか、チーム養育を推進する。それから出来れば夫婦職員の活用によるファミリーホームシステムの推進ということで。そのためには運営をするための人員配置、ファミリーホームの現体制にフォスタリング等担当者の複数配置、それを可能にする予算が、措置費制度の変更などによる対応が必要かと思えます。

最も重要なことは一人ひとりの子どもの健やかな成長・発達にとって最善の利益を優先していくこと。家庭養護体制を整備するために、その一つとしてこのようなファミリーホームを設置して子どものニーズにマッチした養育資源を提供することに他なりません。同時に大阪府のB型までには至らないかもしれませんが、C型ということになるのでしょうか、このようなフォスタリング機能などを持った基幹型ファミリーホームを設置することによってその役割を果たして、里親との連携強化を図っていくことになるのではないかと。あるいは施設の養育をより家庭養護に近づいていく養育を展開することが可能になるのではないかと。検討いただければ幸いです。

ご清聴どうもありがとうございました。

ディスカッション

藤井：

ありがとうございました。

それでは残った時間、少しでもディスカッション出来ればと思います。

それぞれ重要な論点をたくさんいただきまして、とても全部はこなせないのですけれども、一つはやっぱり 3 府県の計画を聞いていてもフォスタリング機関というのは重要な論点かなと思います。

私は今回の計画の策定において、数値目標ももちろん大事なのですが、自治体としてはその目標を達成するために具体的にどんな施策をどういう風にやっていくのかということがむしろ大事なんだという風に思っています。

そうした観点から見ますと、最も重要な施策の一つはフォスタリング機関の設置ですね。その具体的なあり方についてはシンポジウム 2 の方で議論をしていただくとして、いくつかの確認も含めてお聞きしたいのですが、一つは上鹿渡先生の問題提起にもありました大阪府、薬師寺さん。民間のフォスタリング機関を設置して、子ども家庭センター、すなわち児童相談所を含めて A 型 B 型と独創的な支援体制を作るといような格好になっているのですけれども、これは大阪府の中で具体的施策の目玉の一つだと思うのですが、そういうふうな体制になった理由とか経緯をもうちょっとお話いただけますでしょうか。

薬師寺：

なかなか A 型里親支援機関はパッケージ化した里親支援機関ということで、二の足を踏むと言いますかハードルがすごく高いですね。ですので、専門機関であるケアアセットさんにまずいていただいて、その次に乳児院の方で A 型の里親支援機関を今もいていただいていますし、今後も乳児院さんにそれをお願いしたいという形で

進めております。

里親支援専門相談員さんがこの間かなりリクルート活動ですとか訪問支援活動をしていただいています。そういったノウハウが、ソーシャルワークの出来る里親支援専門相談員さんが児童養護施設等に B 型里親支援機関となっていて、施設は偏在をしておりますけれども、それぞれの市町村はショートステイなりで関わりがあるということですので、それぞれの市町村、B 型のある施設さんには何々市さんと何々市さんを担当していただいて、そちらの担当者の方とのパイプをしっかり作っていただいて、広報啓発活動もいろんなことで関わっていただいて。共同で例えば図書館で後見するとか、そういったリクルートからまずしっかりと市町村と連携して B 型にはやっていただいて、その後調査とかそういうことも相談所、子ども家庭センターと一緒に組んで、同席面接をしたり同席訪問をしたり、そういう形で里親支援を担っていただくと。そこは児童相談所のワーカーも行くし、B 型の里親支援センターの専門相談員も行くという形で、重層的な関わりという事を構想して進めさせていただいております。

藤井：

ありがとうございます。

もう一つ石川県なんですけど、柏女先生にお伺いしているかどうか。これも先ほど柏女先生からありましたけれど、あれだけの数の施設にフォスタリング機関をお願いするというのはやっぱり具体的施策として目玉だと思うのですが、児童養護施設あるいは乳児院の受け止めがどんな感じか。柏女先生かあるいはワーキングの方がいらっしやると先程ご紹介がありましたけれども、どちらかお話しいただければありがたいなと思います。

柏女：

Day 1. シンポジウム 1. 各自治体の推進計画を踏まえた家庭養護の推進

はい。ワーキングの方がいらっしゃいます。急に振りますが、代表してお願いします。

フロア：

すみません、石川県のワーキングの者です。

母子生活支援施設から参画しているので、フォスタリング機関として指定を受けている児童養護施設とか乳児院さんとは違うんですけども。ワーキンググループに参加していて、皆さんフォスタリング機関としてやっていこうという感じでした。それで、ただ本体施設としてやるのではちょっと難しいので、だから児家センのシステムの中を取り入れてやろうということでした。

藤井：

ありがとうございます。すごく期待させていただける感じだなと思いました。

柏女：

合意を作りながら一步一步進めて、後戻りもしながら、ワーキングチームが進んでいく。その中で合意が出来上がっていったのではないかという風に思っています。

藤井：

プロセスとしては素晴らしいことではないかと思いません。

そんな話を含めた、次に平田会長、数値目標等に関してもいろんな議論があったと思いますけれども、私は乳児院は全乳を中心に比較的冷静に受け止めてらっしゃって、資料にもありました乳幼児総合支援センター、こういった構想を既に打ち出されていましたよね。フォスタリング機関を含めて多機能化への道というのを着実に議論をされてきている。そういうイメージが私はあるんですけども。私たち里親もそこは期待をさせていただいているんですが、そうは申しましてやはり全乳としては今後会員の皆さんの意識改革というところも大事な課題になってきますし、また国に対して色々制度的なところも含めた要望もしていかなきゃいけない。内外両面、課題が色々あると思うんですが、今後どういうところに重点を置いて、どんな風に進めようとしていかれている

のか少しお伺いできればと思います。

平田：

確かに数値目標が出された時に、現場の職員はやはりそのことによって全てが変わってしまう変化の怖さ。何が変わるのかが分からない怖さというのが一番大きかったかなと思います。ただ自分たちがやっている仕事は、どこでみんな手が繋げるかっていえば、「子どもを幸せにしたい」だけなんです。子どもが幸せに生きる国でありたい、だから当然子育ての中に支援が必要だと。その支援のあり方が色々あるという風に考えた時に、自分達の専門性をもって何が出来るのかという立ち位置に立ったというか。

全乳協の長い歴史を辿れば、病院からスタートして地域の子育て支援をも担うような組織に変化しています。現在お受けする子どもたちの状態は健康ではない。子どもの育ちに支援の必要な子どもがいるが、その保護者の方にも精神疾患等いろんな課題があって支援があって当たり前。子育て出来ないという以前に、当然うまくいくと思った子育てがうまくいかないのはなぜだか分からないままに辿り着くような家族がいるとすれば、その支援の層があることと、それがきちんと支援をすればもう一度この家族、地域で生きるという選択が出来る可能性があること。そうでなければ皆さんが今いるような、新たな家族に出会うことが必要だろうと。

究極の到達点は、新たな代替の里親と言われている家族から実親のもとに帰るというサイクルがきちんと出来るようになることかもしれません。今回の施策の方向性は大きな目標となるだろうとは思っています。そのためにそれぞれがどのような専門性を発揮していくか。里親の方々もその生き方を選んだ人たち。施設で子ども達の支援をする、家族の支援をするという職員も、その生き方を選んだ人たちです。自分たちのキャリアアップが保障された上でこの国の子育てをどうするか、支援する一因になるのかという立ち位置に立てば手が握れるのではないかと思います。

藤井：

ありがとうございます。

Day 1. シンポジウム 1. 各自治体の推進計画を踏まえた家庭養護の推進

それで局長、今のようなお話で、そうやって前向きに考えていただいている施設の皆さんを支えていくという意味でも私は措置費のあり方ってものすごく大事じゃないかなと思うんですね。都道府県計画にも先ほど申しましたように、実効性のある具体的な施策というのが重要なんですけれども、国においても実際に現場を動かしていくための実効性のある政策が必要じゃないかと思いません。

施設の多機能化の流れの中でのフォスタリング機関の設置という意味では、現行政府のもとだと、施設は入所した子ども達を里親委託に出せば出すほど、頑張れば頑張るほど職員の仕事は増えちゃいますし、経営的にも苦しくなるんじゃないかということですね。補助金システムのもとでは、どうしてもそういうことになっちゃうんじゃないかっていう風に思うんですね。で、施設に対するインセンティブも含めて措置費の出し方とか、あるいは場合によっては事業の在り方、法制度上の立て方とか、そういったことももっと工夫すべきじゃないかという風に思うんですが、この点いかがでしょうか。コメントいただければありがたいと思います。

渡辺：

今のお話を伺っていて思い出したのですが、20年ほど前に和歌山県で児童家庭課長をしていたときに、今日出席されているどうか分からないですけど、和歌山乳児院の森下先生と一緒に、乳児院でまるごとショートステイですね、母子を一緒に預かる事業を創設しました。当時の厚労省の制度は、児童福祉施設で一時的に子どもを預かるトワイライトステイとかショートステイというのはあったのですが、親子でまるごと預かるシステムはなかったんですね。最初は県の単独事業で始めました。財政課からいろいろ言われましたが実現しました。そういう経験からすると、ちょっと楽観的かもしれませんが、「アイデアのあるところにはお金がついてくる」、そう思います。

ご指摘の措置費についてですが、今の制度の下では、措置費は最低基準を守るための運営費なので、基本的には、職員配置数とか、入所児童数とか「構造（ストラクチャー）」に着目したつくりになっています。これから

の施設に求められていること、フォスタリング機能であるとか家庭養育支援とか、要するに施設の持っている専門機能を地域に展開していく、こうした「機能」を評価していくことが措置費の中でも、今後求められてくると思います。いろいろ知恵を絞らないといけないところはあると思いますが、現場からもいろいろなアイデアを出して頂きたいと思っています。

我々も一緒になって考え、しっかり議論していかなければならないと思っています。

藤井：

ありがとうございました。期待していますのでよろしくをお願いします。

ちょっと時間の関係もございますが、もう一つだけ論点拾いたいと思います。

今日皆さんのお話の中で私がすごく印象深かったのは一時保護以前の課題としての実親支援、親子支援、家庭支援、そこじゃないかと思うんですね。

河野さん、大分県では計画の中で随分そこを強調されているんですが、そのあたりの経緯と言いますか、議論の流れをもう少しお話いただければありがたいと思います。

河野：

委員会に児童相談所長や市役所子育て支援担当課長もいたため、在宅支援の話が深まりました。もともと児童家庭支援センターが大分県に3つございまして、施設が在宅支援をすることは市町村にも理解されています。施設に入所している子どもたちを帰すためにはどういう制度が必要なのかなって言っていたら、いやいや予防的に支援すれば分離をせずに過ごせることだってあったんじゃないかという話になりました。そしてやっぱり今回の法改正で、家庭での養育を支援しようということが明確に示された中で、地域での支援、どういうことが出来るか。そのために施設が何を担えるかということの本気で議論しました。それがショートステイということに繋がったのかなと思います。先ほど平田会長がおっしゃったようにショートステイだけがあるのではだめなので、ショートステイを核としたソーシャルワークですね。そ

Day 1. シンポジウム 1. 各自治体の推進計画を踏まえた家庭養護の推進

ういうものを市町村の色々な支援とつなぎ合わせることで、家庭を離れずに暮らすことができる子どもがいるということ。現場からも具体的な事例や話があって、それをやりたいというような形になったと思います。それから、そういう事をするには市町村の強力が必要で、今回市町村の体制の強化をどうするかということも考える中で、地域・家庭を離れずに過ごすために何ができるかということを考えてということです。

藤井：

ありがとうございます。大久保さん、このあたりの論点は先ほどの 10 分ではとても話足りなかったんじゃないかと思いますので、司法の対応の在り方とかそういったことも含めて、もう少しお話を聞きたいと思います。

また上鹿渡先生、相澤先生、そのあと続けて何かコメントがあればお願いできればと思います。

大久保：

みなさんのお手元にある資料の 5 ページ目。連載記事が 3 本ありますが、これは、実は 19 年前に書いた記事です。アメリカに行って取材をして書きました。今読んでもまだ日本はここまでいっていないので、参考になるなと思って今日コピーして持ってきました。先ほど平田さんから里親から実親に戻すサイクルが必要だというお話がありましたが、私はまずは実親から里親や施設に行かないためのフォローが必要だと思います。連載の 2 本目を読んで頂ければ家庭支援をしている様子が分かると思います。その家庭支援がすごく重要です。日本でも市町村の協力を得て予防していくということが必要だと思います。厚労省の 4 本柱の中に家庭支援が入っていないので、まだその認識が足りないのかなと感じました。新聞記者という仕事しているものですから、はっきり申し上げてしまって申し訳ございません。

ただ、いくら家庭支援をしても救われない子どもたちはいるわけです。また、今は特別養子縁組も増やせということになっていますから、そのためにはやはり司法の介入を待たないで始めないといけなと考えています。連載の 1 本目を読んでいただければ、いかに司法が関与して、司法がお母さんお父さんを変えていくためのモチ

ベーションを与えているかという構図がわかります。司法が親に薬を辞めるとか仕事を始めるとかの課題を与え、親が努力をしなければ、親権を剥奪して特別養子縁組の手続きが進められます。なので、児相は、親御さんに「裁判所に言われたから頑張りましょう」と言うことができ、親に寄り添いやすくなります。親御さんに皆さんが寄り添い、親が変わるならば子どもはお家に帰していく。でもどうしても変わらない親もいます。今はその状態をそのままにして、時間をかけすぎでずっと施設に子どもがいる、あるいは、ずっと里親のもとにいるということが非常に多いと思います。最近あった児童調査でも、施設に入った子どもに全然会いに来ないとか手紙の交流もないという親の割合がかなり高いという結果が出ていました。そういう子どもたちに早くパーマネンシープランを立てていくためにも、やはり司法の力を借りていくことが必要です。これは厚労省だけでは無理で、裁判所に動いてもらわなければならない。裁判所は嫌がっていますが、そこをなんとか引き込んで行かなければと思います。予防にも司法関与は必要ですし、パーマネンシーを進めていくのにも必要です。実親の元に戻していくということに対しても、司法の介入は私は欠かせないと思います。

藤井：

ありがとうございます。よろしいですか。

上鹿渡：

今日お話があった中で子どもがまだまだ存在しているとか、予防もすごく大事だと思いましたが、ショートステイの中にバリエーションをつけるということもありかなと思いました。里親養育の方で色々な話が出ているのですが、ショートステイについてはそこまで出ていない。先ほどショートステイでも一時保護のようなケースもありうまく使えない。かなりいろいろなものが混ざっているのが現実です。施設が空開いていればショートステイが使えるが空いていないので切り札のはずなのに全然切り札として使えない。みんな必要だし切り札だと分かっているのに使えない。どうにかしなければならぬと思います。

Day 1. シンポジウム 1. 各自治体の推進計画を踏まえた家庭養護の推進

そのためにはお金の出し方を市町村だけでいくと、本当に小さい市町村、受け皿もないから最初からショートステイの話はできないといったことになります。受け皿は今日のお話では計画の中にかなり盛り込まれていて施設側もそれは作れるとか、里親さんでショートステイということもこれからあるとしたら、小さい市町村でも自分の市町村に一人二人里親さんがいて、そこをうまく繋ぎ支援して一緒に養育してくれる機関が児家センでもあればできるのではないかと思います。社会的養護になれば県で負担することになりもっと大きな支出になるのであれば、もっと手前でショートステイのところに県も協力して行く、市町村の特別なショートステイがあってもいいと思う。

東京都に要支援ショートステイという制度があるようです。都のお金で実施されています。都は財政的に余裕があり良い取り組みができるが他は皆真似できないと言われますが。実際これは市に対して都の枠でショートステイを取り入れているようで、その場合にはショートステイであっても子どもの情報もいくようです。ショートステイでは子どもに関する情報を渡すことが難しく、そこは特別なショートステイということで情報をきちんと付けてアセスメントもできるような、そういうものを作っていくと良いのではと思いました。

相澤：

もう皆さん言うておられたので私は付け加えることは何もないんですけども、先程、私ペーパーで飛ばしちゃいましたけども、補完的な機能の拡充のところで、親子治療的デイケア事業とか、要するに親子のニーズに応じた、親子で利用できる心理治療的なデイケアが行えるような事業とか、例えば育児ノイローゼとか夜間に赤ちゃんが泣き止まなくて毎日困っていると、そういうような人たちに短期的に受け入れるとか、お預かりして、赤ちゃんの養育ケアをどのようにしたらいいのかということ学べるような短期の在宅支援事業ですね。かつてはどちらかと言うと事業があってそれにお母さん達を合わせていくような対応でしかなかった。そうじゃなくてニーズに応じた事業をどれだけ我々が用意できるかということが極めて重要で。そうすると代替養育を活用せずに

手前できちんと対応できるようになる。先程パワーポイントの中に「親をちゃんと支援してほしい」というような子どものメッセージがあったんですけども、親のニーズに対応できる事業を作っていくことが大きな課題だと思います。

藤井：

ありがとうございました。

すみませんコーディネーターの仕事もうまなくて、すでに時間を数分過ぎておりますけれども、シンポジウムの締めとして登壇者の方々、30秒以内ぐらいで一言ずつコメントをいただければありがたいなと思います。河野さんからお願いしてよろしいでしょうか。

河野：

今回の計画を作ることで地元大分県のこれからとこれまでを見直すことが出来て、総合的に見直せてとても良かったと思っております。これからは、これが絵に描いた餅ではなくて本当に実行していくこと。いろんな挑戦も盛り込んでいるのでそれをきっちりやっていきたいと。決意表明になりました。ありがとうございます。

薬師寺：

大阪府もなかなか厳しい状況にありまして、委託率も低いですし、ここからたくさん子ども達を子ども達のニーズに応じて支援を出来るのかという、本当にこの10年正念場だと思っています。そういうことの中で色々動いていただきまして、参考にしながら前に進んでいきたいと思います。今日はありがとうございました。

大久保：

私は今日みなさんのお話をうかがっていて思ったのですが、FLECはすごいメンバーが集まっているので、施設職員が足りない、児相の職員が足りない、里親さんが足りないという状況について、子どもを守るキャンペーンというものをみなさんが打ち上げたらいいのではないのでしょうか。その中で、施設職員や児相職員というのは、子どもを守る仕事なんだよ、素晴らしい仕事なんだよ、ということをお伝えするとともに、里親さんがどうい

Day 1. シンポジウム 1. 各自治体の推進計画を踏まえた家庭養護の推進

ものなのかということも伝えていけばいいと思います。例えば企業に声かけてお金を出してもらって、超一流のところに、広報の宣伝を作ってもらってCMを流すとかラジオで流すとかそういうことを考えていかないと、好景気の中で児童福祉の業界は人が足りない状況で太刀打ちできないと思うんですよね。FLECのメンバーじゃないのに無責任に言っておりますが、FLECのそうそうたる面々の方々にこういうことも考えていただいたらいいのではないかと思います。まず世の中の人に知ってもらうことだと思います。子どもを守ろう、子どもを守ることはとても素敵な職業なんだということを小さい時から子どもたちに理解してもらって、そういう仕事につくことを目指してもらえよう社会にできないだろうかと思いました。今日はありがとうございました。

平田：

ありがとうございました。今回ビジョンからすると、もっと自分達がアピールする必要があるんじゃないかということが一番感じてきました。この施設の中で何が行われているのかということきちんと知っていただくことをきちんと知っていただくことが、一緒に仕事をしていくことに繋がっていくと思います。それもあって今回ここに座っていると思いますが、ともに動けて行けるということが一番大事かなと思いました。ありがとうございました。

上鹿渡：

渡辺局長が出してくださった現時点でのそれぞれの自治体の検討状況が出ていますが、各自治体様々で、低めに設定されているところはもうあまり変わらないのかもしれないかもしれませんが、今回のような話を聞いてもらいました検討していただくと変わるのではないかと思います。もっと共有していただいて、先程の大阪のやり方など参考にもしかしたらこういうやり方がある、変えられるんじゃないかとか、そういった形で再検討して、最初に決められた今回の計画のまま固定するのではなくて柔軟に計画を立て直しながら先に進んでいただけたらと思います。

また子どもの権利について具体的に各自治体で全国に展開された日本では初めてのことだったのではないかと

思います。これを機会に社会的養護の子どもたちだけではなく、例えば教育の場でも子どもの声を取り入れて施策を作っていくというようなことが日本全体に広がっていくと良いと思います。

相澤：

今日はありがとうございました。

大分県では先ほど河野さんが言っていましたけれど、今後子ども権利擁護の検討委員会というのを4月ぐらいから新たに立ち上げることになっていまして。そういう推進をいかに進めていくかという取り組みが極めて重要です。そして上で結果評価だけでなくプロセス評価もきちんとしながら経過を見て進めていくかというのが大切です。その中で子どもの意見をきちんと取り入れたプロセス評価をしながら、子どもの権利擁護がどのように実際に進んでいるのかどうかをチェックしてもらおうような、そういう子どもが主体的に参画する取り組みを加えて進めていくことが極めて重要じゃないかと思います。ありがとうございました。

渡辺：

時間もないので、一言だけ申し上げます。講演の中で子どもに関する地域の資源を総動員していく必要があると申し上げましたが、社会的養護の資源に関して見ると、これまでは、児相、里親、施設、いずれも都道府県の圏域です。一方で、子育て支援については、市町村を中心にネットワークがある。ここをなんとかうまく繋ぐプラットフォームができないかなと思っています。今日の議論でも何度かでてきたショートステイなど、子育てのレスパイト機能としての施設の活用なども有効なメニューだと思いますが、これを生かしていくためにも、どうやって地域資源をうまく繋げていくか、ということぜひ議論してほしいと思います。

藤井：

ありがとうございました。

各自治体の計画をもう策定し終えるわけですけども、決してそれが終わりということではなくて、まさに計画の策定がスタートなんだと。これに基づいてこれから具

Day 1. シンポジウム 1. 各自治体の推進計画を踏まえた家庭養護の推進

体的な政策を国もそうですけれども、各自治体も考えて進めていかなきゃいけないんだということがお分かりいただけたんじゃないかなと思います。

諸々の課題の中で、先ほど申し上げましたけれども、フォスタリング機関設置というのは具体的な施策として重要なところだと思いますので、その点の議論を次のシ

ンポジウムに譲りまして、本シンポジウムを閉じさせていただきます。

登壇者の皆さんに今一度拍手をお願いします。どうもありがとうございました。



シンポジウム 2

「フォスタリング機関運営のあり方－地域の実情に合った運営を目指して－」

シンポジスト：

新井 淳子（一般社団法人 こどもみらい横浜会長）

鈴木 聡（前三重県児童相談センター所長）

山本 朝美（小鳩乳児院施設長）

渡邊 守（NPO 法人「キーアセット」代表）

助言者：

成松 英範（厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長）

潮谷 義子（共同代表／社会福祉法人慈愛園理事長、前熊本県知事）

コーディネーター：

柏女 霊峰（共同代表／淑徳大学総合福祉学部教授）

コーディネーター

柏女 霊峰

(共同代表/淑徳大学総合福祉学部教授)



それでは本日の、シンポジウム 2 を始めたいと思います。17 時 40 分に終了ですので、およそ 100 分程度の限られた時間ですけれども、皆様方のご協力をいただきまして、効率的に進めていければと思います。

お手元に、「シンポジウム 2 フォスタリング機関運営のあり方」と題する資料集があると思いますので、基本的にそちらを使っていききたいと思います。

それ以外のものは当日、先ほどご紹介がありましたように、パワーポイント等の資料でご紹介します。

先ほどの第 1 シンポジウムで、フォスタリング機能のあり方が、いわば、今後の社会的養育推進計画を進めていくに当たっての一番の最重要事項だというお話がされました。

このシンポジウム 2 では、そのフォスタリング機関運営のあり方についての議論を進めていきたいと思います。

なぜ里親養育なのかということをし振り返っていききたいと思います。厚生労働省が昭和 29 年、児童福祉法が始まって間もなく、そこで作った養護施設運営要領の中で既に、施設養護は、ともすれば児童の個別養護が十分に行き届かないことがあるので、少なくとも幼児については里親のほうが、より家庭に近い環境の中で適切な指導が行えるとしています。

つまり、厚生労働省の意見としては、特に就学以前は里親で学ぶ、ということで始まったわけです。

その通り、昭和 30 年代初頭までは、里親委託率は 20% を超えていました。

ところが昭和 33 年、つまり昭和 31 年に、もはや戦後ではないと経済白書が書いた、その高度経済成長期に向か

うに従って 20% を割り込んでいき、平成 12 年、2000 年に社会福祉基礎構造改革があった年には 7% まで下がっています。

それから里親に力を入れようということで国が動き始め、今は 20% まで、言わば戦後すぐの頃の状況まで戻ってきたということになります。

ここからは、日本としては未知の体験ということになります。

この未知の体験を、どう進めていくのか、当時の戦後すぐの状況とは違う私たちの生活がありますので、この生活にマッチした形で、フォスタリングの仕組みを入れていくということになるかと思えます。

実はこれは子育て支援でも起こっていて、親族や関連近所のお互いの助け合いがあるということを前提にして児童福祉法が始まり、親族や地域社会のお互いの助け合いが、互助が生きていて子育てが包まれていたわけですが、それが無くなったのが、やはり平成に入る頃ということになります。

つまりそこで、子育ての孤立化が顕在し、エンゼルプラン等が作られて、子育ての社会的なネットワークを作っていくということが始まっていきます。

フォスタリングも、社会的な子育てネットワークの、言わば里親版と考えることが出来るかと思えます。

自然発生的に里親が行われていたのが、そうではなくなった、そのために子育て支援のネットワークができてきて、社会的な子育てというネットワークができてきたように、フォスタリングについても、フォスタリング機関が間に介入することによって、地域の中に預けられるような環境を

Day 1. シンポジウム 2. フォスタリング機関運営のあり方

もう一度作っていくということになると思います。

それは実は、障害児支援についても同じことが言えまして、明日の分科会で取り上げますが、障害児支援の場合でも、地域の中で子どもたちが暮らせるように、そして入所施設に入る場合でも、家庭環境に近いところで生活ができるようにしていくことが大事なので、その仕組みづくりというものも、2月に提言が成され、例えば障害児入所施設がフォスタリングを担っていくというような提言をして、入所する施設も、地域化或いは小規模化を進めていくという方向性を確認したところです。

そのように、子育て支援も社会的支援も障害児入所も、全て同じように、今まで行われていたことを、社会の仕組みとして作っていく方向に動いている、その一環であるということを理解しなければならぬと思います。

今回、様々なタイプのフォスタリングを実践している方々においでいただきまして、ご報告をお願いしたいと思っております。

シンポジウム 1 は議論が中心でしたが、シンポジウム 2 は、様々な事例に学ぶという形でご報告いただいた上で、フロアの方からご意見、ご質問をいただく時間を、多く取っていききたいと思います。

言わば、お土産を持ち帰っていただくシンポジウムにしたいと考えております。

各シンポジストの方には、限られた時間で申し訳ございませんが、それぞれ 10 分ずつご報告をいただきたいと思っております。

その後、助言者としてお二人の方をお招きしておりますので、お二方から 5 分ずつコメントをいただき、フロアからのご意見ご質問をいただき、最後に 30 秒～1 分ほど、皆さんから提言をいただくという流れで進めていききたいと思います。

フロアの方々からのご意見をいただく時間を取りたいと思っておりますので、是非積極的に、特に公費で来ている方は、お持ち帰りいただいて、復命していただく素材も是非持ち帰っていただきたいと思っております。

そのような流れで進めて参ります。

では、順番ですが、シンポジストの 2 の資料に書いてあります、新井さん、鈴木さん、山本さん、渡邊さんの順で進めていききたいと思います。

それではトップバッターの新井さん、どうぞよろしくお願い致します。

シンポジスト

新井 淳子

(一般社団法人 こどもみらい横浜会長)



はじめまして、横浜から参りました、一般社団法人こどもみらい横浜の会長をしております新井と申します、よろしくお願い致します。

先ほど柏女先生から、これからは未知の体験になるというお話がありましたけれども、私もシンポジウム 1 のお話を聞いていて、里親として、そして里親会として、本当にこれから未知の体験が始まると、とても強く感じました。

今日は、横浜で取り組みをしております、里親会のお話をさせていただきます。

こどもみらい横浜は、里親支援機関として活動しております。

歴史を遡りますと、里親会として発足しましたのは 1958 年で、2013 年 12 月に法人化を致しまして、それを機に、横浜市愛児会という名前から、こどもみらい横浜という名前に名称変更をしました。

翌年 4 月から、横浜市から里親支援機関として指定を受け、委託事業を受託して、里親支援を行っております。

私たちの最大のモットーは、当事者団体の強みを最大限に生かし、当事者の意見を支援にダイレクトに反映させていくということで、これを様々な支援の中に盛り込んでおります。

こさじ会、その下の 2 番の家連絡会については、このあと詳しくお話しますので、ここでは割愛させていただきます。

組織ですが、青い部分が里親支援機関事業となり、里親会の事業の中で、里親支援機関事業と、自主事業という形で、事業部制を取っております。

里親支援機関事業が、横浜市から委託を受けて行って

いる事業、自主事業が、62 年間行ってきた里親会の、里親の交流を中心に行う事業となっています。

青い部分にもうひとつ事務局がございますが、これが里親支援事業を行うための司令塔となっており、事務局員、スタッフ等を置いています。

メンバーとしましては、事務局には、事務局長 1 名、里親支援相談員 1 名、こちらは週 5 のフルタイムで働いている方です。

更に、週 2 で働いていただいているアルバイトのスタッフが 3 名、臨床心理士 2 名を設置しております。

臨床心理士は、この 4 月から 2 名となる予定です。

委託事業は、全体のコーディネートを行っているのが里親支援相談員、研修事業については、里親担当者が 1 名配置され、里親の意見を盛り込んでいくという体制を取っています。

子どもプログラムと申しますのは、里親が研修を受けている間に、子どもたちが単に保育を受けるということではなく、子どもたちも交流を行い、共に育っていくという意味で、遠足に行ったり、公園に出かけて行ったり、イベントを行ったりしており、その子どもプログラムの担当者が 3 名います。

更に、外部の保育団体との契約を行っています。

共育サロンというのは、共に育つという意味で、サロン事業として児童相談所 4 地区にサロン担当者を各 1 名ずつ配置し、毎月児童相談所でサロンを開催しています。

年 2 回、オール横浜としてのサロンも行っています。

研究事業ですが、これは里親の当事者の声を支援事業に反映させるということで研究を行っています。

場合によっては外部の学識経験者を招き、私たちの漠

Day 1. シンポジウム 2. フォスタリング機関運営のあり方

然とした、こういうことをしてほしい、というものを具体化することも行っております。

ここにバディシステムと書いてありますが、これも後程お話させていただきます。

この研究事業は、役員会が中心となって行っておりません。

普及啓発事業については、里親担当が1名で、あとは事務局スタッフで、横浜市と協働で里親制度の普及啓発、里親のリクルートのための体験談の派遣、チラシなどの制作を行っています。

自主事業は、遠足やクリスマス会、一泊二日の夏期合宿といったような、里親会が主にこれまでやってきた事業を継承して行っています。

6年間で実現できたことも少し詳しくお話したいと思います。

まず何よりも、6年前に法人化した時に、里親さんたちが声を上げて言っていたのが、何とか専門的な支援が欲しい、子どもや親の心理支援が欲しいという声でした。

児童相談所にはもちろん心理士さんがいらっしゃいますが、予約が取れない、お願いしても3カ月後、酷い時は半年後の予約という状態でした。

そこで里親専属の臨床心理士を登用しました。

その臨床心理士は、4か所で行われるサロンに全て出席し、里親を知っていただく、子どもの顔も里親の顔も全て覚えていただき、個別相談を行っています。

里親さんが、今相談したいという時に、メールや電話でアポイントメントを取り、個別に自分のケースを心理士に相談できるという体制を整えることが可能になりました。

この4月からは、もう1名心理士を投入することが決まっており、その1名は、交流から委託直後の里親に特化した支援を行うということで進めております。

それ以外に電話相談窓口を開設し、相談がある方は毎週水曜日に電話をください、ということで、事務局に相談員がおります。

ここで一番特記すべきことは、児童相談所との関わり方についてや、交流中の乳児院との関わり方についての悩みなども受けるということで、そういった相談にも対応できる相談員を配置することが可能となりました。

バディシステムといますのは、少し先に行く先輩里親が、不安や心配事のある里親さんに、しばらくの間、概ね1年以内と考えておりますが、相談相手として付きまます、一緒に伴走します、というシステムです。

次に、事務局の強化、外部人材の投入ですが、かつては事務局も、里親さんが手弁当で無償で行っていましたが、法人化と共に横浜市からの予算が付きまして、スタッフを雇用することができました。

児童養護施設の協力を得て、無償でお部屋を借りることができ、事務局をそこに設置し、外部のスタッフが常駐して、里親会の事務局も含めた委託事業の運営をハンドリングするという体制が、6年間で整って参りました。

IT化といますのは、外部から入ったITに非常に強いスタッフのおかげで、外部のそういった能力を上手く使うことができ、様々なIT化を進めることができました。

私が一番助かったのが、様々な支援をしている中で、タイムリーに必要な情報が抽出できる仕組みができたことがとても良かったと思っています。

最近では、イベントや研修の参加申し込みもQRコードを使うなど、IT化が進んでおり、最近の若い里親さんたちは本当にこういったことが達者ですので、非常に助かっております。

行政との連携強化というところでは、先ほどのこさじ会ですとか、子ども家庭課との連携、横浜市から委託事業を受けていますので、これが無くては回らないということになっています。

財政の安定化についても、委託事業のおかげで、里親会がお金のことで四苦八苦せずに里親の支援ができるようになりました。

これからの課題については、今日シンポジウム1でお話がありましたが、何よりも未知の体験、里親さんも、これから新しい種別の里親、一時保護専門の里親も出てくるかもしれない、そういった今までいなかった種類の里親が増えてくる、或いは家庭復帰が当たり前になってきて、短期間の委託の里親、そういった、これまでとは違う里親さんたちも、里親会で支援をしていくという時代に入って来ていますし、世代も随分と変わって来ていますので、里親会としてこれから何をしていかなければならないかということを考えていかなければならないと

Day 1. シンポジウム 2. フォスタリング機関運営のあり方

思っています。

里親会がこれから、今の時代に取り残されないよう、これまでの里親会を継承するのではなく、新しい里親会を作っていくという視点で取り組んでいかなければいけないと、今日のシンポジウム 1 を聞いていて感じた次

第です。

報告は以上です。

シンポジスト

鈴木 聡

(前三重県児童相談センター所長)



皆さんこんにちは、三重県から参りました鈴木と申します。

この3月まで児童相談センターで仕事をしておりました。

今日は、皆様とても先進的な話題を発表していただいておりますけれども、我々はそのような自慢できる話は全くございません。

家庭養育がなかなか伸びない中で苦勞しながら、もがいてきました経過をお話しまして、一緒に考えていきたいと思えます。

なお、私はこの3月に退職いたしましたので、今の三重県の代弁をするという立場でないことはご承知ください。

それでは、三重県児童相談センターのご紹介から始めさせていただきます。

三重県は児童相談所が全部で6箇所ございまして、これを全てまとめて、児童相談センターという組織にしているんですが、県都の津にあります、中勢児童相談所の二階に、児童相談センターの総務企画部門等をまとめており、それが三重県の特徴にもなっております。

県で統一的に実施すること、例えば里親の研修やルートは、そこが音頭を取って行うという形にして参りました。

里親委託等に関して三重県の特徴として上げられるのは、施設の協力もいただいて、里親支援専門相談員さんを強化している点が上げられ、現在12名の方がいらっしゃいます。

これがその写真ですが、センターの企画部門の一つである家庭児童支援室が、里親支援専門相談員さんと密接

に連携し、平成27年から、「チーム里専」という形で、月3~4回顔合わせをし、情報交換を行って参りました。

その中で、それぞれの地域の児童相談所が知らないような広域的な情報も持っている里専のチームということで、委託の強化を図って来ております。

ただ、里親の募集という部分については、なかなか辛い現状がございます。

このスライドに映っているのは、県のプロモーションビデオに出演しております当県の知事ですが、手に持っているのは、みえさとちゃんといまして、三重県の里親啓発公認キャラクターでございます。

知事は、子どもの家庭養育推進官民協議会の会長としても積極的に活動をしており、県主催のイベント等にも顔を出していただき、ビデオの出演等も行っていますが、里親の募集ということになりますと、決してこれだけで話が進むということではございません。

どちらの都道府県でも同じかと思いますが、まずは里親説明会や、体験発表会を地道に続けて参りました。

これは28年度の里親説明会の開催予定ですが、下のほうを見ていただくと、市主催というものが2つございまして、鈴鹿市と名張市さんが主催されております。

この中に市役所の方がいらっしゃいましたら不思議に思われるかもしれませんが、里親募集というのはあくまで県の業務で、市の本来業務ではなく、予算も無いということなのですが、このように市でやっていただいております。

こちらでは、県主催の会に比べて結構参加人数が多くなっております。

これは鈴鹿市さんが出している、市の広報ですが、は

Day 1. シンポジウム 2. フォスタリング機関運営のあり方

つきりと主催が鈴鹿市と書かれており、市の担当者にお聞きしたところ、「市では地域に子どもを増やしたいと思ってやっている」とのことでした。

今は市にとって、里親は社会資源ではないけれども、先ほどからも出ていますように、市のショートステイで使うことができるようになれば里親募集に積極的に関与できるようになるということで、そういう仕組み作りができると良いと思っています。

なぜ市主催の会では参加人数が多いのか、と聞いてみましたら、私も知らなかったことなのですが、「市は地域の最も基本的な自治会という組織と連携しており、それ以外にも色々な団体、本当に市民の方に近い団体と関係があるからではないか」という事でした。

児童相談所が「地域」と言う時には、民生委員さんや、主任児童委員さんということになるわけですが、それよりもっと深いところで地域の住民の方と繋がっているのが市であり、それが効いているのではないかとことです。

もう一つの名張市さんでは、地域共生社会を非常に大切にされておりまして、「まちの保健室」、地元では「まち保」と呼んでいます。それが市のあちこちに設置されており、身近に子育てや老人をサポートする体制ができておりまして、先日は WHO も視察に訪れたということでした。

名張市さんも、地域にファミリーホームを増やしたい、そのために里親を増やす必要があるということで、頑張っておられるということでした。

そういった 2 市の努力もあり、当然他のところにもご協力いただいておりますが、徐々に里親登録数が増えて来ております。

ただし、「新しい社会的養育ビジョン」で求められているように、急に増やすということは、そう簡単には参りませんので、いくつかの試行もしてまいりました。

今日はその内の 2 つをご紹介しますと思います。

平成 27 年にご縁があり、イギリスの大学院生が当県の児童相談所に参与観察で滞在することがありまして、それをきっかけとして、海外の事情に触れるということが増えて参りました。

また個人的にも、現地の知人から北米の里親状況を教

えていただくことがあり、里親についての様々な研究や調査が海外では行われているということを知ることとなりました。

このスライドに挙げたのはそのうちのいくつかを抜粋したのですが、「里親や里子が身近にいることが、里親をやってみようという重要な動機になっている」ということが挙げられています。

また、「里親は社会からあまり認められていないと感じている」、これは北米のものですけれども、「何割かは、もうやめたいと思っている」ということなどがあるようでした。

その「身近なところにいる里親」が里親募集には重要との研究を受け、まずは小さな地域、身近なところで里親募集を行えないかということで、校区単位で説明会や体験を聞く会を集中的に実施してきました。

これは一昨年、13 回行いました。

この企画は子育て支援の NPO にお願ひしまして、校区に住む里親さんに体験談をお願いして、そこに学校の先生だとか、地域の皆さん、里親に関心のある色んな方に参加いただくという形で会を進めました。

これがその時の写真です。白い服を着ておられる方が里親さんで、左に座っておられるのが NPO の「地域のおばさん」という感じの方です。行政っぽくない雰囲気もあって、非常に盛り上がりまして、質問もたくさん出た印象がございました。

もう一つご紹介するのが、県内のある児童家庭支援センターが日本財団の助成を受けて、里親支援機関事業を始めたことです。これがそのホームページの写真です。

こちらは「ミニ講座」と言ひまして、いろいろな地域の会合等に行って、冒頭の短い時間等を頂き、里親制度を紹介するなどを繰り返すと共に、専門のコンサルタントも入れて、ネット広告等もやっておられます。

ターゲット型広告という、結構お金もかかるような手法も駆使して、キャンペーンを実施されているということでした。

それらの効果もあつてと思われませんが、昨年の 8 月には、瞬間風速としてですが、委託率が 30%を超えたという状況がございました。

では今後、どこが里親支援機関業務を担うのが良いか

Day 1. シンポジウム 2. フォスタリング機関運営のあり方

を考えてみたいと思います。ここに出しましたのは、乳児を委託した場合の当初 2 カ月間の業務量の比較です。左側が里親委託、右側が施設入所です。

児童相談所にとって圧倒的に里親委託の方が業務量が多い事を見ていただけます。児童相談所は里親委託の大事さは分かっているのですが、虐待通告がうなぎ上りで業務がひっ迫していることもあり、それを丁寧に行っていくことにも限界が出ているということで、外部機関の力をお借りするというのが現実的でもあろうかと思えます。

その例として三重県ではどのようなことが考えられるのかということですが、里親支援専門相談員の「チーム里専」と連携して、児童家庭支援センター、こちらは三重県の各児童相談所管内にほぼ一つずつできて参りましたので、そこを支援機関に位置付けたらどうかと思えます。

その前提として、まず、先ほども申し上げましたが、地域型住民組織と関係の深い市町村が、里親に関する仕組み、つまり市町村にとって里親が社会資源となるような仕組みが必要だと思えます。

また、家庭養育のイメージ作りや社会啓発、広域募集のための、国や都道府県の活動は非常に重要だと思えます。

これは専門用語でブランディングと言うようですが、具体的な里親イメージを作って、それを見せること、またその大きなキャンペーンは、今まで里親をあまり考えていなかった層に、確率は低いかもしれませんが、メッセージを届けることにもなります。それは地域の里親を 0 から 1 にする試みと言えるでしょう。

もう一つは、里親が住む校区、地区単位での募集です。

これはある里親さんが活動されている地域で、それを 2 人、3 人に増やしていく活動ということになると思えます。つまり 1 を 2 や 3 にしていく試みです。

それともう一つ、私が一番大切だと思えたのは、子育て支援の地域民間団体と協働した里親募集、支援組織作りということでした。

里親さんはなかなか認められていないと感じている、という海外の意見も紹介しましたが、そのような、側面から支える、支えながら自分も里親ができるかもしれないということで、そこに関与していく、という仕組みが作ればと思います。

最後に、これはオマケになりますが、先ほどご紹介しました三重の里親支援機関事業では、登録された里親さんと契約するという形だと思えますが、里親の登録制を実施されています。里親さんは募集や育成、研修などで支援を受け、逆に里親さんも支援機関と一緒に里親募集活動をするなど、お互いに助け合えば良いと思えます。今回何人かの方から話を聞く中で、そのような登録制というのはやはり大事であると思えました。

最後に、先ほど上鹿渡先生も仰いましたが、家庭養育に関する研究が重要だと思えます。

効果的な里親募集方法や里親研修プログラムとその効果測定など色々なことがあると思えますが、きちんとデータを取り、それに基づいて次のやり方を考えていくことが大事だと思えます。

私からは以上です、ありがとうございました。

シンポジスト

山本 朝美

(小鳩乳児院施設長)



皆さんこんにちは、滋賀県にございます社会福祉法人、小鳩会の山本でございます。

私からは、子どもを真ん中に、官民が連携の輪を繋げてきた報告をすると共に、社会的養護に関わる子どもたちへの権利擁護を中心に、里親さんとの協働を築き上げてきた報告をさせていただければと思います。

小鳩会は、乳児院、児童養護施設、児童家庭支援センターが併設しており、0歳から18歳まで育ちを繋ぐという理念を元に、地域の子育て支援の活動展開をしています。

滋賀県の実態ですが、児童養護施設4、乳児院1、知的障害児施設2、児童家庭支援センターが1ということで、非常に受け皿が小さいというところがございます。

各地域の要保護児童対策地域協議会は非常に良く動いており、沢山の子どもたちが地域の子ども家庭相談室や、母子保健に助けられながら地域で生きているということも特徴として上げられると思います。

私ども児童家庭支援センターでは、産まれる前から、そして産まれた後も、ということをキャッチフレーズに、特定妊産婦とハイリスク妊産婦への訪問と支援を母子保健と連携しながらやっております。

その実践の積み重ねの中で、育てたいと思う親御さんが、乳児院のショートステイや里親さんのショートステイを利用し、ちょっと休憩した後も継続して支援を受けられることにより、数年前なら施設入所や里親委託となった事例が、親御さんと子どもが家庭で育つことができるということが、私どもも最近、沢山の事例を通して感じてきました。

滋賀県が官民共同で連携の輪を築き上げてきたという報告に入りたいと思います。

滋賀県の里親会は、社会福祉に関わる里親さんが牽引してこられました。

平成4年ごろには既に、里親会を中心に、里親委託推進会議が各地域で実施され、私どもも参画してきたという歴史がございます。

高齢、障害、子どもを同じ観点で支援する、そういった方が児童福祉の観点を持って里親会を牽引してきた歴史の中には、滋賀県において、権利擁護を中心とした里親支援事業が展開していく礎になったと思っております。

今こういった里親さんはファミリーホームを運営しており、滋賀の社会的養護の受け皿の中心となっていっしょにやっています。

県内には15か所ございます。

2点目には、平成4年頃より、乳児院は12日間の未委託里親さんを中心とした里親養育体験研修の実施を始めております。

その他、訪問や相談活動等、現在の里親フォスタリングに部分に入っている事業とほぼ同じようなことを、乳児院独自の取り組みとして展開する中で、施設と里親会との連携、信頼を築くことができたと思います。

3点目には、平成22年より里親委託推進委員の配置に伴い、この時に素晴らしくやる気のある県担当課の方がいらっしやいまして、この方と共に、私どもが今まで温めてきた、里親委託には同意できないけれども週末里親、いわゆるホームステイという言葉を使いましたが、そのことには同意をしてくださる保護者の方がいらっしやい

Day 1. シンポジウム 2. フォスタリング機関運営のあり方

ましたので、この週末里親を積極的に進め、子どもたちの家庭体験を増やしていこうということで取り組みを始めました。

ですから児童相談所に送致される際に、保護者の同意書の中に、ホームステイという項目もしっかりと入れていただいたという経過がございます。

県内 4 か所の児童養護施設、2 個所の知的障害児施設と、ホームステイ担当会議を連携して進めました。

それが現在、児童養護施設に里親支援専門相談員が配置後の、実務者会議等、里親支援の滋賀県のチームワークの土台となったと思っております。

4 点目には、平成 26 年に県の助成による自立支援事業、架けはし事業が始まりまして、里親施設、社会福祉協議会で推進委員会を設置しました。

また、企業さんの応援を得まして、現在で 178 企業がこの架けはし事業の協力企業となっており、共同のネットワーク作りを行っております。

この架けはし事業を通して、色々な機関、社会に広く子どもたちの応援団を作るネットワークという考えが進められてきたと思います。

次に、社会的養護に係る、子どもたちの権利擁護を中心に里親さんとの協働とういところに入りたいと思います。

平成 22 年、検討担当課との協働の中で、里親制度は子どものための制度、子どもを真ん中ということを共通認識としまして、里親認定前研修において重要なポイントとして伝え続けました。

この時に権利ノートの研修は必ず入れております。

こういった取り組みの中で、若い里親さんが里親同士支え合い、また特別養子縁組後も短期の養育を受けられ、社会的養護を支える存在として意識を高めて来られた方が増え、現在の里親会が、大きなチームとして動いてきていると思います。

子どもたちの権利擁護ですが、施設で何ができるのか、私たちは施設のシステムとして、CAP プログラム、日々

の養育の積み重ねで養育者が守り伝える権利、そして生性教育で 0 歳からの性教育、地域の中の社会体験、そして生い立ちの整理や育ちの記憶、アルバムの保存や、複数の養育者が繋いでいく子どもたちの育ちというところでの施設が取り組めることを里親さんの研修会の中でも伝えさせていただいたり、里親さんの養育を支えていく力として色々な支援を組み立てた経過がございます。

具体的には、1 番の写真は、生性教育の場面です。この袋は何かと言いますと、子宮の袋です。

誰もが大切な存在として産まれてきた、子宮の中から顔を出した時に周りにいる大人たちや子どもたちが皆でおめでとうございます！と伝える、そういった体験をして、自分って大事なんだな、ということを感じてもらうことや CAP プログラムの中、3 冊の本、「わたしがすき」、「私はちっとも悪くない」とか、そういったシリーズの絵本を積極的に活用しながら、特に「私はちっとも悪くない」という絵本の中には、親は変わることができる、人間は変わることができる、あなたに暴力をふるった時、お母さんやお父さんは心に棘が刺さっていたんだよ、皆の支援の中でこの棘は抜くことができるんだよ、ということが書いてあります、子どもたちの、親も変わることができるんだという希望にも繋がっていくことができたかなと思っております。

こういった取り組みを行いながら、私たち自身は子どもを取り巻くネットワークを作るということで、子どもの権利擁護の視点、日々の暮らしの中の視点、子どもの育ちを繋ぐ視点、こういった視点を持ちながら里親会と共に、子どもの 20 年先を見通したチーム、地域住民との見守りチーム、里親施設とのチームを作り上げてきたということを報告させていただきました。

あとの滋賀県の里親支援事業については、資料をご覧ください。

実際の取り組みについては、「つなぎあい」という機関誌を挟んでありますので、それをご覧ください。

以上で私の報告を終わらせていただきます。

シンポジスト

渡邊 守

(NPO 法人「キアセット」代表)



皆さんこんにちは、キアセットの渡邊でございます。
FLECの事務局の皆様を始め、関係者の皆様、このような機会をいただき誠にありがとうございます。

時間も限られておりますので、さっそく入らせていただきたいと思います。

まず私どもフォスタリング機関キアセットの実践ということですが、キアセットはまだ未熟で小さい法人でございます。

もちろん私たちは法人を大きくすることが目的ではないので、サイズという部分は別に大した課題ではないのですが、フォスタリングという言葉がまだ日本に無い頃はこちらを立ち上げて、今でもこうして私どもが何らかの形で地域子どもたちに貢献させていただいているのは、やはり最初に東京都川崎市、それから大阪府の当時の担当課の方々が、キアセットに里親支援機関事業をやらせてみようかなという形で、相当なリスクを覚悟で、何の実績も無い法人に事業を任せてくださったからということが大きいと思います。

その後、私どもは順風満帆という法人ではございませんので、財政的にも決して潤沢な資金があるというわけではなかったのですが、そう言った中で日本財団さんのタイムリーなサポートということもありまして、そういった積み重ねもあって今日があります。

フォスタリング機関という部分に関して言いますと、先ほども申し上げましたが、まだフォスタリング機関という言葉が無い頃にモデル事業として大阪府さんが、リクルートから委託の支援を包括的にやるというモデルをキアセットでちょっとやってみようということで、本

当に大きなチャンスをいただいたことが、今日のフォスタリング事業の私たちの活動に繋がっていると思います。

今までも本当に壁にぶち当たりながら、私どもよりも先にそういった事業を行ってきた、見習うべきモデルが無いので、一步一步が新しい道になっていく中で、今も上手くいっている部分とそうでない部分があり、日々良い評判もあればそうでない評判もある中で、そうでない部分を本当に良くしていかなければならないなと思っています。

ただ一つ言えるのは、不十分ではあっても、私どもは法人の設立からフォスタリングというものに関して、常に変化を作り続けなければならないと思ってやってきましたし、大小は別にして、変化を作ってきたという歴史はあると思っています。

本日はこの4つのポイントについて限られた時間の中でお話ししたいと思います。

お手元の資料から少しアップデートさせていただいているので、できればお手元の資料よりもスライドをご覧くださいになっていただきたいと思います。

施設や組織の中でケアワーカーを支援するように、地域社会の中でケアワークを担う養育里親をリクルートから委託の支援まで組織的に支援していくことが私どもの考えるフォスタリングだと思っています。

ソーシャルワーカーと里親のエンゲージメント、これは支援者と支援を受ける側という関係ではなく、或いはスーパーバイズする側とスーパーバイズを受ける側という形ではなく、双方の成長に貢献する関係が必須だと私たちは思っています。

Day 1. シンポジウム 2. フォスタリング機関運営のあり方

里親さんにとってキーアセットという存在、大きく言うとフォスタリング機関という存在があるから里親として成長できる、フォスタリング機関のソーシャルワーカーとしては、組織自体も里親さんがいてくださるからこそ成長できた、という実感がお互いに持てるような関係性が本当の意味での協働であると私たちは考えています。

児童相談所とは異なり、措置権を持たないということで、色々な部分で難しい場面に直面することはありますが、一方で指導と支援の二重の役割を持たないという部分では非常に分かりやすい立ち位置であると思います。

言うまでもありませんが、自治体との契約により、実践を担う専門機関とする、これは何を申し上げたいかというと、自治体の皆様、子どもが契約をいただく、例えば大阪府さんでしたら、大阪府さんのニーズが何なのか、そのニーズに応えるために子どもが活動していくということが非常に重要だと思っています。

ただそれは、契約に関してのお話であって、法人としてそれが全てというわけではございません。

リクルートから一貫したソーシャルワークというのは、地域によって若干違いますが、大体こういう流れになっています。

当然のことですが、誠実さ、柔軟性、多様性の理解というのがありますし、チームワークを作っていくということが非常に重要であると考えています。

こういった流れでリクルートから一貫してやっていくのですが、子どもとしては、一緒に考えるということを非常に重要視しています。

私たちが指導をしたり、何かをしたりという形ではなく、一緒に考える、もちろん一緒に考えるというのは、「何だろうね、答えはありません」というわけではありません。また子育ては子どもの育ちですから答えがすぐに出るわけではありません。

ただ一緒に考える中で、違う視点の中で一緒に答えを地域社会の中に、或いはニーズに応える形を地域社会の中に見つけていくということを心がけています。

包括的であることの重要性も私たちは感じています。

ここに書かれているのは、フォスタリング事業のガイドラインの一部ですが、3つの目指す成果という物が明記されています。

これらの鍵となるのが、先ほど申し上げた協働、エンゲージメントだと私たちは思っています。

これは里親だけではなくて、児童相談所の皆さん、地域社会との信頼関係、エンゲージメントというのも非常に重要だと思っています。

そういった意味では、これは常に上手くいくわけではなく、今でも非常に苦しんでいるところであり、これは地域性というよりも私たちのキャパシティや能力の問題、まだまだ子どもが未熟であり、成長しなくてはならない部分だと感じています。

ただエンゲージメントを築いていく上で非常に重要だと思っているのは、如何に時間を共有していくか、ということだと思っています。

時間を共有する機会を作ることがなぜ大事なのか、それは時間を共有する機会を作らないと、成功体験を積み重ねる時間の共有ができないからです。

成功体験を積み重ねる時間の共有がしっかり作れば、お互いの成長にお互いが貢献できるという成功体験を積み重ねることができ、自ずと信頼関係が積み重なっていく。

願わくは、これは小さい成功体験の積み重ねであってほしいと私たちは願っています。

これが大きいものだと、失敗した時のダメージも大きいので、その場合の喪失感を考えると、やはり小さい成功体験を積み重ねることが大切だと思います。

それは、非常に丁寧に、時間をかけてやっていかなければいけないということにも繋がっていくと思います。

リクルートから、初回訪問の段階から登録に至るまでの間に、その候補者の方が登録されるされないに関わらず、大体子どものソーシャルワーカーが10回以上は必ずお会いする機会を作っています。

それはもちろん、わざとでは無いのですが、様々な形で関わりを作っていくと自然とその回数になっていくということがございます。

もちろん回数が全てではありませんが、そういった中でお互い、この方と一緒に養育できたら、そして保護者の方々も、このキーアセットという法人と私たちが一緒に考えて、養育を地域でやっていくんだという認識を持っていただくプロセスを私たちは大切にしています。

Day 1. シンポジウム 2. フォスタリング機関運営のあり方

リクルートの活動内容を駆け足で説明させていただきますが、毎回違うと繋がりができないという理由で、統一されたイメージやキャッチコピーを大切にしています。

複数回目に触れることというのを大切にしていますが、ここで私たちが考えたいのは、やはりリクルートで一番効果的なのは口コミなんです。

口コミというのはどういうことかといいますと、今養護されている方から、里親っていいよ、私はもう引退したけど里親をやったよ、あなたもやったら？っていう話がとても大切だと思います。

それはやはり、今やっておられる里親さんが、そこにやり甲斐を感じられることだと私たちは理解しています。

里親さんが何にやり甲斐を感じるか、恐らく多くの方が、表彰されるために里親をやっているのではなく、子どもの成長を見るために養育をされているのです。

子どもの成長を見た時に、里親をやったよ良かったなと思われる、ということはやはり、里親さんが養育をして良かったと思われる状況を作るための働きかけが無いと、口コミの効果というのはなかなか出てこないだろうと私たちは思います。

そこで何が大切かというと、やはりきっかけとしてはリクルート活動というものが非常に重要であり、リクルート活動の先に協働関係の中でのお互いの成長、そして子どもの成長をお互いに喜び、それを確認し合う、その先に、里親っていいよ、あなたもやらない？っていう口コミが広がっていくことになると私たちは考えています。

リクルートから一貫したソーシャルワークの展開とし

ては、こういう形でバス広告等色々やらせていただいています。

ご覧になっていただければ分かるかと思いますが、似たようなカラーで似たようなロゴで、同じようなイメージで行っています。

最後に、民間であることの強みと課題という部分ですが、子どもと地域社会のニーズに特化した活動ができるということ、自治体との契約の範囲で自由に活動できること、もちろん確認は必ずしていただいておりますが、地域に撒くビラのデザインやポスターのデザインも、どうしたら地域に届くのかということ私たちがデザイナーと共に考えたりということもありますし、どうしても行政の情報ですと、漏れがあってはいけない、情報を全てそこに詰めなければならないという形が私どもには無いので、限られた情報、今日はこのためだけに情報を発信する、ということが自由度としてあります。

一方で、頑張ります、一生懸命やりました、ということでは事業の継続はできないので、当然のことですがそこは非常にシビアでございまして、これだけ頑張ったんだから来年度も事業をやらせてくださいというわけにはいかないという状況ではあります。

単年契約での事業であることの不安はありますし、この分野での人材育成がされてこなかったのも、人材確保に非常に困難を極めているという現状がございまして。

これは弱音ではなく、だからもう辞めたいですというお話ではなく、これからもこの課題を解決するよう、努力をしていこうと思っています。

以上です、ありがとうございました。

助言者

成松 英範

(厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長)



家庭福祉課長の成松です、よろしくお願い致します。

1点目が、我々として平成30年から民間に設置した、フォスタリング機関ですが、渡邊さんも入っていただいて作らせていただいておりますが、そのガイドラインを示しながら、69の児童相談所を設置している自治体がございますので、その自治体に対して、ヒアリングなりをさせていただいて、その中で、地域に合った、ご当地のフォスタリング体制を取って欲しいということを常に申し上げておりました。

今の発表について、これまでの実践の中でも恐らく色々な形が見えてくると思っておりますが、横浜市さんと、当事者である里親さんが中心となって、交流から委託支援をするということ、三重県さんでは、鈴木知事という行政の方がトップに立って、支援をやっていく、滋賀のほうはどちらかというと施設がこれまで培ってきた能力を十分に発揮していただく、或いはキーアセットさんは、民間ならではの支援を包括的にやっていただくという、色々な特徴があると思っておりますし、どこの自治体にせよ、強い部分がある反面、弱い部分があると思っております。

ただ一方で、これから10年間、家庭養育の推進を続けていくためには、これまでの実践以上に、より取り組みを広げていくということもございますので、そういった時間軸の中で、強みはより強めていく、或いは弱みを運営機関、地域全体としてバックアップしていくということが必要だと感じさせていただきました。

2点目でございますが、先ほども申し上げました通り、これから多くの方が未知の領域に入るということで、

我々としても里親支援体制をとこのをしっかり構築したいと思っておりますし、令和元年度予算でも入れており、来年度予算でもできればそういうものを入れさせていただくということをしていただいております。

一方で、なかなかそれぞれの地域の事情があるでしょうから、色々な困難事例もあり、それを我々としても一緒に解決していきたいと思っておりますし、力強いお話も先ほどいただきましたので、どういった支援を、さきほどのガイドラインもありますけれども、全体としてできればと思っています。

もうひとつ、少し話が飛んでしましますが、ショートステイの皆さんからのお話をいただいております。

二つ最近の流れとしてお話ししたいと思います。

いわゆるショートステイ里親をこれから増やしていくということについて、今回法改正を予定しております、市町村がこれまで施設を介して里親さんにショートステイをお願いしていましたが、今回の法改正で、市町村が直接里親さんに、或いはフォスタリング機関を介してですけれども、そういう形でショートステイにおける里親さんを更に活用していけるようにしたいということ。

もう一つ、これまでショートステイの利用料というのは、所得に応じて例えば1日6,000円ですとかご負担していただいていたのですが、例えば障害をお持ちの保護者、母子家庭ですとか、そんなにかかるのなら預けるのが難しいとの声がありました。来年度予算から、そういったところの家庭に対しても、予算をつけていきたいと思っております。

助言者

潮谷 義子

(共同代表／社会福祉法人慈愛園理事長、
前熊本県知事)



現状の状況で言いますと、産まれてくる子どもの出生率は過去最低、そして虐待、自死、いじめ、これは過去最高と、こういった私たちの周辺の状況があります。

そんな中で、皆様お聞き及びの通り、非常にそれぞれのフォスタリングのあり方というのが、地域の実情を踏まえてバラエティのある形でお話だけたという気がします。

このテーマの背景には、実は2,000年の地方分権一括法が行政の中にもあるのではないかという思いを抱いております。

つまり私たちの動きは、ガバメントからガバナンスということで、素地としての多様な形が行政の中でも地域の中でも認識されているのではないかと、正に地域の実情に合った運営が始まっているという気がしています。

入所児の4割に障害があり、虐待経験が7割というのは先ほど冒頭に申し上げました、過去最高の子どもたちを取り巻く悲惨な状況でありまして、そんな状況にありながらも、それぞれお聞き及びの通り、特徴のあるフォスタリングが行われているというのは素晴らしいことだと思います。

それぞれのお立場からのお話を聞きながら思ったこと

は、フォスタリング機関運営というのは、単体ではなく協働という視点の中で考えていくことが非常に重要であり、協働というところで言いますと、里親と施設の情報共有、更には里親のネットワーク、或いはフォスタリング機関のネットワーク、こういったことが学び合いの中にしっかりと繋がっていくのではないかと思います。

そして今触れましたように、地方分権一括法の中で、ガバメントからガバナンスへという中で、多様な形でのフォスタリング機関を行政そのものも援助していくという姿勢が、徐々に醸成されつつあるのではないかと、私たちは今回の学びを通しながら、それぞれの市町村の行政機関の中にも、この実例をお話して、行政ともしっかりと協働体制を作っていく。

協働というのは、十の字を書いて、力力、そして働くほうです。

これは、それぞれの立ち位置が違って、それぞれがそれぞれの活動をする、しかし目標はフォスタリング機関を作るという時に、それぞれが力を合わせて目的に向かって上っていくというふうに、私は思っておりますので、そういった課題を四方の視点から学ばされたところでありました。

ディスカッション

フロアの方からのご意見、ご質問

柏女：

さて、ここからは、フロアの方からのご意見、ご質問を頂戴する時間にさせていただきますと思います。

15～20分ほど取れるかと思しますので、ご意見ご質問のある方は手を挙げて、手短にご報告いただきたく思います。所属とお名前を仰っていただき、ご質問の方は、どなたへのご質問なのかということをお伝えしていただきたいと思ひます。

それではどなたからでも結構です、よろしくお願い致します。

フロア：

一般社団法人こどもみらい横浜の新井会長にお伺いしたいのですが、来年度から臨床心理士の方を新しく雇用し、役割として、交流中から委託直後に特化した方を担当するということでしたが、そういったことには何かニーズが有るものなのでしょうか。

というのは、乳児院で交流していても、色々な交流の難しさを感じていて、何か理由があったのかなと思ひました。

交流の時は児相との連携というのがかなり深くあるんですが、民間の里親会の方とは、交流中にはあまり関わりが無いようなイメージを持っていて、どういった役割分担になるのかも聞きたいと思ひます。

柏女：

それでは新井さん、よろしくお願い致します。

新井：

横浜市でもここ数年、0歳児、新生児委託というのが大変進んでおられて、更に一時保護委託の里親さんも非常に増え、委託がかなり進んでいるのは事実です。

その中で、交流中の不調が始め、私が里親になった

時は、試し行動があったりということでの不調というのが年に1回あるか無いかというようなケースだったのが、最近は交流中や委託直後に不調になってしまうケースが出ています。

これは正に当事者団体の強みですが、交流中の里親さんのそういう苦しみというのが、里親には相談が来ます。どういう悩みを交流中を持っているかという、やはり交流中に子どもに泣かれてしまった時に、子どもへの対応が上手くできない、或いは子どもがいつまで経っても懐かない、交流がいつまで続くのか先が見えないというような本音を、例えばケースワーカーさんに言えたり、乳児院の専門相談員さんに言えると、また色々な改善がなされていくのだらうと思ひますが、なかなか新しい里親さんにはそれが難しいです。

その声が我々のところに上がってくると、やはり私たちとしては、そこから寄り添いたいと思ひます。

私たちも、且つて交流中を経験し、色々なしんどい思ひもしていますから、そこはとても共感できますので、一緒にそこも寄り添ってあげたいと思ひますが、正に2点目の回答になるんですけども、交流中の里親さんの情報というのは来ません。

もちろん委託された情報も来ません、子どもや里親の個人情報になりますので。

そこでここ数年こさじ会という、児童相談所と、本庁と、こどもみらいの定期的な話し合いの中で、どうすれば支援が可能になるかを何度も何度も議論しました。結局それを支援する臨床心理士さんを置くと、その心理士さんには当然情報を流すことになるので、専門的な支援が可能になるということで決まりました。色々施策をどうしたらいいか、事業をどう上手く支援に繋げていくかという話し合いの中で生まれてきたのが今回の件で、それでは臨床心理士さんに家庭訪問をしてもらいましょう、出来れば交流中にも関わってもらいましょうということ

Day 1. シンポジウム 2. フォスタリング機関運営のあり方

で、里親さんの委託の情報が入りますので、私たちもそれに寄り添うという仕組みを4月からスタートする予定になっています。

フロア：

潮谷先生が仰ったように、障害のある子も増えていて、第三分科会の資料の後ろから10ページで米山先生がいらしてくださっているんですが、里親は障害児の割合が大体25%ぐらいで、ファミリーホームも46%ぐらいという数字が出ていて、障害児を育てている里親さんも増えている中で、フォスタリング機関として、障害児に寄り添うとか、障害児関連機関と連携していくということが可能なのかということをお聞きしたいと思います。成松課長でしょうか。

柏女：

成松さん、これからの予算付けにどう影響するかということもありますのでね、お願いします。

成松：

家庭養育優先原則というのは当然児童福祉法に関わっていますので、障害児さんも含めて、できるだけ家庭的な環境をとということは今模索していますが、ひとつはやはり、里親さん或いはファミリーホームさんということで、里親さんには専門里親がありますし、フォスタリングガイドラインの中にも、できるだけ色々な関係機関と連携するということになっていますので、障害児入所施設も含めて、そういう皆さんの支援をしていくというのが今後の流れになると思います。

明日も、厚労省で障害児の担当室長をしている本後という者がいますので、またご議論いただければと思います。

柏女：

この件について、潮谷さんから一言お願いします。

潮谷：

マッチングというのがとても大切になってくると思います。

子どもの権利条約が発効するまで、私どもの施設では国際養子縁組をしていました。

国際養子縁組の場合で、こんな事例がありました、もう今は養子に行くような子どもたちはいません、日本の中で養子があっても、なかなかダメなんです、今障害のある子どもが一人希望としてあるんです、ということをお伝えしたら、どうしてその子どもと私たちを引き合わせてくださらないんですか？と言われ、本当に文化の違いみたいなものと、私の中で障害児の困難性というのが分かっていますので、頭に無かったということで、とても反省させられました。

その時に私たちがしたことは、その子どもの特性と、その子どもの離乳食、運動、あらゆるデータをゆっくり伝えながら、子どもとの間のマッチングを測っていきました。

そういう意味で言うと、私は数値目標の中でこれをマッチングするまでの期間や、対面して里子に行く期間という数値目標は慎重でなければ、このままの状態で行くと、障害のある子どもたちはなかなか里親支援の形に結びついていかないんじゃないかということをととても恐れております。

フロア：

重複する部分がありますが、里親さんと入所施設という関係性、私は今、同じ子どもとして、アタッチメントの大切さを非常に感じておまして、障害児というところから入って来ていましたので、愛着形成についてきちんと向き合うことが自分にできていなかったという反省がありまして、柏女先生のほうで、今年度座長で色々まとめられて、改めて愛着形成について哲学的に再考することなどをまたやり始める良い機会だなと思っております。障害児のことも含めてまた勉強させていただきたいと思います。ありがとうございます。

柏女：

ありがとうございます、ご意見ということでよろしいでしょうか。

それでは後ろの方、もう一度手を挙げていただけますか、よろしくお願い致します。

Day 1. シンポジウム 2. フォスタリング機関運営のあり方

フロア：

前滋賀県知事の嘉田 由紀子でございます。今回潮谷さんにこの会合をご紹介いただきまして、今参議院議員をしておりますけれども、まず山本さん、滋賀県の事例をご報告ありがとうございました。

シンポジウム 1 と 2 と全体に通じることですが、私はなぜ社会学者から知事になったかと申しますと、潮谷さんが熊本で女性知事として活躍していらっしゃるのを見て後ろを押し上げていただいたんですが、その中心が、子ども、子育てを県政の柱にしたいということでかなり頑張ったんですが、出生率が上がり、そしてまだまだできないところが二つありました。

一つは、今子どもの貧困、子どもの困難の背景には、日本の家族制度が本当に手付かずだと、例えば協議離婚も、子どもの養育計画無しにこんなに簡単に離婚できるのは世界中で日本だけです。

そして今 60 万組の結婚に、20 万組、3 組に 1 組が離婚し、そこで毎年 20 万人を超える子どもが片親口スになり、そして経済的貧困です。

子どもの貧困の半分以上、6 割近くが母子家庭の貧困であり、このあたりを変えるには、単独親権から共同親権にするという民法の改正が必要です。もう一つは、子どもを家庭のど真ん中に置いた省庁組織が無いことです。

滋賀県では、子ども青少年局というところを作りましたが、やはり国のほうにも、子どもを子育てのど真ん中に置いた省庁が無いと、厚労省さんは頑張っておられますが、例えば民法改正の当局が無いのです。法務省ではちょっと、今回のシンポジウムに関係があるか分からないのですが、厚労省の成松さんと潮谷さんに、可能性としてのコメントをいただけたらと思います。

参議院議員として 3 カ月やりました報告書を作らせていただきましたので、もし親権問題に興味がありましたら、出口のところで完全無料で提供させていただきます。ただし滋賀県民の方は、私が参議院に出る際の有権者でございますので、有権者買収になりますので、200 円でお分けさせていただきます。

少し長くなりましたけれども、構造的な問題ですが、コメントをいただけたら、私も議員として出口が無

くて、共同親権の問題はかなり反対が多く、動けなくなっております。よろしくお祈りします。

柏女：

恐縮ですが、質疑をフォスタリング機関運営に限定したいことと、他の方のご意見も頂戴したいので、ご意見ということでお伺いさせていただければと思います、ありがとうございました。

フロア：

心身障害児総合医療療育センターの米山と申します。

今、JaSPCAN のほうで、障害と虐待予防のワーキングをしていまして、そこで障害児虐待の調査をさせていただいています。

それにも関わりますが、明日の分科会の資料の後ろから 10 枚目のところがございますが、これは 2 月 1 日に家庭局のほうから出ますが、私がグラフ化したので、後で参考に見ていただければと思います。

先ほど申しましたが、里親でも 25 年間 20% だったのが、今回里親さんの中でもケアニーズの高い方が 25% ということがございました。

乳児院でも 30% ということで、発達の偏りといいますか、若干育てにくいお子さん、或いは育ちづらいお子さんがいるのは明らかで、私も相談を受けるんですけども、そういったところが結局里親不調ということに繋がっており、そういったところがフォスタリング機関の中で、なかなか児相がそこまで強化ができていないというのがあるんですけども、これは昨年の分科会でもありましたが、なかなか児童相談所で障害の偏りとか、そういったところまでは評価できていない、その状態でフォスタリングということが生まれているということがありますが、フォスタリング機関のほうで、そういう疑いがあった方々は現時点でどのようにそのあたりを、アセスメントする時に障害の専門機関、或いは医療と繋がっているのかということをお伺いしたいです。

柏女：

Day 1. シンポジウム 2. フォスタリング機関運営のあり方

どなたかいらっしゃいますか、では山本様お願い致します。

山本：

乳児院にお預かりする子どもさんの中で育てにくさが生じてくるかもしれないと感じるお子さんもいらっしゃいます。

新生児で特別養子縁組に行かれるお子さんで、育てにくさが生じるかもしれないと感じられる場合は、まず児童相談所から里親さんに、しっかりとその旨を包み隠さずお伝えしながら、里親支援事業のほうでは、そのお子さんが特別養子縁組になられたとしても、寄り添い病院受診や乳児健診に一緒に行く、施設の障害に特化した心

理士が定期的に訪問する、何よりも里親支援事業の相談員が心に寄り添うというところで、取り組んでおります。

ホームステイの利用は、実は知的障害児施設のお子さんが一番多いです。

小さな体験、例えば紅茶を自分で淹れたことの無い子がホームステイをして紅茶を1回目は淹れられなかったけれども2回目はちゃんと淹れられたとか、知的障害のホームステイを利用していただくことで、そういう小さな体験を、応援団としてホームステイの里親さんが支えているということが言えると思います。

どちらにしても、里親支援事業は、里子さんが20歳を超えてからもずっと法人として寄り添う覚悟が、里親さんを支える一番大きなことだと思って実践しております。

ディスカッション

まとめ

柏女：

ありがとうございます、よろしいでしょうか。

沢山のご質問、ご意見を頂戴いたしましてありがとうございます。

まだまだあるかと思えますけれども、時間が迫っておりますので、このぐらいにさせていただきます。

それでは、色々なご意見が出てきました、協働が大切であるとか、特に行政との協働、児童相談所と民間機関との協働が大事であるとか、フォスタリングを充実していくという厚労省のお話もありました。

包括的に支援をしていくということの大切さ、更にはフォスタリング機関が想定していない障害を持った子どもたちのところを、どうターゲットにしていくのか、そういった様々なご意見が出ましたが、それを踏まえて、フォスタリング機関運営のあり方というシンポジウムのテーマに即して、皆様方から、お一人 2 分でお願ひしたいと思ひます。

新井：

先ほどの発表の時に少し触れましたが、里親であり、里親会として、どうしていくかといふことと、どう繋がっていくかといふことを今後考えていかなければいけないと思ひております。

こんなに沢山の方に集まっていたら、里親支援、子どもの支援という議論をしているわけで、これを里親自身がどう考えているのかといふことを、きちんと里親が声を上げていくことも必要であろうと思ひています。私は支援をしてもらう側、あなたは支援をする人、ではなく、里親も子ども支援者であり、子どもの声を聞く、寄り添いをする立場の者として同じテーブルに座って自分たちの意見もきちんと言うという、自立した里親が今後必要になっていくと感じました。

里親会がフォスタリング機関になるかどうかといふこ

とよりも、里親が何ができるかといふことを考えた時に、子どもの声として先ほどのシンポジウム 1 で上がっていましたけれども、一緒に生きてくれる人が必要、それを里親はできるんじゃないかなと思ひます。

家庭養護の最大の強みは、何かを指導するのではなく、ただそこに一緒にいて、同じものを食べて、同じ空間で生活していく中で築き上げていく、目に見えない信頼関係、寄り添い、そういったものが里親の最大の強みだと、長い間子どもと接してきて感じます。

やはりそれを大切にしていって、沢山の支援者が集まって議論していく中でも見失わない、最も大切なものなのではないかと、今日は勉強させていただいて私は強く感じました。

先ほどキーアセットの渡邊さんが仰っていましたが、里親としてこれまでやってきたことを、胸を張って、こういう時代、こういう時期に来ているので、大きな声で伝えたいです。

里親って意外といいかも、と思ひました。

鈴木：

私からは三つお話しさせていただきます。

私は元々児童相談所に来る前、県立の児童精神科の施設で指導員をしており、そこでは自閉症の子どもたちと、ずっと、一緒にお風呂に入ったり、そういった付き合いをしていました。児童相談所が変わって、色々な障害児に対する差別感といふものが地域にあり、例えば当時、若い時ですが、里親さんに委託する時に、この子どもさんに障害があることを確認した上で、無いと分かった時に里親さんに渡すということが平気で行われていました。

そういう議論がありましたけれども、今の発表していただいたようなことを聞くと、本当に隔世の感があります。その中でも十分浸透しているとは言えない事実はあると思ひます。これは里親さんにも児童相談所にもそう

Day 1. シンポジウム 2. フォスタリング機関運営のあり方

ですね、これはこれからきちんとやっていかなくてはいけないことだと思います。

二つ目ですが、今回色々なところでお話を聞いてきたんですが、学校の先生は非常に地域とのつながりを大切にされている、例えば学習支援であるとか、登下校の送迎であるとか、そういうものをどんどん地域の方にお願ひされており、福祉はどこまで学校を見習っているのだろうかと思います。やはりそういうところにとても力を入れて、地域との繋がりを大事にしていくことが非常に重要だと思います。

三つ目ですが、児家センがやったらどうかというお話をさせていただきましたが、今はどこも、人手不足も甚だしいということがあります。各施設で、やりたいけれどもやれない、人がいないということを色々なことで耳にします。これは児童相談所もそうですし、施設も同じですね、そのあたりは本当に大きなところから養護していかなければいけないと思います。

今日はありがとうございました。

山本：

小鳩会では、令和3年には里親の支援機関を委託するということで、県との協議を進めているところです。

ただ、里親会や地域の方々との連携の中で地道に積み上げてきたことが、ガイドラインの事業として提示されているというところでは、今までやってきたことを一層積み上げてきた、ただその中で、子どもが真ん中であり、子どもたちが発言できて、子どもがほっと安心だなという社会的養護のシステムを作り上げるというところは見失わないようにしていきたいと思います。

企業という視点の連携は自立支援に本当に大きな力を発揮していただきますし、今学校の話がありましたが、応援会議というのも非常に大事なところです、応援会議や自立支援のための企業との連携を通して、里親、施設だけでなく多くの人とつながりながら子どもの育ちを支えるという視点で、今後もやっていきたいと思っています。

渡邊：

2点ございます。

フォスタリング機関のガイドラインを読ませていただくと、紛れもなくこれはソーシャルワークだと思います。ソーシャルワークの役割を担っていくということは、間違いないと言えることは、ケアワークをサポートしていくというのはもちろんですし、ケアワークの担い手のスキルを上げていくためにサポートするというのももちろんですが、ケアワークを指導したりすることがメインの役割ではないと私は思っています。

やはりフォスタリング機関の役割は地域力を上げていくこと、先ほど1部でもどなたか仰っていましたが、家庭力や家族力というのが弱まってきている、そこに家庭力の優先を盛り込んでいくというのはどういうことなのかというのは、家庭を強くしていきましょうというのは、ちょっと無理があるかもしれません。

しかし私は、地域力というのは確実に上げることができると思っています。

そのためにフォスタリング機関というのも存在すると思いますし、地域力を上げる中で、育てをしやすいというのは、これは2点目になりますけれども、実は私はそこに当事者の声がいっているのかどうか、非常に怪しいなと思っています。

子育てしやすい環境というのが、子育てしやすい環境なのかというと、そこに子どもの声が無かったら、もしかしたらそこに落とし穴があるのかもしれません。私たちがなぜソーシャルワーク、フォスタリング機関を用いて地域力を上げるのかというと、子育てしやすい環境を作っていく、それが山本さんも仰ったように、子どもを中心に置くということなのではないかと思いました。

成松：

最初に柏女先生が、お土産を持って帰ると仰っていましたが、皆さんのご実践をお聞きして、非常に皆さん一生懸命取り組んでいただいて、計画も含めてですけれども、そういった意味でお土産が聞けました。

一方で計画がスタートする来年度以降というのはまだまだ大きな課題がありますので、お土産と宿題を沢山持って帰りたい、特に宿題は忘れないようにと思っています。ありがとうございました。

Day 1. シンポジウム 2. フォスタリング機関運営のあり方

潮谷：

私は、これは大変厚かましいお話ですが、厚労省に、要望ではなく政策提言としてお聞きいただきたいと思います。

専門機関としてのフォスタリングの人的なこと、量として増えて行くことはとても大事だと思いますが、同時に質としての増やし、これを考えていただきたいのです。

その最たるところに、児童相談所の、量も大事ですが質を増やしていただきたい、つまり研修をやりたいと思います。

公務員は異動があり、2~3年で異動していきます。やっと現場のことが分かったと思ったら異動ですので、それを防いでいくためには何としても研修が大切ですので、行政機関に対しての研修を、厚労省は是非しっかりと取り組んでいただき、量と質がマッチングする形で福祉領域が支えられていくことを、是非しっかりとやっていただきたいし、この話を政治家の皆様方にも伝えていただきたいです。

量が何となく見えてくると、それでいいのかなという雰囲気になってしまいますが、やはり子どもたちをしっかりと理解していくということでの、機能性の理解をしないと変わって行かないと思いますので、是非よろしくお願い致します。

柏女：

以上です。4分残していただきましたので、最後に私もまとめができそうです。

シンポジウム1でフォスタリング機関がとても大事だということを踏まえて、このシンポジウムでは、そのフォスタリング機関の在り様ということについて事例を挙げていただきながら議論していきました。

私は二つのことが印象に残りました。

一つは、フォスタリング機関そのものだけが単独で動くのではなく、協働ということがあって初めて、地域力を上げていくということがとても印象に残りました。

子育て支援の分野に関わるのですが、子育て支援も、そのご家庭の子育てが良くなるということターゲットにするのではなく、地域の中で子育てがしやすい環境を作っていくことが、地域子育て支援拠点にも求められるということを見ると、そうした視点がとても大事だと思います。

読んでみると、地域子育て支援拠点事業の目的は、親が子育てしやすくなるということが書いてあるんですが、それ以外に、子育てしやすい地域社会づくりをすることが目的だと書いてあります。

フォスタリング機関も恐らくそういうことが大事なんだろうと感じました。

二つ目は、これは新井さんが仰っていましたが、里親さんにしっかりと敬意を払っていくということがとても大事だと思います。

今日このフロアに、私が本当に敬愛する里親さんがいらっやっています。

もうお子さんが30歳になりますが、色々トラブルを抱えながら、回り道をしながら今資格を取りたいと仰った、その資格を取得するための資金もまた、これまでももちろん生活資金も応援していらっやいますが、そこでもまた、今やっとここまで来たからということで応援していかれようとしていらっやる、そういった里親さんに、やはり私たちは敬意を表し、支援の道を探るといって、里親さんとフォスタリング機関との協働と言いますか、意見の通わせ合いということがとても大切だということを改めて感じました。

このシンポジウムがどれだけ皆様方のお土産としてお持ち帰りいただくことに、お役に立ったかは分かりませんが、ご協力をいただきました4人のシンポジストの方、またお二人の助言者の方に、最後に大きな拍手をいただきまして、このシンポジウムを終わりたいと思います。

ありがとうございました。

2 日目

2020 年 2 月 24 日 (月・祝)

分科会 1 「施設の機能強化—多機能化、高機能化への道—」

コーディネーター：

林 浩康（日本女子大学人間社会学部教授）

パネリスト：

都留 和光（二葉乳児院施設長）

橋本 達昌（全国児童家庭支援センター協議会会長）

福田 雅章（社会福祉法人養徳園総合施設長）

前川 知洋（日本ファミリーホーム協議会副会長）



Day 2. 分科会

簡潔に4点ぐらい申し上げたいと思います。

1 つは、乳児院、児童養護施設の本質とは何か、そういう本質と、多機能化或いは高機能化ということがどう結びつくのか、本来的には入所児童へのケアが本質でしょという見方があるが、入所児童に対して提供されている生活体験、依存体験の提供を、地域に広げていくというのは当然のことではないかというのが1つです。

それから2つ目は、家庭養育優先の原則ということと、家庭だけで完結する養育から、地域と協働してどう要支援家庭を含めて養育を共有していくか、そこが同時に変わらないと同じことで、里親養育も里親さんに丸投げという形、訪問して終わり、そこをどう子どもにも直接的なケアを如何に提供していくか、そういうことを考えた時に、3つ目ですが、ソーシャルアクション機能により、無い資源はきちんと行政に働きかけて、その社会的親というか、共同養育をするための子どもへの直接的な支援ケアをきちんと作っていく、そういうアクション機能をどう施設として持って行くか、そこにお金と人を付けてもらうためにどう動くか、さもないと施設が全て丸抱

えしなければならぬということなんです。

だから施設側も、多機能を提供するのではなくて、多機能の資源とどう結びついていくか、そういうことも同時に考えないと、里親養育も施設養育も全部自分のところで丸抱えという状態、それは一般家庭で普通の子育てでも言えることではないかということです。

それから4つ目としては各市町村の格差、特にショートステイ絡みで全然市町村によって全然違うわけです。

子どもの利用できる年齢、そこに要する支払に必要なお金、一方で一部の自治体では要支援認定することによって、全額公的な負担でやっていけるところ、それから今は養護施設や乳児院の中には、やりたくてもできない、つまり通常入所で精いっぱいという状態もあり、でも一方の市町村では、そのための専用の施設があり、専任の職員をより雇うというところがあり、本当に市町村の格差が、子どもの育ちの格差というもの益々広がっていくという現状があるのではないかというお話ができました、私からは以上です。



Day 2. 分科会

分科会 2「子どもの福祉を実現する未成年養子縁組の可能性と課題」

コーディネーター：

宮島 清（日本社会事業大学専門職大学院教授）

パネリスト：

井上 保男（元神奈川県中央児童相談所長）

長田 淳子（二葉乳児院里親支援機関担当主任）

浜田 真樹（弁護士 元法制審議会特別養子制度部会幹事）

福家 英幸（共生会希望の家 副施設長・里親支援専門相談員）

ロング朋子（一般社団法人ベアホープ代表理事）



Day 2. 分科会

分科会 2 を担当させていただきました宮島です。

私からは、まずこの分科会のタイトルについてご説明させていただきます。

2 つ目としては、どんなふうに議論を進めたかということをお話させていただき、そしてそこで出たいくつか、到底全部をご紹介することはできませんので、数例を述べさせていただきます。

まず 1 つ目のタイトルですけれども、子どもの福祉を実現する未成年養子縁組の可能性と課題、ここで未成年養子という言葉を使っています。

これは成人の養子縁組は議論の対象としないという意味で、未成年の子どもたちの養子縁組、これは特別養子縁組、普通養子縁組、両方を含んでいます。

ただ今日はこの他にも未成年の養子縁組で非常に多いんですけれども、連れ子養子の課題、或いはおじいちゃんおばあちゃんがお孫さんを養子縁組する、これも未成年養子に含まれますけれども、これも対象にしない、家庭裁判所が関与する未成年の養子縁組、そして子どもの幸せを実現する福祉、社会的養護のひとつの選択肢として大事にすべき養子縁組、この特別養子縁組と普通養子縁組、この両方を対象として検討しました。

子どもたちの幸せを実現するために特別養子縁組がとても大事です。その効果とか意味を決して軽視していくという意図ではありません、特別養子縁組を本当に大事にしてこれから子どもたちのために奮闘していかなければならない。

でも同時に、未成年の養子縁組の中では普通養子縁組もございいます。

法律的な親子関係を切る必要のない、そういった例について。また年齢も 18 まで、特別養子縁組は 15 歳まで、場合によっては 18 歳まで延長されるようになりましたけれども、特別な場合ということですので、18 歳まで、これは子どもたちのために積極的に使える制度ということで、両方大事だという前提で検討いたしました。

さて、どのようなご報告をいただいてどのように進めたかということですのでけれども、そもそも養子縁組について知っているようで知らないところがあります。

また今年度改正された特別養子縁組制度の概要がどういうものであったかということをしつかり押さえてから議論するというので、法制審議会等で委員を務められた弁護士の方の浜田先生にその概要について、限られた時間ですがご紹介をいただきました。

その上で、神奈川県で中央児童相談所長を務められてこられた井上先生、東京の二葉乳児院で里親支援制度の担当をしておられる長田先生、また児童養護施設の希望の家で副園長兼里親支援専門相談員を務めておられる福家先生、民間の養子縁組斡旋機関代表のロング先生、先生と呼んでしまったんですが、皆さん知見が高いので、本当はさんとお呼びするべきだったかもしれませんが、ご報告をいただきました。

非常に範囲が広い話になりました。

養親候補者を確保することが大事だ、ただ多ければという数だけではなくその養子縁組候補者が子どもを迎えるための準備をきちんとしていかなければいけないということでした。

次には養子縁組の申し立てについてです。法改正の結果、今後年齢延長となりますので、もしかすると申し立ての時期が後にズレてしまうということが起こりえますので、却って子どものとって中途半端なことになるおそれもあるというお声をいただき、最適な申し立て時期をどう実現していくかということも話し合われました。

また何よりも子どもの意向確認をきちんとしていく、子どもの自己決定を何歳でどうやるのか色々難しくさがあるなど、制度の改正によって 15 歳の場合、子どもの意向をちゃんと聞くということが制度化されたわけですが、法律の手続き上での意向確認と意志確認、そこには含まれない様々な意思確認、常に子どもたちの意思を大事にするということをどう実現していくか。赤ちゃんを含めて意向確認をどう進めるのか。これも大事なということ。他に実子の同意、養子縁組後のフォローというようなことも大事だということでした。

とにかく当事者の利益と、意向を確認しながら進めて行くことが、適切な養子縁組を進める上で必要だということが確認されました。

分科会 3 「障害児入所施設の今後の展望」

コーディネーター：

柏女 霊峰（共同代表／淑徳大学総合福祉学部教授）

パネリスト：

岡崎 俊彦（社会福祉法人カナン学園 奥中山学園 園長）

北川 聡子（むぎのこ児童発達支援センター センター長/日本ファミリーホーム協議会会長）

本後 健（厚生労働省障害児・発達支援室長）

米山 明（心身障害児総合医療療育センター・外来療育部長）



Day 2. 分科会

社会的養護の分野に関心の高い方が集うこのフォーラムにおいて、障害のある子どもの施設での暮らしを分野横断的に検討するというを目的に分科会を企画として実施をいたしました。

参加人数が危ぶまれましたけれども、25人程度のご参加をいただきまして、議論を繰り広げることができました。

4人のシンポジストの方から、まず岡崎さんからは、家庭的養護を実施している経験から実情について詳細にお話をいただきました。

小舎化、小規模化の大切さということは重々承知しながらも、まだまだ全国的に広がる場所は少なく、まだ2割くらいしか小規模ユニットが導入されていないということですが、その理由として、障害児入所施設自体が子どもが減少したり、子どもの対応に対して配置基準が薄く独自に対策しなければいけないということで、余った財源がなかなか無くて非常に厳しい状況であるということなどが報告されました。

次に、障害児の包括的なケアを実施しているむぎのこの北川さんからは、在宅の親子を一緒に支える機能を持って、医療的ケア児への支援もどんどん取っている、そういうこともしながら、思春期特有の問題等も放課後デイにも手を伸ばしているという中で、入所機能が必要になると。現在、ショートステイは20床ほどありますが、入所後必要になったということで、障害児のファミリーホームを法人型で運営して広げて来ていらっしゃる。生活も支援も、必要性からどんどんサービスが広がってきており、入所と通所が繋がっているというお話をいただきました。

米山さんからは、医療型入所施設での方向性について、実情も踏まえてお話をいただきました。

医療型施設ですけれども、小舎化した場合に、ユニット化したほうが共同スペースに子どもがいる時間が増えたという研究データもあるということで、子どもたちのQOLが上がるような施設の環境づくりが大事だということです。

ただ医療型のほうはまだまだ小規模化が進んでいないという現状があって、医療的なケアと生活の支援ということを成り立たせていくことが大きな課題だということ

です。

最後に厚労省の本後室長から、障害児入所施設検討会の報告書について詳細な報告がございまして、お手元にある資料集の中にもございますので、是非読んでいただければと思います。

基本的なものとしては、色々ありますけれども、社会的養護で行われている方向を障害児入所施設でも目指していくという提言になります。

ケア単位の小規模化、或いは障害児グループホームの単独設置なども必要ではないか、障害児入所施設がどんどん減ってきており、地域の中に無いということが出てきていますので、そういう意味では小規模の障害児施設を単独で設置できるように、或いは児童養護施設が障害児のグループホームを併設できるようにしないと、障害児が地域からどんどん離れていくのではないかとということも提言されています。

そうしたことがご紹介され、今後は1つ1つ調査をしたり、或いは報酬改定が近々ありますので、そこに向けて例えばソーシャルワーカーの配置などについても考えていきたい、また運営指針もまだ作成されていないので、それらについても調査研究を進めていきたいという方向性が話されました。

その他、フロアとの質疑応答では、3~4人の方からご質問やご意見を頂戴しまして、特別養子縁組の斡旋をしている民間機関の人が、障害を持った子どもたちも養子縁組をしてもらう、そのために、障害を持った子どもたちはこんな生活をしているんだということを障害児入所施設やグループホームでそれを提示してくれないか、研修をやってくれないかというお話もありましたので、そうしたことについての課題なども話し合いました。

25人でしたけれども、多くのご意見を頂戴し、有意義な時間になったと思います、ありがとうございます。

分科会 4 「家庭養護における親子関係再構築支援のあり方」

コーディネーター：

上鹿渡和宏（早稲田大学人間学部教授）

パネリスト：

木ノ内博道（NPO 法人千葉県里親家庭支援センター理事長）

津崎 哲郎（全国里親会副会長、NPO 法人児童虐待防止協会理事長）

中嶋嘉津子（仙台市ほほえみの会） ※ご欠席

藤林 武史（福岡市こども総合相談センター所長）

本多 洋実（全国里親会副会長 日本体育大学准教授）



Day 2. 分科会

コーディネーターを担当いたしました上鹿渡です、分科会4は多くの方にご参加いただきました。

内容、テーマが、恐らくこういった場で扱うことが今までに無かったもので、皆さんも色々と思うことがあり、参加が多かったのではないかと考えております。

今回は木ノ内さん、津崎先生、藤林先生、本多さんにパネリストとしてご報告をいただきました。

里親としてこれまでどのような取り組みをされてきたか、どのようなことで困っていたかと、また児相長としてこのような形でやってきました、これからこのようにしていきたいといったお話がありました。

最初に 28 年の法改正で親子関係再構築支援についての施設、里親、市町村、児童相談所、関係機関等が連携して行う義務が明確化されたということがあり課題とされてきています。一番最近の報告でも、里親さんのもとにいる子どもの 7 割が全く実親との交流が無い、メールも電話も含めて交流が無い状態ということなので、そもそも里親さんのもとにいる子どもに、家庭復帰、再構築ということは、なかなか考えられなかったし、今回パネリストからの報告では、里親さんはそういうことを禁止されていた、交流自体を禁止されていたり、情報もほとんど無い、ほぼ無いに等しい中で実親との交流という発想自体を持っていないような状況があったとのことでした。

これについては児相側から、様々な親御さんがいらっしゃる、そこから守るような意味もあるとお話もありました。このように里親に委託された 7 割の子どもが家庭との交流がない現状がある中で、法改正により先ほど言ったような里親も連携して交流を促していくという目指す状況になったということです。ガイドラインもあり、平成 26 年と 29 年に出ています。ただ、法改正後の 29 年のガイドラインの中でも、里親家庭から実親の元へ戻るといったことで具体的な方法とかそういったことがあまりしっかりと書かれていない状況で、現状で必要だというのは分かって、子どものためにパーマネンシー保障の面でも、子どもも親元に戻りたいというのが一番であると誰しも分かっているのですが、その方法が分からないという状況にあります。

パネリストからは、実際には里親に委託されている子どもが実親のもとに戻っても、アフターフォローとして子どもと関わり続けなければならないことがある中で、里親個人としては、情報も無く子どもと付き合い続けるということが実際に起こっていて、そのような中では子どもを養育するケアワークの部分と、本来ソーシャルワーカーが担う部分を両方とも自分で担う状況もあるというご経験をご報告いただきました。

それからフォスタリング機関が協働し、これまで里親さんが一人で頑張ってきたことをソーシャルワーカーと共にチームとしてそれぞれの役割を担っていくことで繋がるような、家族再構築についてもそういったフォスタリング機関との協働が重要なのではないかとご報告もありました。

もうひとつ米国の取り組みが紹介され、米国ではこの家族再構築に関わるのが里親の役割としてもとても重要で、リクルートの際にも、子どもを助ける里親をリクルートするというよりは、子どもと親を助ける、子どもが一番大事に思っている大切な親も含めて助けるという形で、最初から家族再構築を考えた里親のリクルートになっているとのことでした。この点は本当にこれから日本の里親が、75%、50%と国が目標値として掲げているような割合で増えて来るとしたら、新しい里親さんというのは、まさにこのようなことを意識しながら取り組む必要があるのではないかと思います。もちろん長期で養育してくれる里親さんは今後必要です。

最後に福岡市の取り組みのご報告がありました。既に乳幼児では里親等委託率も 50%を超えてきているところで、これまでであれば乳児院にいて、交流、実親の元に帰ることが最初から分かっている子どもが、福岡市では里親さんに委託されています。その中で福岡市では、家族再構築をとっても重要だと考えられていました。ただ、その具体的イメージや方法というところで、子どもと実親の交流についての知識についてはソーシャルワーカー側も里親側もまだ十分ではないとの認識で、またテキスト等も無いので、海外から講師をお呼びして研修をするなど、様々な工夫・努力をしながら全体で関わるような

Day 2 . 分科会

状況を作っているとのことでした。

最後に、スライドで福岡市として家族再構築に向けてどのような取り組みをされているか説明していただきました。これは全ての児童相談所にとって必要となる取り組みだと思いました。ありがとうございました。

分科会 5 「当事者によるアドボカシーシステム」

コーディネーター：

相澤 仁（共同代表／大分大学福祉健康科学部教授）

パネリスト：

池田 清貴（くれたけ法律事務所弁護士）

栄留 里美（大分大学福祉健康科学部助教）

奥山眞紀子（社会福祉法人子どもの虐待防止センター理事）

川瀬 信一（千葉県生実学校分教室）

中村みどり（Children's Views & Voices）

西澤 哲（山梨県立大学人間福祉学部教授） ※ご欠席



Day 2. 分科会

私のほうから報告させていただきます、改正児童福祉法の付則に、理念をモットーに子どものアドボカシーシステムについて検討するということが記載されまして、子どもの権利擁護に関するワーキングチームも国のほうで設置されたということで、分科会 5 としては、検討すべき重要課題になっている子どもの意見表明をどう支援するシステムを構築していくのか、社会的養護、家庭養護のアドボカシーシステムについて検討したということです。

最初はアドボケイトの必要性について栄留さんのほうからご発表いただきまして、やはりアドボカシーとは、全ての人が重視され、全ての人が意見を聞かれるようにするためのひとつの方法だということを確認していかななくてはいけない、そのための 4 原則として、エンパワーメントとか子ども主導とか独立性とか守秘義務ということが大切ということでした。

そして実際に栄留さんが訪問アドボケイトをやった時に良かった点として子どもから、遊んでくれた、秘密を守ってくれた、話を聞いてくれたと、良くなかった点としては、初めは話せなかった、職員インタビューとしても、アドボケイトさんに言ったことで、そういうふうに思っていたのかということが分かってすごく良かったとか、気づけなくて悪かったというようなこと、そしてやはりアドボカシーというのは独立アドボカシーだけではなくて、4つのアドボカシーをきちんと組み合わせる色々な方がアドボカシーを理解した上で推進していくことが必要だということでした。

続いて池田さんから、児童福祉行政、司法手続きにおける子どもアドボケイトについてご説明いただきました。

池田さんからは、児童福祉審議会を活用した子ども権利擁護のガイドラインの紹介ということでございまして、これについては厚労省のホームページ、虐待対策のところに掲載されていますので、是非興味のある方は見ていただきたいと思います。

その上で、そのガイドラインの課題としては、やはり不服等による救済型の権利擁護システムであり、子どもへのアウトリーチが不十分ではないかという点を指摘さ

れていました。

その後、司法手続きにとってのアドボケイトということで、子どもの手続き代理人制度について説明がありまして、要するにこういう手続き制度とこれから検討される子どもアドボケイトの担う役割はどう違うのか、同じなのか、そういう点についても検討していくこと、そしてこういう手続き制度から学ぶべきことはきちんと学んで良いシステムを作ったらどうかという意見でした。

続いて社会的養護におけるアドボケイトの必要性について、中村さんからご発表いただきまして、社会的養護の中で生活する子どもたちというのはやはり連続的な喪失体験を持っている、そういうことから将来の不信とか大人に対する不信不安を抱いているということでした。

やはり子どもからどういうふうに声を聞いていくのか、これが極めて重要だということから、子ども聴かせてワークなどを実際に実施してみたところ、職員等へ気を遣う発言が非常に多く聞かれたと、やはり子どもはきちんと職員などのことへも気を遣っているんだというようなご発表でした。

社会的養護のケアから離れてからも、きちんと声を拾ってもらえるような、そういうシステムをきちんと作ってほしいということでした。

支援者の皆さんへのメッセージということで、子どもの話をもっと聞いて欲しいとか、言いたくても言えない子どもに話しやすい関わりを色々してくれたという声をメッセージとしていただいたということでした。

子どもの意見が尊重される権利を守るためにということで、奥山さんから、子どもの意見を聞くにはやはり安全に守られていなければ子どもは答えられない、自分が守られていると感じて始めて、自分の感情や意見を形成することができる、そして子どもの尊厳を大切にしていこう、向き合う、個人対個人としての向き合い方が必要だと、子どもの意見を聞くためにはやはり情報提供が大前提だということでした。

情報が無い段階で意見を聞かれても子どもは答えられませんし、年齢によっては意見の聞き方がある、そして子どもの特性に応じて考えた意見の聞き方、障害とか被

Day 2 . 分科会

虐待とかトラウマのある子ども、特性に応じた聞き方をするとということ、それから子どもの意見が最善の利益と思えない時、これは児童相談所の児童福祉士さんなどが実際に子どもと向き合うことになると思いますけれども、大人が1人の個人としてその理由を分かりやすく、納得するまでしっかり説明して、しっかりと進めて行くことが必要だということでした。

そして最後にということで、子どもと直接関わらずに意思決定をしないということも発表がありました。

最後にアドボケイトの養成、研修ということで川瀬さんから、問題提起として子どもの声を尊重する社会を築くにはどうすればいいのか、里親や小規模施設にフィットするアドボカシーとは、ということで、実際に研修を実施してみて、成果としては、アドボカシー理解の促進とかコミュニティ形成、当事者との対話から学ぶアドボケイト人材の確保とか、検討課題の明確化、課題としては全国的なネットワーク形成、英国に比べて少ない研修時間、まだ無いものをイメージ、改正児童福祉法付則との連動、検討すべき課題の検討母体ということが挙げられました。

最後に1時間ぐらい協議をしましたが、その中で主に話したことについて、ここで発表させていただきますが、当事者からの語りを聞くための条件ということで、目的や語るべき内容、語ってはいけない内容をきちんと明確

化して当事者から意見を聞いてほしい、やはり社会が当事者の語りを聞く準備ができていることが大事、そういう準備を社会がしていくことが大事なんだということでした。

そして里親養育や小規模施設にフィットするアドボカシーを実施するためにはということで、アドボカシーシステムについての児童相談所の関係機関の理解促進をするということが必要で、やはりきちんと相談業務とか、子どもに対して意見を尊重する、そういうソーシャルワークを実施していく。そういうことを実施しながら、子どもへの説明の徹底、アドボカシーシステムについての周知を図っていく。それからもう1つ大事なことは、子どもからのアクセシビリティの確保をきちんとしていく、例えば学校帰りに気軽に立ち寄る場所を準備するとか、アドボケイトを選択できることが大切ということでした。里親としての公的養育、開かれた養育の理解、子どもの声を尊重する社会を築くにはどうすればいいかという点については、子ども基本法の制定、早い時期からの権利教育の必要性ということでした。

時間が超過して失礼しました、これで終わります、ありがとうございました。



パネルディスカッション

「すべての子ども、すべての子育て家庭を支援するために

—諸施策の連携と協働のための仕組みづくりに向けて—」

パネリスト：

駒村 康平（慶応義塾大学経済学部教授）

大日向雅美（恵泉女学園大学学長）

成澤 廣修（文京区長）

柏女 霊峰（共同代表／淑徳大学総合福祉学部教授）

藤井 康弘（代表幹事／東京養育家庭の会参与、元厚生労働省障害保健福祉部長）

助言者：

藤原 朋子（内閣府子ども・子育て本部審議官）

コーディネーター：

村木 厚子（元厚生労働事務次官）

コーディネーター

村木 厚子

(元厚生労働事務次官)



今日のこのセッションですが、1 時間半しかありません、最初に私のほうから簡単に、このパネルの主旨を説明させていただいて、次に藤原さんから、国の施策の全体像を皆さんに見ていただいて、その上で 5 人のパネリストから 10 分ずつ発表をいただきます。

発表の順番はこのプログラム通りの順番でいきたいと思えます。

残った時間、少しだけ 15~20 分ほど議論ができればいいなと思っています。

最後に皆さんから一言ずつまとめをいただいて終わりたいと思っております、よろしく願いいたします。

このパネルの主旨なんですが、去年の FLEC のシンポジウムの最後のセッションで、実はこの FLEC という場所は、子どもを中心にして地域の社会資源が協力して何ができるかを皆で議論できる場所なんだというふうに申し上げました。

そこから 1 年経って今年のこのシンポジウムをやっているわけですが、随分 1 年で前進したなという印象を持っています。

昨日のシンポジウム 1 では、自治体から社会的養育推進計画をどうやって作っているかというお話をいただきましたし、シンポジウム 2 では、地域に合ったフォスタリング機関をどう作るかということで議論をしました。

個人的に非常に印象的だったところを申し上げます、まず計画づくりでは、多くの関係者がきちんとテーブルを囲んで議論をしたというふうに自治体の皆さんが仰っ

ていたこと、それから、初めて子どもの意見をきちんと聞いたということが非常に印象的でした。

十分聞けたかどうかは別として、まず子どもの意見を聞いて計画づくりをするという第一歩をちゃんと自治体が踏み出した。子どもさんたちから、親を助けてくれる人がいたら一緒に仲良く暮らせたのに、という言葉が出てきたこと、それから、施設だ里親だということではなく、一緒に生きてくれる人が見つかる場所を作って欲しいと言われた、それが大変印象的でした。

もうひとつ印象的だったのは、家庭養育優先という原則ということ、渡辺由美子さんからも説明していただきましたが、そうだとすると、予防、親の支援ということと、それから、早期発見、介入、そして我々はよくアフターケアと言いますが、その後の人生を一緒に支えてくれる人、そういう長いスパンでこの問題を考えなければいけないということ、そういうふうに広がりを持つと、メニューの多様化や充実はとても大事になって、特にショートステイの重要性が随分色々な人から出ましたし、ショートステイや里親機能のバリエーションという話も出て、大変興味深かったように思います。

3 つ目は、フォスタリング機関について、全く主体が違うフォスタリング機関の方 4 人に出させていただいて、色々なやり方があるということが学べた、色々なやり方があるけれども最後は、そのフォスタリング機関がどう社会資源と繋がって協働するか、地域力を上げるかが必要なんだという言葉が何人もの方から出たことが、大変

Day2 パネルディスカッション「すべての子ども、すべての子育て家庭を支援するために」

印象的でした。

そういう意味で、介入が必要だと思ったお子さんだけではなく、地域の子育て、全ての子どもの子育て、子育てという言葉も出ましたけれども、しやすい地域をどう作るかということを我々は考えていかなくてはいけないということが、昨日浮かび上がってきたと思います。

そこでこのパネルは、「すべての子ども、すべての子育て家庭を支援するために」ということで、「諸施策の連携と協働のための仕組みづくりに向けて」というテー

マでやりたいと思います。

視野を広げて、縦割りにならず、子どもの育てに資源を取り込む方策をこれから議論したいということです、よろしくお願いいたします。

では最初は藤原さんから、国全体の施策についてお話しさせていただきます、よろしくお願いいたします。

助言者

藤原 朋子

(内閣府子ども・子育て本部審議官)



ご紹介に預かりました、内閣府子ども子育て本部の審議官をしております藤原と申します。

PowerPoint を 1 枚用意させていただきましたので、それを投影いただければと思います。

本日は、最初は助言者ということでご依頼いただいたんですけども、登壇されるメンバーを拝見した時に、私が若い時からずっとお世話になっている著名な先生方、あとは文京区のトップであられる区長さん、それから村木さん、藤井さんに置かれては私の尊敬する大先輩ということもあって、助言者というよりは、政府の大きな大綱の動きがちょうど今あるものですから、その動きをご説明させていただければと思いますお時間をいただいて、1 枚ご用意をいたしました。

最初の頭の整理に少しお役に立てればと思っております。

私ども内閣府というところは、非常に馴染みの薄い役所ではないかと思えます、皆様方から見れば、厚生労働省で各制度を持っているところは何となくイメージが沸くけれども、内閣府ってなんか遠いなというふうに思われるのではないのでしょうか。

ただ実は非常に大事な部分を担っており、各省庁にどうぞ縦割りでやってくださいということではなくて、例えば少子化とか、子どもの貧困とか、まち、ひと、しごととの地方創生という観点から、大きな基本的な方針を作ったり、基本方針の基で各省庁がやっておられる施策の後押しをするという機能も持っています。

実はこういった相互調整の機能に加えて、昨今、平成 27 年度から子ども子育て支援法が施行されて、当時

村木さんのもとでその法律を作ってきたわけですけども、内閣府にはそういった現業官庁的な仕事も加わって、いるわけですが、本的な役割としては、こういった大綱のようなものをしっかり作っていくということを担当している役所でございます。

ちょうど今、少子化社会対策大綱、これは今新しい大綱に向けて 5 年後見直しということで、今正に策定をやっている作業中でございます。

それから子どもの貧困については、昨年の 11 月に新しい大綱を作りました。

それから地方創生ということで、東京一極集中の是正とかということがよく語られますけれども、実はそういった人口減少とか東京一極集中の是正といった背景には、少子化対策というものが非常に重要であるということで、柱に位置付けております、

これが昨年の 12 月に新しい戦略ができていますと、そういったちょうどその時期に重なりましたので、1 枚ご用意をした次第です。

左側に、3 つの大綱なり総合戦略で書かれている、大きな基本的なポイントを書きました。

まず昨日のシンポジウムでも、やはり親と分離しないで済むように早くから親を支援してほしいというお声も非常にお聞きしたわけですけども、やはり妊娠から子育て期に渡る切れ目の無い支援、これは非常に重要である、これを表現する時にこの大綱では、誰一人とりこぼすことなく、多様な子育て家庭のニーズに応えるという言葉を使っております。

この多様な子育て家庭のニーズに応えるとはどういう

Day2 パネルディスカッション「すべての子ども、すべての子育て家庭を支援するために」

ことだろう、ということも議論いただきました。

ワンオペ育児と言われる、普通のお母さんですら孤立感を抱えながら子育てをしているよとか、1人親家庭は非常に、働くことと子育ても1人でやっていて非常に苦労しているよとか、それから、親自身が障害や疾患をかかえているケース、むしろ子どもがケアラーになってしまっているようなケースもあると、それから多子世帯、多胎児の世帯、こういったことの生きづらさ、こういったところにも着目して、世帯の抱える複合的な課題にしっかりと取り組んでいこうという基本的な姿勢も入れております。

それから支援を受ける側の特徴としては、特に社会的養育の現場で働いている皆さんにはこれは当然の常識なんだろうと思いますけれども、非常に支援が届きにくい方々、SOSを発すること自体が難しい方々、なぜならば自己肯定感が低くなっていて、非常に熾烈な厳しい家庭環境が日常生活になってしまっているが故に、自覚が無い、自分はSOSを求めている立場なんだという自覚があまり無い、それから、且つて行政的な支援を求めたけれども上手くいかなかった、冷たくされたということで、失敗の経験がトラウマになって支援を求めてもしょうがないと初めから諦めてしまう、こういった家庭がいるということを自覚しながら施策を作っていくことが必要だよねということが書いてあります。

右側に行きまして、そういうポイントから見た時の支援の方向性とか課題としては、まずは現在厚生労働省で、社会福祉法の改正で地域共生の実現ということで、分野横断的な包括的な相談の機能を作ろうという法改正を検討中であります。

そういったことも含めまして、受け止める時はできる

だけ、一元的、包括的に受け止める、でも繋ぐ先は、先ほど村木さんからあったように、多様なメニューが必要だということになりますから、繋ぐ先は多様に作っていかなくちゃいけないということがございます。

ただ一方で、支援が届きにくいお子さんが多いので、アウトリーチや途切れない伴走支援というものも大事だということがあります。

それから子どもの貧困については、貧困の連鎖を断ち切るという視点が大事ですので、その子の問題だけではなくて、右側に書きましたように、社会的な相続、我慢強さとか努力をする力、こういったものも普通のご家庭では毎日の生活で受け継いでいくんでしょうけれども、それができない時に、家族以外にモデルになる大人をしっかり確保していくという観点も必要であるということです。

そのためには、左側に戻りまして、多様な担い手による支援、自治体の実情に応じた支援、都市部と地方では困っていることが相当違っているということも挙げられていますので、自治体は福祉事業者だけではなく、NPO法人や企業や住民の参加といったことを総力戦でやっていく必要があります。その結果として、地域地域が子育て家庭に優しい機能の調整ができていけばいいなということで、同じ人、仕事でも、自治体の町づくり部門を巻き込んで少子化対策に取り込んでいこうという動きがありますので、こういったことについてもしっかり取り組んでいきたいと思っております。

今後は各パネラーの方から、制度的な面、現場的な面、貧困の対策という観点、新しい擁護者の取り組み、こういったことのお話が聞けると思って楽しみにしております、ありがとうございます。

パネリスト

駒村 康平

(慶応義塾大学経済学部教授)



ご紹介いただきました慶応義塾の駒村でございます、FLECのフォーラム2回目に参加させていただきまして、大変ありがとうございます、このフォーラムは正に社会の「しんがり」をされている、「しんがり」というのは一番最後にいるという意味ではなく、一番弱いところを守っていただいている方の集いというものだと理解しておりますけれども、機会をいただきまして大変ありがとうございます。

私はこの社会的養護、養育の分野は決して中心的に研究しているわけではございませんけれども、経済学の視点から、社会政策をやっておりますので、今日は先ほど村木さんから、広い視点ということで呼びいただいたらと思うので、少しこの広い視点でお話させていただきますと思います。

なんで経済学者がこのテーマなのか？と思うかもしれませんが、経済学というのは別に企業を儲けさせる学問でも何でもないわけでありまして、いわゆる資源、人や物やお金を、公正に社会の中で配分していく、その仕組みを考える学問であるというふうに捉えていただければと思います。

ここに、ファイナンシャル・ジェロントロジー研究センターと書いてありますがけれども、これは最近やっている研究でございます、ジェロントロジーというのは加齢学、加齢と経済の問題、認知機能が年齢と共に変化していくということが分かっておりますので、そのことによって経済活動がどう変わるかということの研究しておりますけれども、方法論的に言うと、脳神経科学も使うような分野であります。

人間の脳の機能は、加齢のみならず、実は社会的な環境によっても大きく変化する、或いはどういう経験を子どもの時にしたかによって、脳の機能にも大きなダメージが起きることがある、これは「子どもの脳を傷つける親たち」という本で友田明美先生がご紹介されていますけれども、子どもの与えられた環境によって、子どもたちの可能性がどういう影響を受けていくのかということも、実はこのテーマに関わることになっています。

そういう意味では、経済学もそうですし恐らく児童福祉、福祉の分野もこれから益々そういう傾向が強まると思いますが、他分野の科学的な知見を生かして、様々な現場の工夫が行われる時代が来るのではないかと、そういう意味では正に広い視野が必要ではないかと思えます。

更に政策的には、現在、私は責任ある立場としては、生活保護と障害者福祉のほうを厚労省で担当させていただいております。

生活保護についてはここ数年、これからご紹介しますがけれども、いわゆる中間層の経済状況の悪化が続いております、生活保護基準というのは中間層の生活水準とある種、連動する部分がございますので、非常に厳しい状態が続いていると、これは関係している私の責任でもあるのかもしれませんが、従来の考え方だとしても中間層が下がってしまうと保護基準も見直さざるを得なくなる、このことについて今後どうするかということを考えていくというテーマもやっておりますし、障害者福祉のほうも、放課後デイサービス、これは発達障害の子どもたちが増えているということもあって、放課

Day2 パネルディスカッション「すべての子ども、すべての子育て家庭を支援するために」

後デイサービスが急増しているということも大きな課題となりつつあります。生活保護や障害者福祉、或いは両政策に限定されずに、今日これからお話がある社会的養護、養育政策の、他政策との連携というも益々重要になってくるのではないかなと思います。

そういう意味では私は今日経済学的な視点で、なぜ子どもを巡る環境、家族を巡る環境がどのように劣化してきているのかを簡単にご紹介したいと思っています。

ここに映っているのは、経済学者の中では「象の鼻」と言われているもので、横軸に世界の全ての人を所得の低い順から高い順に並べていってみようと、この20年間でどのくらいその人たちの経済が豊かになっているのか、所得が豊かになっているのかというのを見たものです。

ご存じの通り、発展途上国や新興国の中間層の人たちは皆さん豊かになってきている、グローバル経済の影響で豊かになっている、先進国のトップ1%~2%は、この間も非常に豊かになっている、しかしながら先進国の中間層、これは真ん中から下の人たちはほとんど20年間豊かになってこなかった。格差の拡大は第1次世界大戦、第2次世界大戦でも似たようなことが起きたと言われていすけれども、非難する相手を探す、どうしても誰か敵がいるとか、自分と自分の家族だけが可愛いというような心理に向かっているのではないかなと思います。

次は、経済の中で重要な研究とされているわけですが、横軸にジニ係数と、格差と言われているもの、この数字が大きければ大きいほど、その社会における格差が大きいたってほしい、縦軸は、親子間の貧困の連鎖の強さ、豊かな家に生まれたら、もうそこで自分が豊かになっていく、貧しい家に生まれたら貧しくなる、この強い様子が、どの家に生まれるかによって人生が変わってしまう、経済力が変わってしまうようなことが、どこの国で強いのかと、これを縦に見ていくと、イギリス、アメリカ、フランス、日本という順番に並んできていくと、北欧は共に格差も低い、そして世代間の貧困の連鎖も低い国の代表になっていると、どういう社会設計をしているか、これはここにいらっしゃる方はよくご存じのことだと思います。

次の図は私どものほうで以前分析したものです。日本の場合、長期に渡って子どもたちの育ちや子どもたち

の人生にどう影響を与えたかというものを、大量のデータで解析するという研究がございません。

従って子どもの時に思い出して、どんな辛い思いをしましたか？ということを知りたい、これは一番左に来ているのは、生活保護を過去に受けたことがある人のグループ、これは現在生活保護を受けているグループ、そしてこれが過去で自分の名前ですということですが、自分自身で生活保護を受けたことがあるというグループ、そして現在受けている、そして1回も受けたことが無いという、貧困ではない世帯、貧困を経験したことが無い人々というふうに分けて質問した時に、例えば親の長期失業とか、親の賭け事依存とか、親のアルコール中毒とか、いわゆる「逆境ストレス」と言われているもの、「逆境経験」といわれたものが、やはり大人になってからの生活保護受給率みたいなものにも大きな影響を与えているのではないかなということ、子どもの時の経験、ストレスといったものが、子どもの可能性を大きく作用するのではないかなということだと思います。

そういった中で、東京都の施設を出た子どもたちのその後の調査、これも後で、或いは今日のフォーラムの守備範囲に入ってくるのかもしれませんが、極めて深刻だと思います。

生活保護を受けた子どもたちが10%いるというのは、生活保護の受給率から見ると、これは極端に高い数字でありまして、全国的な生活保護の受給率何十倍という高さ、どれだけ逆境のような状態、厳しい経済的な状態で施設を出て行くのか、ただ恐らく経済的な逆境状態だけではなく、社会に対するものの見方、先ほど村木さんから、社会がもう少し親を支えてくれたら自分たちは違う人生だったのではないかな、自分と一緒に人生を過去も未来も一緒に過ごしてくれる人がいないのではないかな、こういう思いが恐らく、施設の子どもたちが「人が信用できない」という思いを高めているのではないかな。すなわち、これは横浜のアンケートで、「他人を信頼できるか」というアンケートで、一般的な子どもたちよりも施設の子どもたちのほうが、遙かに他人を信頼しない割合が高いという調査結果に出ていると思います。

施設を出る時の経済的なハンディだけではなく、その後の人生、子どもたちが社会から取り残されているかも

Day2 パネルディスカッション「すべての子ども、すべての子育て家庭を支援するために」

しれないという思いが恐らくその後の人生を大きく左右しているんじゃないかと思います。

これはある調査で、所得階層ごとに、あなたは人を信頼しますか？しませんか？という調査です。

所得の低い人ほど実は人を信頼しないというふうに答えている、これはなかなか因果関係が難しいところでもありますけれども、社会ときちんとした関係を結んで、人と色々な信頼関係を結ぶことによって様々なチャンス

が出てくる、施設の子どもたちはもしかしたら、そういう機会、或いはそういうものの見方が十分持てなくて施設を出ているのではないかと思います。

そういうことも考えて、あとでまたパネルディスカッションでは、経済学者としてどういう対応を考えていくのか、このグループだけではなく外に対して、社会にどう訴えていくのかというのを一緒に考えていきたいと思えます、どうもありがとうございました。

パネリスト

大日向雅美

(恵泉女学園大学学長)



恵泉女学園大学の日向でございます。今日はこのような機会をいただきまして、感謝申し上げます。

最初にお断り申し上げておきたいのですが、私は今日のテーマである社会的養護そのものに直接関係したお話というよりは、地域で子育て支援をしている者の立場から話をさせていただければと思います。

四半世紀かけて成立した「子ども子育て支援制度」も第1期の折り返し地点に立っております。

全ての子どもの良質な発達環境を社会全体で保障するという理念が果たしてどこまで実現されているのだろうか、限られた財源の中で優先すべき課題はなんなのだろうか、また財源も、国、基礎自治体にだけ頼るのではなく、主体的な取り組みを地域でどのように進めていくべきかということを常々考えておりますが、課題は山積しております。

本日はその点に関しまして、地域のシニア世代の潜在力に焦点を当てて、私に関わっている NPO 活動の取り組みをご紹介させていただきたいと思っております。小さな NPO の社会実験でも、それが地域の育児力向上、そして社会モードの転換に繋がればと願っての活動でございます。

私に関わっておりますのは、NPO 法人あい・ぽーとステーションと申しまして、2003 年から港区で、2016 年から千代田区で 2 か所の子育てひろばを展開しておりますが、一貫した活動理念は、子育て支援は親支援、とりわけ母親支援ということ、そしてそのために、老若男女共同参画で地域の育児力向上を進めていく、そしてそれがシニア世代の地域社会参画に繋がればということです。

その中で一番力を注いでいることのひとつが人材養成

でございます。

2005 年から、「子育て家族支援者養成講座」を港区から立ち上げ、これまでに 5 つの自治体で 1800 名余りの支援者さんが誕生しております。

最初は主に地域の中老年女性がこの講座を受講されました。女性活躍時代と言われてはいますが、なかなか活躍がしづらい世代、とりわけ子育て、介護等で色々なキャリアが中断された女性たちの改めでの社会参画は大変難しい、そこに焦点を当ててみました。人生のライフイベントに翻弄されながらも自己実現を求めている中高年女性たちは、人のためになる喜び、そして幾ばくかの経済力を求めているのでございます。

その女性たちを対象とした「子育て家族支援者養成講座」ですが、これは単に「子育て支援」ではなく、「家族支援」としているところに注目をいただきたいと思っております。子どもの育ちを支援ということは、先ほど申しましたように、親支援、とりわけ母親支援となりますと、家族支援というものが欠かせません。

この講座を受講した支援者の方々は、まず施設内で「理由を問わない一時預かり」を保育士さんと共に従事していただくところから始めました。「理由を問わない一時預かり」は、子育てに孤軍奮闘を余儀なくされている専業主婦の母親にとって、育児ストレスの予防にもなっているということを痛感しているところでございます。

その後、館内、施設内の一時預かりだけではなく、派遣型保育へと展開してまいりました。アウトリーチ型の子育て・家族支援ですが、本当にさまざまな事情を抱えているご家庭があります。そうしたことから、さらに手

Day2 パネルディスカッション「すべての子ども、すべての子育て家庭を支援するために」

厚い支援が必要なご家庭に対しては、特に港区では「スペシャル支援者」を養成して、区の要請で出向いてもらっています。お母さんが鬱で子どもに対してネグレクト状態であったり、あるいは多子家庭等々、状況はさまざまですが、支援者さんたちは献身的に支えてくださっています。

さらに「利用者支援」に従事できる人材の養成も行い、子育てだけでなく、家族関係も含めて色々なご相談を受けて、ワンストップ的な支援ができていますかと思っています。じっくりと、どんなに時間を割いても最後まで傾聴してくれているということは大変ありがたいことだと思います。

こうした「子育て・家族支援者養成講座」は2015年から厚生労働省の「子育て支援員」となりました。国家資格の専門職ではありませんが、市民がきちんとした養成講座を受け、市民目線で活動していることに特色があり、それがとても良い効果をあげていると思います。

ただ、こういう活動をしておりまして気が付きましたことは、子育てひろばや地域が女性と子どもだけになっているということでした。これは不自然ですね。そこにちょうど団塊世代の男性の方々が登場するということになりました。その方々は、定年後は、「いくじい」と「そば打ち」と「陶器づくり」しか無いと当時言われていて、これは大変もったいないことだと思いました。この世代は高度経済成長を築き、低成長期の厳しい国際競争を乗り越えてきた方々です。そうして長年、培っていらした経験、知識、技術をどうか社会のために、地域や子どもたちのために活かしてほしいと願って、2016年に団塊世代男性の地域参画を仕掛けてみました。

ただ仕事一筋で、ご自分の子育てはほとんどしたことのない男性たちに、いきなり子育て家族支援をしてほしいと言ってもなかなか難しいことでしょう。そこで、「現役時代の名刺で勝負！」と訴えたのです。1枚の名刺には企業人の人生が込められている、それを今度は地域・子どもたちのために使ってくださいという意味です。そして、この方々にも子育てや地域のことをよく知っていただく講座を準備し、講座の修了者に「子育てまちづくり支援プロデューサー」という認定資格を与えました。

どんな方々がどのような活動をしているか、時間が限

られていますので写真だけみていただければと思います。この方々（愛称：まちプロさん）は予想以上にすごい力を発揮してくださっています。

企業経験がなぜ、地域、子育て、家族支援に良い効果を発揮しているかと言いますと、ある方がこう言いました、起業に長年勤めていると、誰でも2度や3度は入社拒否になりたいような辛い経験を持っている、だから引きこもったり学校に行きづらい子どもたちに、何が何でも学校に行けなんてお尻を叩くようなことには自分たちはできないと。まなざしがとても温かいのです。子ども食堂でも活躍くださったり、資格や知識を活かして、バックオフィスの働きもしてくださっています。

こうした中高年女性たち、そしてシニア世代の男性の方々の活動を通して、私が今、もっとも注目していることは、社会モードの転換につながっているということです。家族のために生きてきた支援者の女性たちは人生の後半で、地域の人のために尽くせる喜び、そして感謝される喜びを。また「まちプロさん」たちは、自分たちは今まで競争原理社会を生きてきた。でも地域の子どもたちと関わって一番分かったのは、分かち合いの大切さだと、口にされます。両者に共通しているのは、「支え支えられてお互いさま」の哲学を地域に広めていくことが本当の子育て家族支援だということです。それが今日皆様方がこうした場で考えていらっしゃる社会的養護の予防に繋がっていくのではないかと、そうであればとても嬉しく思います。

今日、お話をさせていただいたことは、本当に小さなNPOの社会実験でございます。でも、これまでを振り返ってみると、NPOだけでできたことではありません。港区・千代田区をはじめ様々な自治体が全面的にバックアップしてくださり、企業や大学もそこに関わってくださったのです。企業、自治体、NPO、大学、地域住民が総ぐるみで分かち合いの哲学、社会モードの転換に取り組んでいるひとつの実験、小さな実験でございますが、何らかの形で皆様のご参考になればと思ってお話をさせていただきました。ありがとうございました。

パネリスト

成澤 廣修

(文京区長)



皆さんこんにちは、ご紹介いただきました東京都文京区の成澤でございます。

柏女先生から私のところにお話を頂戴したきっかけは、子ども家庭支援センターと子育て世代包括支援センターとの連携についてということでしたが、広いお話を少しさせていただきたいと思います。

先ほど内閣府の藤原事務官からも、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援というお話がございましたが、妊娠の前の支援をどうするのかという話になると、すぐ地方自治体は婚活ということになってしまうのですが、実はこれはそうではないだろうと思っていて、文京区ではハッピーベイビープロジェクトというプロジェクトを行っています。

このプロジェクトはということかと言うと、子どもの時から、例えば中学生高校生の時代にダイエットに励みすぎた女の子は、その後子どもが産みにくい体になってしまったり、低体重出産の要因になったりということは医学的にも証明されていて、性教育とのバランスの中でなかなか難しい問題はありますが、できるだけ早い時期から健康について、男性も女性も、例えば卵子は老化する、精子も過度な飲酒などによって、すぐ泳げない精子が生まれてくるリスクというのは非常に高いんだというのを、小学生中学生の時から自然と教わっていく、そういった知識を作っていくということのために、保健所、私どもは保健衛生部と言いますが、そこを担当窓口にした、健康に着目した少子化対策というものを行っています。

例えば20歳の新成人には、自分たちが何歳で結婚して

何歳で初めての子どもを産みたいですか？ということを知りてもらうような冊子の配布も行っています。

アンケートを取ると、女性は20代の後半で妊娠して子どもを産みたいというケースがほとんどですが、同世代の男性は、30代前半から30代後半で初めての子どもを作りたいという、いわゆる男女の間でも意識のギャップがあって、それが自分の健康状態と合わせて、どういうタイミングで自分たちは作るべきなのかということを幼少期から学んでもらうような啓発の活動というのを、ハッピーベイビープロジェクトということで行っています。

そういう活動を行っていた結果、妊娠することになった時に、体をどう自分たちが守り、子どもたちを育てていくことになるのかということに繋がるということで、ハッピーベイビープロジェクトのようなことも現在では行っているところです。

子ども家庭支援センターについてですが、厚生労働省では、子ども家庭支援センターと子育て世代包括支援センターを一体的に支援することを全国の市町村に求めているというのが教科書的な話ではありますが、既に大都市等では、この2つの機能がそれぞれ行われている自治体が多いので、特に東京などはそうですが、その主担当機関が2つに分かれています、それが十分情報を共有、連携して支援を実施していくということになっております。

子ども家庭支援センターについては、今 PowerPoint でお示しをしている通り、皆さんご案内の通りだと思いますが、子どもの家庭支援全般に関わる業務ですとか、要支援児童及び要保護児童への支援業務、関係機関との

Day2 パネルディスカッション「すべての子ども、すべての子育て家庭を支援するために」

連絡調整等を主な役割としております。

私どもではこの子ども家庭支援センターは、子育てを役割とする部署に置いております。

次に子育て世代包括支援センター、母子保健型ですが、これは私どもでは保健衛生部、保健サービスセンターがその役割を担っております。

妊産婦等の支援、文京区版ネウボラ事業というものを行っていますし、妊婦全数面接、乳児家庭の全戸訪問、乳幼児健診等、妊娠・出産・育児に関する相談等、そして支援プランの作成、関係機関と連絡調整、母子保健コーディネーター、地区担当の保健師を母子保健コーディネーターとして、その任に当たるようになっております。

このほか、母子保健事業及び子育て支援事業の実施、ネウボラの事業等を中心に産後ケア等も含めて、文京区では保健サービスセンターが子育て世代の包括支援センターの役割を果たしているということです。

この2つの機関がどう有機的な連携をすることが必要かということですが、連携のベースとなるものとして、会議体の活用ですとか、研修人事交流を行って、顔の見える関係、このPowerPointにも書いてありますが、顔の見える関係と、役割の共通理解が基盤となっております。

このことによって、迅速な情報提供や情報共有、虐待調査や支援マネジメントへの協力が行われております。

次に2つ目の囲みのところですが、ゴール、目的は、子どもが安心安全な環境で健やかに育つ、このことを共有することが大事です。

このゴールに到達するために、日常的にケースカンファレンスや事例研究を実施して、ケースごとに目標を設定し、共有を図っております。

互いに目標がブレずに、それぞれ関係する関係者たちが目標をブレずに、持ちつ持たれつの関係で互いのサービスを組み合わせ、補完し合いながら支援をしているということでございます。

3番目、多様な支援ニーズに対し、専門性の融合及び支援に際しての協力連携ということですが、お互いの専門性を発揮して、他者の持つ機能を積極的に調整することをお求めしております。

このことによって、例えばメンタルに課題のある妊産

婦や、親や家族が身体疾患を抱えている家庭、祖父母に介護が必要な家庭など、問題の多い家庭環境にも包括的な関わりを行うことが可能になっているということで、医療機関や障害福祉関係機関からの情報が入りやすい体制を整えています。

これに加えて、例えば子どもの貧困対策では、私どもは子ども宅食という事業を行っています。

これは、ふるさと納税の返礼品無しというので、よくマスコミに取り上げられることが多かったのですが、実は私どものポイントは、多機関がイコールパートナーシップのもとコンソーシアム形式で行っているというのがポイントでございます。

つまり、区、自治体が牽引役になるのではなくて、NPOですとか様々な団体や自治体も、全てフラットな関係で貧困家庭に対して食料を届けるという事業を行っています。

食料を届けることが目的ではなくて、食料を届けるということはアウトリーチですので、そのアウトリーチ先で何らかの悩みや相談ごとをちゃんとピックアップしてきて次なる支援に繋げるということも行っています。

例えば自治体が貧困家庭に対して何らかの支援のアンケートをしたり、申し込みを求めるようなことになると、通常A4の申し込み用紙1枚を郵送配布して、希望する人たちはそれに申し込みを書いて、郵送もしくはFAX等で申し込んでくださいというのが、よくあるパターンなんです。流石NPO、民間で色々活動している業者さんたちからのアイデアで、それでは例えばひとり親家庭で朝から夜まで子どものために働いて、帰ってきてからもご飯を食べさせて掃除や洗濯をし、寝るのが深夜というようなシングルマザーたちが、A4の申込用紙を開いて説明書を読んで、それに記入してポストに投函する時間があるのか、という提案で、LINE@による申し込みを行いました。

そうしましたら、例えばトイレの中だとか通勤している電車の中でもスマホで申し込むことができるということで、通常のそういった福祉系のサービスの申し込み率が我々15%ぐらいというふうに当初見込んでいたんですが、今現在は7割に迫る申し込み率になっていて、こういう民間の人たちからのアイデアを積極的に生かしてい

Day2 パネルディスカッション「すべての子ども、すべての子育て家庭を支援するために」

くことも必要なのではないかと思っています。

このほか地域では、小地域福祉活動として、4つの日常生活圏域に地域福祉コーディネーターを置いて、文京区で、「こまじいのうち」というのが特徴的ですが、様々な支援を行うような地域のネットワーク作りにも励んでいるところがございます。

以上、とりあえずご報告を申し上げ、ディスカッションしていただきたいと思ひます、ご協力ありがとうございます。

パネリスト

柏女 霊峰

(共同代表／淑徳大学総合福祉学部教授)



私は、成澤区長さんのお話にあった次のページから私のレジュメを用意させていただいております、そちらを使いながら、概要と書いてあるところにアウトラインが書いてありますので、そちらをご中心にお話しながら、随時後ろのほうにあります図表なども参照しながら進めて行きたいと思っております。

私自身は、子ども家庭福祉供給体制の研究を進めています。

国、県、市町村の自治体の業務に関わりながら四半世紀、子どもの社会福祉法人の理事長を数年、務めています。

そんな中から、実際に研究し、考察してきたことを今日はお話をさせていただきます。

まず最初のところで、我が国の現在に繋がる子ども家庭福祉は、日本国憲法の誕生と共に成立し、次ですが、基礎固めの昭和期、転換期の平成期、それを経て令和期に入りました。

平成期は、こどもの基礎構造を変えないままに、実は平成期の一番最初に福祉法改正という基礎構造を変える最初の動きがあったのですが、それには載らないままに、母子保健、保育子育て支援、障害児支援、社会的養護などの各領域の施策を個別に進めて行きました。

それは本当に、この平成期に大きく進んだと思います。

最後として、その結果とありますが、子ども家庭福祉の領域ごとの分断が著しくなってきました。

所管も、平成初期には厚生省だけでしたけども、平成期の終わりには三元化する形になっています。

また、子ども・子育て支援制度創設によって、特定教

育保育施設も一元化を目指したはずなのに三元化するという現状になっています。

この動向は今のところ令和期に入っても変わることなく、都道府県レベルにおいては子ども虐待防止を中心に児童相談所の更なる体制強化を進めて、また市町村では、今成澤さんからお話がありましたけれども、いくつかの拠点が乱立するという状況になっています。

都道府県と市町村の分断は更に高まったかなと思います。

その流れが2ページ、次のページにあります、小さい字で申し訳ないですが、上の図です。

少子化対策を契機として始まった子育て支援、そして下のほうが子どもの権利条約の基準を基に進んできた要保護児童施策、この2つが分断したまま動いているということです。

その結果、3ページのところにありますように、子ども家庭福祉の中の施策が非常に細かく分かれてしまって、それぞれ供給主体が違ったり、担う人材が違ったり、サービスの財源が違ったり、実施主体が違ったりというようなことになってしまっているということです。

元に戻っていただきますと、これに反して高齢者分野では、地域包括ケア体制の確立が今後の方向性として志向されています。

そしてそれを基にしながら、地域共生社会づくりのための法改正なども、先ほど藤原さんのお話にありましたけれども、おこなわれようとしています。

でも高齢者や障害者のほうは地域包括支援センターや、或いは障害者相談支援事業所といった拠点がしっかりし

Day2 パネルディスカッション「すべての子ども、すべての子育て家庭を支援するために」

ているのに対して、子どもの分野はまだ拠点が4つ、児童相談所も入れれば5つの拠点が乱立していて、その間の整理ができていないという状況です。

このままワンストップ的な支援、領域分野的なワンストップ支援のシステムを作っていきますと、ますます子どもの分野は分断されてしまうということになるかと思っています。

まずは子どもの分野で、そこにありますように、各施策や実践をできる限り統合し、拠点も繋がり合えるようにして、地域包括的、継続的で、切れ目の無い支援を構築していくことが必要だろうと、その基礎構造の上に現在児童相談所を強化したりしていきますサブシステム、子どものサブシステム、子どもの権利擁護の仕組みを乗せて、そしてこの2つを市町村の中心に組み立てながら進めていくということが必要だと思います。

これはマクロの問題ですが、マクロの問題として、市町村と都道府県の二元体制をどう克服していくのか、そして2つ目が、その際のメゾレベルの論点として、市町村を中心として地域包括的、継続的支援体制をどのように確立するのか、今成澤区長さんのほうでお話があったような仕組みをそれぞれどう作っていくのかということです。

3つ目がマイクロレベルの課題で、援助理念や援助方法の分野間の共有化、これをどう図るかということが、かなり大事な問題だろうと思います。

平成期の間、それぞれの分野で別々に行われていた研修体系、作られてきた体系や、専門分化の体系を合わせていくということは並大抵のことではないというふうに思います。

それから4つ目が、私的養育から公的代替養育までの幅広い社会的養育を、どのようなシステムで再構築するのかということが課題になるかと思っています。

これについては、4ページのところの上の図を見ていただくと、これがヒントになるのではないかと思います。

親と子の間の、右側の地域子育て支援、そして左側の介入システム、そして左から右へ、家族再統合という3つの子育て支援を考えるとということになると、右側は市町村がやっている、左側が都道府県がやっている、そし

て左から右へ行く、右から左へ行く時は、市町村から都道府県にバトンタッチするという形になっています。

ここを上手く、市町村を中心に組み直していくということが大事なのではないかと思っています。

現在それらに対するマクロレベル、メゾレベル、マイクロレベルの調査や実践を展開しており、調査では成澤区長さんのところにもインタビューをさせていただいたりしながら進めて行っているのが現状になります。

その一つとして、全国市町村に対する質問調査を実施したりしておりますが、それによれば、拠点となる地域や機関、施設があると回答した市町村は、子ども家庭行政実施体制の分権化に肯定的だという結果なども出ております。また、今国が進めている拠点も、人口規模によってその機能が異なってくることも示唆されるような結果が出ています。

こうした調査研究なども進めて行くことが大事だと思いますし、更に議論をしっかりと組みなおしていくということも大事ではないかと思っています。

6ページを見ていただきますと、これは先ほど申し上げた市町村を基盤として、その上に権利擁護のフォロー系の仕組みを乗せていく方向として、実はこれは25年前に提案をしたものです。

右のほうで、福祉八法改正で進めてきた地方分権を子ども家庭福祉分野においてどう進めるかということで、平成5年に国の子どもの未来21プラン研究会が報告書を出しました。

その中で、婉曲的な表現ですけれども、市町村を中心とした体制に再構築していくことが必要だということで、その提言を受けて省内プロジェクトを立ち上げて、その時私は厚生省内にいましたので、省内プロジェクトの中で、実施体制の一元化のためのペーパーとして、会議でしたけれども、話し合いに出したペーパーがこの内容になります。

市町村を中心にして、その上に権利擁護システムを乗せていくという提案だったのですが、まだそれが進まないうちにきています。

ちょうど今、そのこと、つまり地方分権をどう進めるか考える時期にきているのではないかと思います。

7ページのところを見ていただきますと、いくつかの

Day2 パネルディスカッション「すべての子ども、すべての子育て家庭を支援するために」

ミクロレベルの実践はおこなわれていますので、これを
すぐ大事にしていかなければならないだろうと思いま
す。

まず1番上ですが、石川県でおこなわれている、地域
包括的な支援を進めるために多職種が集まって共通の研
修を受けるという機会を作っている、更にはケアプラン、
子育て支援プランをハイリスクアプローチの上で作って
いる実践例が、7ページの下から8ページのところにな
ります。

高齢者であればこのケアプランも、専門職、介護支援
専門員と、介護している方、そして関係者が集まった場
でできていくわけですが、子どもの分野はこのケアプラ
ンを作っても、すぐにまた行政にいかないと、行政にい
って、ショートステイを週3日にしてくださいというふ

うに頼まないといけないということになります。

ここは克服していかなければならない課題だと思いま
す。

その他8ページのところで、一連の流れ、支援を進め
ていくための合同カンファレンスをするなども非常に大
事なことだと思いますし、更には市町村が里親に委託さ
れた時に、里親応援ミーティングを開催して支援体制を
作っていくといったような、こうしたものを積み重ねて
ミクロレベルの実践も合わせて積み重ねていくことが大
事なんだろうとっております。

最近の調査研究や実践から、報告させていただきました、
ありがとうございました。

パネリスト

藤井 康弘

(代表幹事／東京養育家庭の会参与、
元厚生労働省障害保健福祉部長)



最後に藤井でございます、私は現場の里親の立場も含めまして、恐らく主に先ほどの柏女先生のお話の補足になると思いますけれども、いくつか問題提起をしたいと思います。

早速ですが、子ども子育て家庭支援の諸施策全体の包括化に関する課題ということで、まず上の1番の(1)ですが、現行の縦割りの制度下でも、先ほどの文京区の例も含めまして、かなりのレベルで包括的な支援が行われているような自治体も存在します。

それが可能となる条件の1つは、縦割りを超えたコーディネートができるような拠点の存在ですが、ただその拠点というのは、単に子育て世代包括支援センターとかの名称があればそれで良いというわけでは絶対になくて、地域の実情に合った形で実質的に拠点として機能しなければならない、そのための要素のひとつというのは、主体性と書いてありますが、要は拠点のスタッフがきちんと責任を持って他の機関に、例えば宿題を出したり、ここでもっとちゃんと連携を取るにはあなたのところはこうしなきゃいけないというような宿題を出したり、一定の指示ができるような仕掛け、人的なネットワークというのが組み立てられていなければならないということです。

当然それができるようなスタッフの確保育成、そして地域ごとに明らかに異なっている、色々な資源の配置を的確に把握、分析して、ネットワークを組み立てて、拠点たるべき機関や、その人を見出していき、いわば地域の企画力、特に自治体の企画力というのはものすごく大

事だと思えます。

この3点を、現行制度下で連携協働を進めていく上では不可欠の要素では無いかと思います。

国の制度的な課題としては3点ありまして、私は役人ではありませんので、当座の実現可能性をとりあえず横に置いて好きなことを申し上げたいと思いますが、ひとつは子ども関係諸施策の所管というのが、先ほども柏女先生からございましたけれども、今は厚労省、内閣府から、文科省というのもあって、厚労省の中でも子ども家庭局と障害保健福祉部と別れている、そういう現状ではやはりなかなか施策全体の総合化や包括化というのは図りにくいという意味で、いわゆる子ども家庭省の創設も含めまして改めてこれは議論をする必要があるのではないかとこの点です。

私も里親として現場にいますと、地方自治体の所管関係も、どうしても国の各省の所管関係に引きずられますので、私はこれは意外と重要な論点ではないかと思っています。

2つ目は制度そのものの再編なんですけれども、厚労省の子ども家庭局で言えば、母子保健法があって、児童福祉法の社会的養護があって、保育があって、母子家庭対策もありますね、障害福祉部の障害児施策、内閣府の子ども子育て家庭支援制度等を視野に入れて、全ての子育て家庭を対象にするような、総合支援法的な再編が必要ではないかと思えます。

これも先ほど柏女先生からありましたが、例えば私が結構長く厚労省で所管していました障害者総合支援法で

Day2 パネルディスカッション「すべての子ども、すべての子育て家庭を支援するために」

は、色々な障害者関係のサービスのケアマネジメントを担う相談支援事業というのがありました。

サービスを活用する全ての障害者にサービス利用計画を作成して、相談支援、いわばケアマネジメントを行う事業ですが、そういったものがあります。

それから、これも参考に、全ての子育て家庭を視野に入れた同じような仕組み、あらゆる施策をマネジメントできるような事業立てができれば、各施策の連携と協働がもっと進むのではないかと思います。

もちろんその際の人材の確保育成というのは大きな課題だと思います。

3つ目は時間の関係で省略させていただきます。

次に、FLEC フォーラムですので、最後に社会的養護において、このパネルのテーマである子育て家庭支援の包括化の観点から、これも主に里親の立場からいくつか申し上げます。

里親支援の必要性につきましてはここにある通りで、里親も基本的に一般家庭で、子どもたちが様々な問題を抱えているわけで、専門的知見、経験に基づくケアワーク視点、ソーシャルワーク視点の双方による組織だった支援というのが私は不可欠だと思っています。

支援体制の構築については、私は一般的には、特に東京では施設とか NPO 等の民間機関に里親家庭支援を含めたフォスタリング機関を設置するということをお願いしてしまっていて、私たち里親と施設、児相の正に連携と協働で、地域でチームとして包括的に子どもたちを養育していくような体制を求めています。

そこは地域の事情に応じて、フォスタリング機関について言えば、昨日の大分県のように児相ができるような地域もあるかもしれませんが、いずれにしても要は関係者が民間のフォスタリング機関とか児相を拠点としての連携体制、協働体制を作ってチームとして里親家庭の親子支援をしていくような体制を確立するということだと思います。

具体的な政策レベルにおいては、私は2つ考えますが、1つは昨日のシンポジウムでも議論が出ましたが、施設等がフォスタリング機関を担うインセンティブになるような制度体系とか措置費の体系を考えなければいけないということだと思います。

経済的なインセンティブという意味では、施設であれば従来の入所機能を担うよりも、フォスタリング機関を担ったほうが、社会福祉法人としての経営基盤が強化されるような、そういう措置費の改編も必要ではないかということです。

2つ目は、すみません、PowerPoint が分かりにくい書き方になっていますが、言ってみれば、児相の仕事には介入と支援というのがあります、介入は権限行為ですから行政機関がやらざるを得ないんですけども、支援のほうは保護した子どものアセスメントから、その後の養育方針を決めるケアマネジメント的な機能、ソーシャルワークまで、私は可能な限り施設等の民間にお願いした方がいいのではないかと最近思っています。

やはり児相の職員はどうしても異動がありますし、土日夜間の対応の難しさというのが出て参りますので、里親の立場で考えた時にはやはり民間のほうメリットが大きいに思います。

実際に高齢者介護にしても障害福祉にしても、具体的な支給決定は最終的に市区町村がやっているんですけども、ケアマネジメントは民間のケアマネさんとか相談支援事業者がほとんどやっているわけです。

これも今後家庭養護を推進していくという意味でも、具体的施策として大きな課題ではないかと思っています。

そんな課題が諸々ある中で、最大の課題は人材の育成確保です。

児相とか施設の職員の皆さんのキャリアパスなども含めて、最も重要なポイントだと思います。

最後に社会保障全体の中で子ども家庭支援というのは、社会的養護はもちろん措置ですし、保育にしてもまだまだ行政による措置の色彩が強く残っていますけれども、一般家庭にしても私たち里親家庭にしても、これまで高齢者介護とか障害福祉が大きく変わったのと同じように、子育て家庭が必要なサービスを必要な時に十分に活用できるような、普遍的な制度というか、そういうサービス体系に再編していくということがそろそろ議論されなければならないのではないかと考えています、以上です。

ディスカッション

村木：

皆様ご協力ありがとうございました。

5人の発表者からご意見をいただきました。駒村先生からは、子どもの問題を考える時に社会システム全体の中で子どもの問題をどう考えるかということをお話いただきました。

大日向先生からは、地域の育児力というのを強化するための現場での実践的な取り組みをご紹介いただきました。

成澤区長からは、本当にこういう自治体ばかりだったらいいなと思うような、行政の施策は縦割りでも、それを上手に組み合わせさせて連携させて動かす方法があるということをお話いただきました。

そして柏女先生からは、そうは言っても全体が上手く動くように、本来の意味の包括的・継続的な施策の実施のためには、やはり制度、実施主体をある程度整理して協働していくことが大事ではないかというご指摘をいただき、藤井さんからは、現場で実践に携わる立場として、それがどれだけ重要かということ、その時には自治体の仕組みだけではなくて、実は国の行政の仕組みも、結構実は効いているんじゃないかということで、お話をいただきました。

ディスカッションの時間が多分15分ぐらいしか無いと思うので、皆さんのほうから、特にこの話をしたいというのがあればお手を挙げていただいでご発言いただけますが、そうでなければ、こうやって縦に色々な制度が発展してきて、それぞれは育ってきたんだけど、そこからさらに、子どものためにということで、政策全体を連携協働して効果を上げるための大きな制度の枠組みを考えたらいいいという、大きな提言がありましたので、大変恐縮ですが、駒村先生と大日向先生、お2人は他の分野も含めてこういう大きな制度の枠組みづくりにも関わってこられたお2人ですので、子どもについてはどうい

う方法がいいというのがあれば是非助言をいただきたいのですが、駒村先生からお願いします。

駒村：

今日のお話は現実の行政、給付体系等々のお話を中心であまり私は貢献できなかったのですが、やはり社会的養護、養育を必要とする子どもたちがたくさん増え続けているというこの状態を何とか止めないといけないと思うんです。これから長期的に見るとやはり女性の労働力率の上昇が続くと思うんですが、様々な研究を見ているとやはり不安定な労働環境、長時間労働、或いは不規則な労働というのが家族に大きな負荷を与えてしまって、こういった家族の機能を失わせて養護が必要な子どもたちを増えさせてしまうのではないかと思います。

家族の機能が低下し、家族に恵まれない子どもがどんどん増えているなかで、家庭的養護に関わる人たちが孤独に頑張っても限界が出てきます。まず、社会経済が家族の機能を奪っていく、この大きな流れを如何に止めていくのが大事なんだろうと思います。

ただ、社会経済が家族に負荷を与えていくということ、これは資本主義経済の病理なわけですけども、資本主義経済以外の仕組みがあるのかと言ったら無いわけですので、やり方としては、私はこの市場の仕組みを逆活用して、家族に負担をかけるような経済行動を行う企業は市場から退出していただく仕組みを考えていけばいいんじゃないかと、これはもう実際にあるんですね、SDGsという考え方が正にそれで、そこを具体化してESG投資というのが正にこれなんです。

これが定着するかどうかは、要するに社会をいくら壊しても構わないんだという経済行動から、社会の持続性を高めて分かち合う社会こそが豊かな社会なんだという価値の革命みたいなものが起きないと、広がっていかないと、これは定着しないわけです。

Day2 パネルディスカッション「すべての子ども、すべての子育て家庭を支援するために」

私が担当しているライチウス会という慶応のサークルがあって、これは90年ほどの歴史があって、社会的養護の子どもたちに対して学習支援をするボランティアサークルなんですけれども、彼らが卒業する時に、或いはOBと話していると面白いことを言うんですが、自分達は施設の子供達を支えるつもり、教えるつもりで行ったけれども、実は私たちが教わったと、価値が全く変わったということを教わったと言っています。

社会的養護に、或いは里親をやられた方、その家族が何を感じて何が成長したのかというのを社会全体に発信していくというのも、社会全体の価値の変化を生み出すためには必要なのではないかと思いますので、劣化する社会の状況を如何にブレーキをかけて動きを逆に回していくのか、直接的には、家族に負荷をかけるような企業にはご退出いただくような仕組み、家族の機能を守る、あるいは施設の出身者を積極的に採用し、支援する社会的養護を支援するような企業は成長する仕組みというのを市場、経済の中に組み込むということが大事になってくるのではないかと思います。

今日の個別の行政施策とは関係無いですが、引き続きこの問題の拡大を押さえて、皆さんの活動を苦しくさせないというのが社会全体の中で組んでいくというのが必要ではないかなと思います、以上です。

村木：

ありがとうございます、では大日向先生、子育て、人材の制度も見ておられたのでご意見があると思いますが。

大日向：

私は2点申し上げたいと思います。

1点、こういう場で学ばせていただくと、子どもとか保育に今まで関わってきた者にとって非常に反省することがあります。それは視野の狭さです。子どもの最善の利益というのはとても大事なことです、そこに囚われすぎて社会全体の仕組みを視野に置くということを、特に経済的なことも含めて、私たちは少し不得手だったと思います。

2015年にできた「子ども子育て支援制度」は子育て支援だけではなくて社会保障制度改革の中に置いていた

いたのが非常に大きなことだったと思います。

それまで社会保障というのは、医療、年金、介護だけでしたが、そこに子どもを入れていただきました。子どもの問題を考えている者にとって、本当に視野を広くさせていただき、大きくかづけられたことでした。

子育て支援にもっとお金を言うことは、子ども・子育て分野にかかわっている人たちの間での悲願ですが、社会保障制度改革国民会議の席上、ご一緒だったある先生から、「子育て支援、少子化対策にお金は絶対必要だ。だから応援する。でも子ども分野の人たちはどれだけ自分たちで汗をかいてきましたか」と言われたことが忘れられません。医療・年金・介護では、長年、保険制度など財源を作ること懸念に汗をかいてきた、でも子どものことをやっている人たちはどうだと言われたのです。子ども、子育て支援、保育に関わっている者たちは、社会保障制度改革の一環に入れていただいた以上、国に確かな財源を求めると共に、自分たちでもできることにもっと骨太に関わっていく必要があるだろうと思っています。

2点目は、そういうことを考えた時に、これはNPOの立場から申し上げるのですが、国、自治体がどうか対等なパートナーシップを確立して欲しいということです。幸い私のNPOはお陰様で、本当に良い自治体と関わらせていただいているのですが、全国的なNPOの活動、或いは団体と色々な形で接触させていただく立場におりますと、NPOの存在や活動が軽視され、中には都合よく使われているだけというところもあります。

NPOの当事者性とフットワークの軽さ、自治体の安定感と財源と社会的信頼、それぞれの持ち分を対等に出し合ってやっていくということが大切です。私どものような小さなNPOが、地域の育児力向上に向けてさまざまな活動ができてるのは、自治体がNPOを本当に対等なパートナーとして認めてくださっているからです。そういう自治体の姿勢が、新たな社会の仕組みを作っていく上では欠かせないと思います。

以上2点でございます。ありがとうございます。

村木：

ありがとうございます、非常に大きな視点からご意見

Day2 パネルディスカッション「すべての子ども、すべての子育て家庭を支援するために」

をいただいて、そういう視野を広げながら、でも日頃の実践というのは自治体と、子どもに関わる人たちが担っていかなくちゃいけないということだと思います。

先ほど、政策縦割りとか、実施機関も県だったり市だったりという色々な話が出ましたが、自治体がやってくださっている、区長に敢えてお伺いしたいのですが、それでも制度として、ここは早めに変えてくれという優先順位として切実なところは何かありますか。

成澤：

制度そのものの議論に自治体の現場からは、もうそれは近寄れる人たちがちゃんとやってくださいというのが正直なところですよ。

例えば児童相談所の件では、我々特別区は、なるべく身近なところにその権限を持ってくるべきだということで推奨して、厚生労働省も動いてくれて、設置することができるようになりましたが、その内、皆さんご案内のように様々な事件が起きてしまって、専門家の養成機関は全国で限られているのに、既にある機関それぞれちゃんと人員を増やせということになって、手を挙げる特別区の児相の設置がどんどん遅れ気味になっていくんです。

ですので、我々は制度は制度として、今ある制度の中で色々なことができるようにやるのが自治体の仕事だろうと思っていますので、それは我々が実践していきたいと思っています。

先ほど言い損ねましたが、国の制度がどうあろうと、我々として実践を積み重ねていく中での発見があって、それは小地域福祉活動です。

小地域福祉活動というのは、いわゆる地域包括ケアと言う、多機能な拠点を活用して様々な実践を始めています。

多機能な実践は元々高齢者福祉のために始まった考え方ですが、実際にやってみるとそこに相談に来る人たちは、それは貧困の人たちも苦しい、子育てに悩んでいる人たちも苦しい、時間によって色々な人が出入りするような場所を作って行って、そこで地域福祉コーディネーターのような専門人材をそこに複数配置して、誰かちゃんとした、地域のおじさんやおばさんたちがお手伝いできるというだけではなくて、専門人材が巡回でもいいと

思いますが、いることによって、それがアウトリーチとなり、それが支援に繋がっていくということは、複層的に今実践が始まっています。そういった実践を積み重ねていく中で、次制度に繋げることができるかなと思います。

村木：

ありがとうございます、理屈はどうあれ、自治体で実践する中で、やはりできるだけ身近なところへ施策の主体を引っ張ってくるということと、その前提としてはやはり人材が、身近だからおじさんおばさんだけで良いというわけではないという、おじさんおばさんの力も借りなければいけないですけども、専門人材が非常に重要だということでした。

柏女先生と藤井さんはこの分野は特に専門でいらっしゃいますので、区長のお話も踏まえて、じゃあこれから子どもの施策、非常に大きな課題なので、どこから手を付けて何を一番大事な重点として FLEC はこれから考えていけばいいかというのを、それぞれ個人のお考えでいいので、お2人からお聞かせ願いたいと思います。

柏女：

今私が一番大事だと思っているのは、18歳未満の子どものケアワークを担っている保育士160万人が登録している、保育士の資格の再構築が大事だろうと思っています。

今登録している160万人の内、60万人ぐらいが働いていますが、おそらくその内の5万人ぐらいが、社会的養護や学童保育や障害児入所、病院などで働いている人材です。

この人たちは18歳未満までの援助をする保育士であるにも関わらず、養成課程が就学以前に特化しているためにどんどん潰れていっているということがあります。国のほうが、保育士にはソーシャルワークは要らないということで、保育士養成課程からソーシャルワークの科目を無くしてしまうということをしているわけですけども、そうしたことなく、保育士の資格の再構築ということを考えていかないとならないだろうと思っています。

Day2 パネルディスカッション「すべての子ども、すべての子育て家庭を支援するために」

短く1点だけに絞りました。

藤井：

私は、今柏女先生が保育士と仰いましたけれども、人材確保、育成という意味では、ソーシャルワーカーの人材確保、育成、これは子どもの分野だけではないんですが、障害などもそうですが、ソーシャルワーカーをどうやって育成していくかということ、社会福祉士の資格のあり方も含めて、これは大きな課題だと思います。ある意味では、国が主体的に考えていかなければいけない課題の中でも最大の課題ではないかと思っています。

村木：

ありがとうございました、一生懸命キープをしましたが、それでももう終わりの時間が来ました、すみません最後30秒ぐらいで、最後の一言を駒村先生から順にまとめの一言をお願いしたいと思います。

駒村：

30秒きついですが、私のPowerPointの一番最初にペンギンの絵があります。

これは皇帝ペンギンの子育ての絵で、彼らはどうやって子育てするかというと、1頭1頭が孤立して子育てするわけじゃない、足の上に乗っているのがヒナを雄のペンギンが育てているわけですが、雄ペンギンたちは寄り添って、円陣を作って、南極の寒さ凌いでいる。しかし、円陣を作って温め合っているだけでは限界がある。円陣の外側の親子が一番寒いので最初に死んでしまう。そうすると次の外側に親子が倒れるということで全滅する。したがって、常に特定の親子ペンギンが外側にいることがないようにする。すなわち時間の経過とともに、円陣の真ん中で温めてもらった親子が外側に出てきて、仲間のための風よけになり、それまで外側でがんばってきた親子を内側に入れてもらうように回転している。

ペンギンの世界ができることも、人間社会はいつの間にかそういう互助ができなくなっています。

是非ともFLECのメッセージを出していただいて、これが無ければ我々は滅びますよというのを共有していただきたいと思います、以上です。

大日向：

SDGsは、誰1人として取り残さないということです。最も弱い立場にいる人に目を留める、それが社会的養護を考えること、そのために連携ということが今日のキーワードでしたが、そのために「鳥の目」「魚の目」「虫の目」が必要です。鳥は俯瞰できる国の施策、魚は人々の生活を間近に見ることができる基礎自治体、そして虫、これはNPOであったり地域住民であったりします。今日私はNPOの立場から申し上げましたが、子どもや子育て家庭のための大小さまざまなNPOや団体が全国にたくさんあります。虫は小さいですが、懸命に活動しています。どうかその虫の息を止めないで欲しいと願っております。ありがとうございました。

成澤：

子ども家庭支援センターで年間に把握している新規の虐待の件数は、平成30年で文京区は416件ですが、その内13.2%は保健所からの通報です。

つまり、連携をしっかりとやれば縦割りを乗り越えることができると思います。

これからも、右手が足りなければ左手を、左手が足りなければ右足を、左足が足りなければ柏女先生、隣を借りて、実践を積み重ねていきたいと思っています、ありがとうございました。

柏女：

令和の時代はやはり、これまでバラバラに発展してきた諸施策を統合するというのが最大の課題であると思っています。

そのためには、内閣府子ども・子育て会議、厚生労働省の社会保障審議会、児童部会、障害者部会、そして文部科学省の中央教育審議会、この4つの合同企画分科会を作って、論点を整理しながらワーキングチームを作りながら、1歩1歩解決に向けて歩み始めるべきだと思います、藤原さん音頭を取ってください。

藤井：

最後に自治体のご努力と国との関係で少し付け加えま

Day2 パネルディスカッション「すべての子ども、すべての子育て家庭を支援するために」

すと、自治体の中でもトップランナーは何ごとでも努力されます。そういう自治体はむしろ思うようにやっていただければいいということだと思います。

法制度の枠組みなんてむしろ邪魔かもしれないと思いますが、トップランナーとしてやっていただいているものを、そうではない、強力なリーダーシップも無いような他の自治体に広げていく、普遍的に広げていくことを考えた時に、法制度の枠組みというものを作らないとなかなか広がっていかない、これは社会保障制度で私も色々な制度に携わってきましたけれども、大体共通の流れというか、そんなものなんだと思っています。

全国的に、今一生懸命やっている自治体がやっているようなことを広げていこうと思うと、やはり法制度をどうしていくかという論点がどうしても出て来ます。最後に、大日向先生が先ほど、厳しいお言葉として仰ったように、確かに子ども家庭関係はこれまで現場からも声を上げていく度合いが少なかったのではないかという、これは私も正直、色々な分野に携わる中で思っていたことであります。

この FLEC フォーラムを、そういう声を上げていくひとつの大きな主体にしなければいけないということを改めて思いました、ありがとうございました。

村木：

藤原さん、宿題が来ましたので一言どうぞ。

藤原：

先生方から、邪魔をしない制度、力を発揮している自治体をもっと増える制度、安定的にしっかりと財源にしても包括化してしっかり進めていける制度、制度の見直しも大事だという強いご意見ご指摘をいただいたとっておりますし、正に藤井さんが仰る通り、恐らくそういうことをしっかり関係者間で議論する、議論した結果を制度なり自治体なりにぶつけるというために藤井さんも

この議題を出されたんじゃないかなと思っております。引き続き刺激を与えていただきたいと思います。

それから資料にも書きましたが、色々な総力戦で、多様な担い手による支援ということを書きましたけれども、今日正にそういうお話が出たのではないかと思います。

子どもの貧困については、企業をまわっておりますと、ものすごい募金が、今内閣府で作っている未来応援基金というのがありますが、SDGs というキーワードにかけて、子どもの貧困に対する関心が非常に高まっていたり、住民と一言で言っても若いお父さんお母さんたちの SNS を活用したすごい力とか、社会的養育の経験者の、社会人になった方々がものすごく発信してくださっているとか、今までに無い動きを私たちは日々感じておりますので、そういった方々のお力もいただきながら、しっかり制度化していきたいと思いましたが、ありがとうございました。

村木：

時間が若干オーバーしましたが、これでこのセッションを終わります。

連携と協働ということをテーマにしました、そのプラットフォームに FLEC がならなければいけないということを実感しましたし、昨日の上鹿渡先生のお言葉を借用すれば、制度と実践と研究、当事者の意見、こういうものの歯車が上手くかみ合う場に、ここを出来たら本当がいいと思います。

今日何人かからいただいたように、我々がそうやって活動している中で、社会全体の価値観が変わるところまで進んでいければいいなというふうに申し上げて、このセッションを終わりたいと思います、どうもありがとうございました。

潮谷 義子

(共同代表／社会福祉法人慈愛園理事長、
前熊本県知事)



第1回目のFLECの時に私たちは、現状から様々な矛盾や行政の使い勝手の悪さ、そういったことを話題にいたしました。

しかし今回は、協働と連携というフレーズで論議をすることができました。

皆様既にお気づきのように、私たちは学ぶことの多かったこの2回目だったと、そのように思っております。

ある意味ではこの2回目というのは、非常に心に残るのではないかと、コロナウイルスの脅威の中で多くの皆さんたちがマスクをかけて臨むということがひとつです。

それからもうひとつのところで言いますと、大日向先生がお使いになられた第2回目は折り返し地点と、そういう位置付けがあるのではないかと伺いました。

もしかしたら私たちは、国もそれから現場も含めて、パラダイムシフトに向かってFLECが役割をしっかりと担いつつあると、そのようなことを感じさせられたところでありました。

また最後のところの皆様方の論議を通して思いましたこと、FLECの役割は、様々な困難があるかもしれない、その中で切り拓いていくという、その立ち位置をしっかりと

り守っていかねばならないということが学びの中でありました。

それから皆様それぞれの分科会やシンポジウムの中で感動的なお言葉をお聞きになったと思います。私も分科会の中でとても感動的な言葉を聞きました。全ての社会的養護の中にいる子どもたち、この子どもたちが実は心の拠り所を得ているところに、決して専門職、そういう人たちばかりではないんだ、時としては炊事をなさっている方や、或いはお洗濯をしていらっしゃる方々を含めて、子どもたちが社会に巣立った後に心の拠り所としていくことを聞いた、こういう分科会の中でのお話がございました。

私たちはこのFLECを通して、私たち自身がその持ち場、立場の中で多くの人と共に子どもたちを中核に置きながらその権利を守っていく、その役割を全関係者で担っていくという情報発信を今後とも続けていきたいと願いながら、この2回目のFLECを閉じさせていただきます。

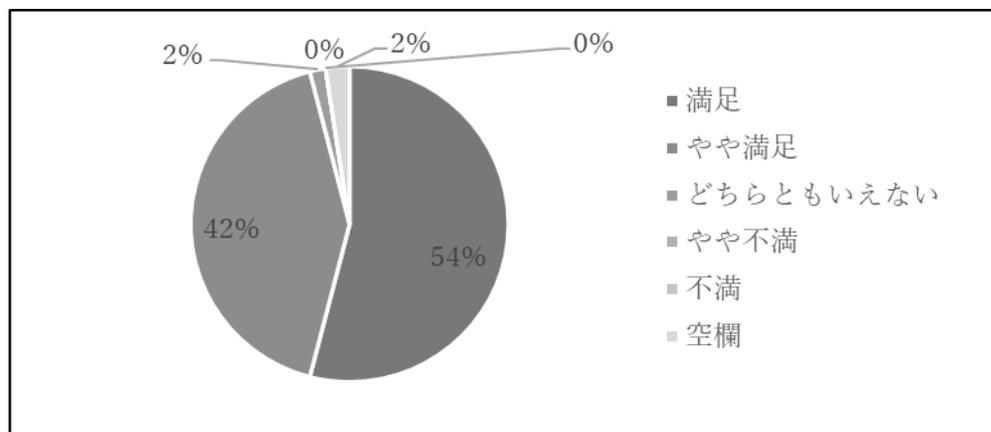
皆様ありがとうございました。

アンケート

関係者を合わせた全参加人数は250人（一般参加者は186名）であった。アンケートは124名から得られた。回収率は67%。

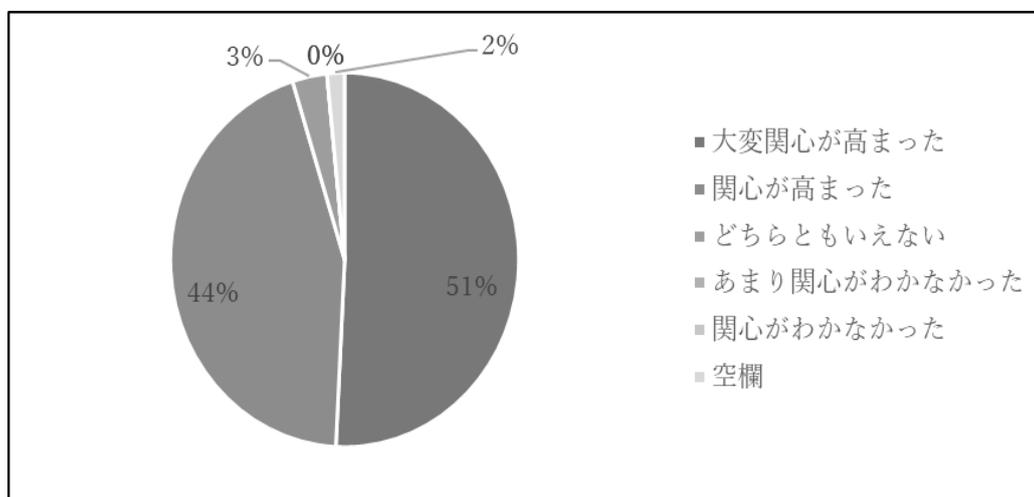
1. フォーラムの全体的な満足度

フォーラムの全体的な満足度について、「満足」が54%、「やや満足」が42%、「どちらともいえない」が2%、「やや不満」が0%、「不満」が0%であった。「満足」と「やや満足」を合わせると、96%であった。



2. フォーラムを通じた関心度の高まり

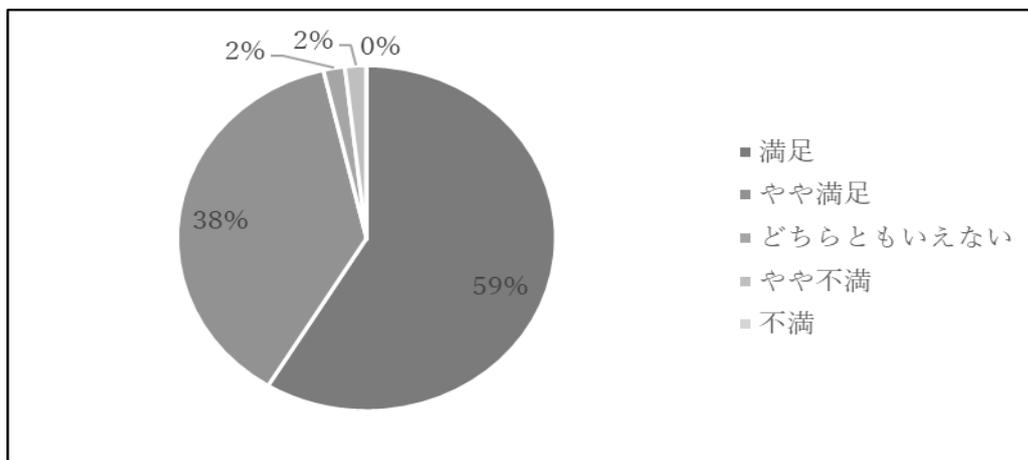
フォーラムを通じた子どもの社会的養護に関する横断的な相互交流や相互研鑽への関心が高まりについて、「大変関心が高まった」が51%、「関心が高まった」が44%、「どちらともいえない」が3%、「あまり関心がわかなかった」が0%、「関心がわかなかった」が0%であった。「大変関心が高まった」と「関心が高まった」を合わせると、95%であった。



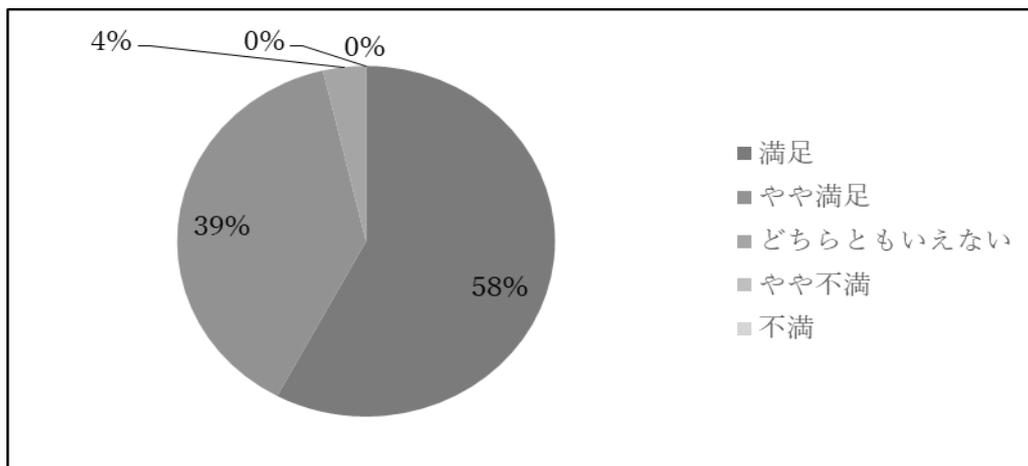
3. 各プログラムの満足度

(1) シンポジウム「各自治体の推進計画を踏まえた家庭養護の推進

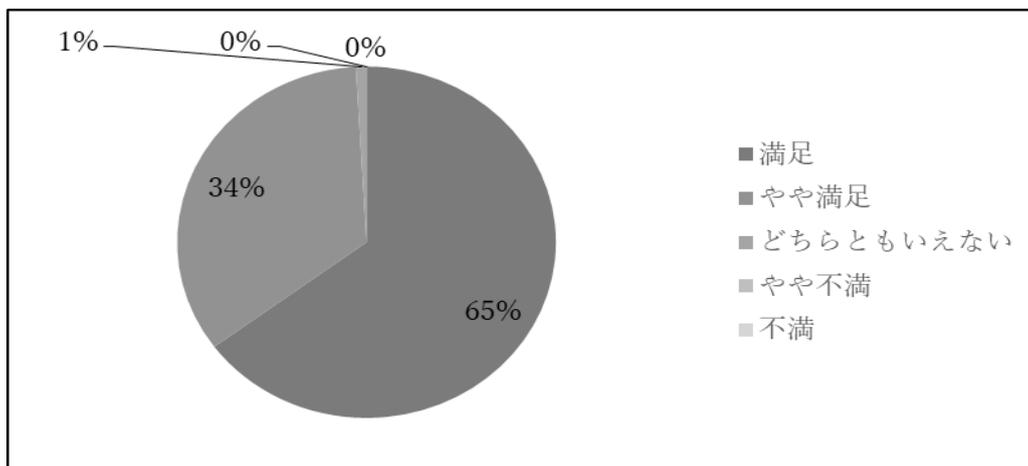
－特にフォスタリング機関、里親と施設の連携と協働について－



(2) シンポジウム「フォスタリング機関運営のあり方－地域の実情に合った運営を目指して－」



(3) 分科会

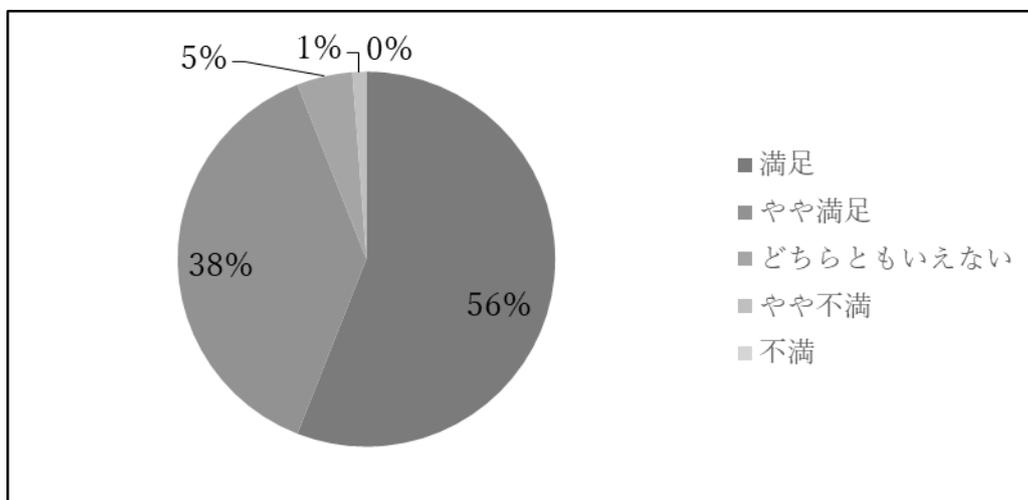


アンケート

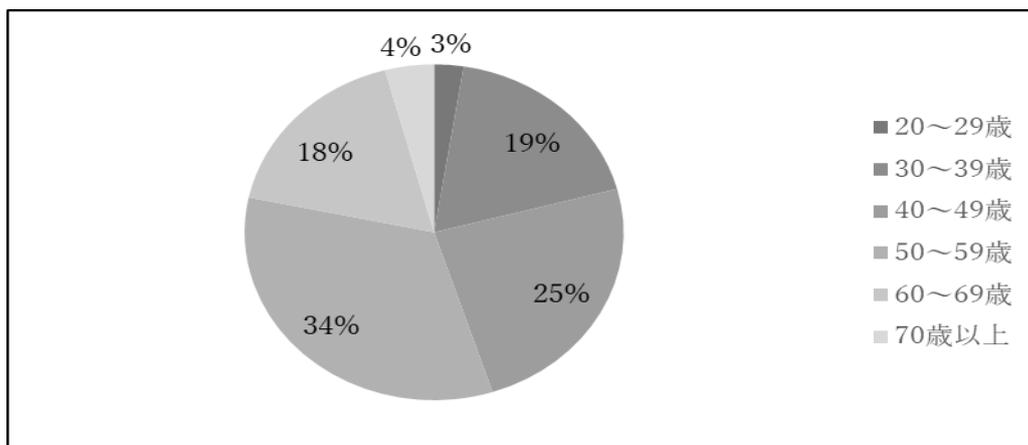
(4) パネルディスカッション

「すべての子ども、すべての子育て家庭を支援するために

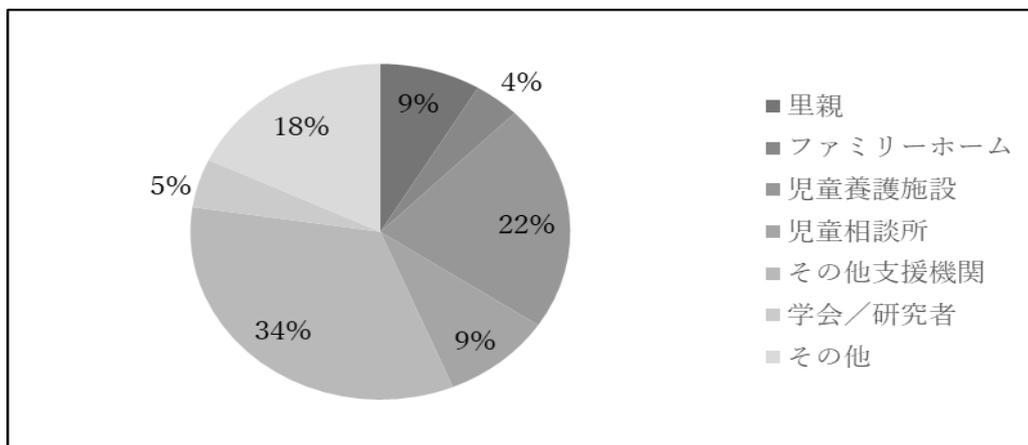
～諸施策の連携と協働のための仕組みづくりに向けて」



4. 参加者の年齢区分

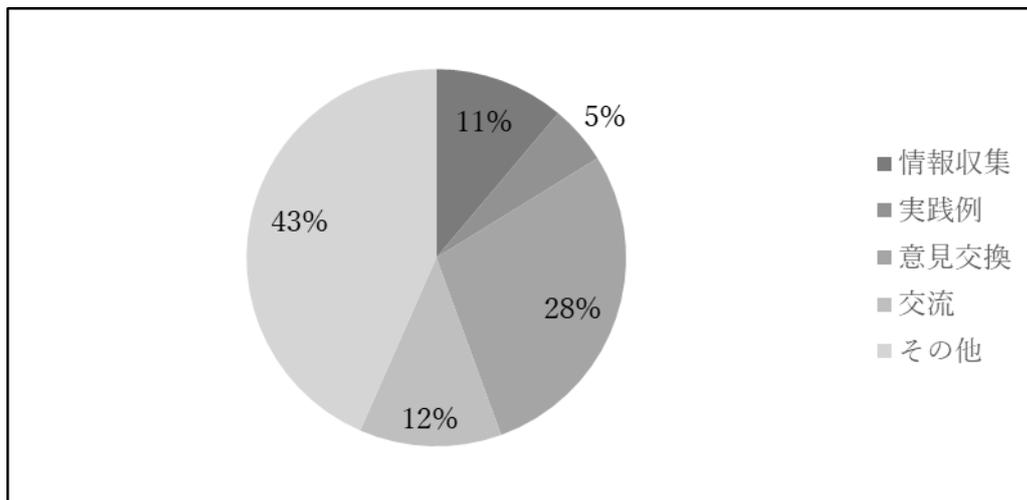


5. 参加者の所属区分

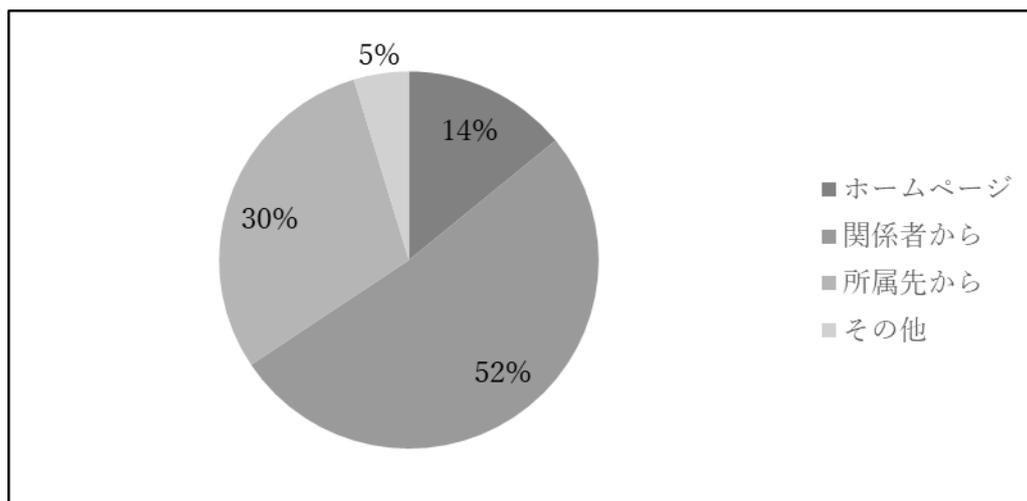


アンケート

6. 参加目的



7. フォーラムを知った経緯



8. 参加者の声（一部抜粋）

(1) 特に興味深かった内容

- ・ パネルディスカッション
- ・ アドボカシーの重要性
- ・ 障害のある子の在宅支援
- ・ どれもこれも興味深くさらにもっと深く聞きたかった。
- ・ パネルディスカッションの駒村先生の話
- ・ 児童の権利条約が未だ日本ではまだまだ活かされていない現状を知り、様々な方面で改善へと地道に努力していこうとされている点
- ・ 分科会にて伺った、子どもの声、里親、実親との関係
- ・ 大日向先生の反省の弁
- ・ 藤原氏の話、昔の官僚は真に国民のことを考えて法律を作っていたこと
- ・ アドボカシーは大人の都合で行うものではないという強い発言が響いた。
- ・ 日常の業務の1つとして行ってきたショートステイの重要性
- ・ 子どもの気持ちを聞くという視点がシンポジウムや分科会で議論されていたことが大変需要だと感じた。
- ・ こども家庭局長による今後の方針や予算の動向についての話
- ・ 特別養子縁組の法改定について
- ・ 各行政の里親委託に向けての取り組み
- ・ 「子どもを中心に」というものを考えるとビジョン派と慎重派（私はこちらです）のそれぞれの皆さんが一同に集まるとても豪華なネットワーク。ここから本物の流れが生まれるという期待感
- ・ 親子関係再構築
- ・ 分科会5で中村みどりさんが「社会的養護経験者の話は商品化されやすい」と話されたこと
- ・ 大久保さんの発言に期待したい。
- ・ 「アドボカシーの前提として、児相CWのしっかりした説明がある」ことが一番心に残った。
- ・ 横浜のフォレストリング機関が工夫して里親支援を行っていること
- ・ フォスタリング機関の在り方
- ・ 分科会はどれも興味深く参加できるのが1つだけというのがもったいない。
- ・ 養護施設のOBの言葉

アンケート

- ・ フォスタリングの在り方、各自治体の取り組み
- ・ 家庭養護推進をうたっていますが、実際にはほぼ乳幼児に限定された内容だったと思う障害・過齡児についての所見、社会的養護の関係
- ・ 連携と協働のための仕組み作り
- ・ 分科会で、実際の里親としてどんなことをしてきたのか、現在の子どもの関わり等を聞くことができてよかった。
- ・ 子どもの権利について関係者の学ぶ機会を増やす重要性
- ・ すべてにおいて、学ぶことばかり
- ・ 最後のパネルディスカッションは正に視野がぐっと広がるもので、大変参考になった
- ・ 分科会で当事者であったお二人が話してくださったこと
- ・ 分科会のむぎのこ児童発達支援センター長北川先生の親子を一緒に支える機能
- ・ ショートステイの重要性を実感
- ・ 厚生労働省の動きの今後の展望、経済学的視点、施設の機能・地域との連携について
- ・ 親子関係の再構築、アドボカシー
- ・ 障害児分野との重なりについて、省庁横断での取組の必要性
- ・ 社会の価値の変化、SDGS、バラバラで発展してきた制度の統括の時代
- ・ 各自治体の推進計画作成の創意工夫と共に課題を教えていただけること
- ・ 最後のパネルディスカッションで駒村先生が経済学からの見立てた社会的養護の意見-
- ・ 「すべての子ども」という言葉の中に込められた意味を再認識できた2日間だった。
- ・ ショートステイ、レスパイト
- ・ 分科会3、パネルディスカッション
- ・ 里親の立場から見た実親と子どもの再統合の取り組み事例
- ・ 分科会4。戸惑う里親も多い実親との交流について、俯瞰的な見方をすることができた
- ・ 分科会2。養子縁組制度の今後の展望、今後各機関が持つ、専門知識を共有して、関係機関全体で専門性を高めつつ協働しながら、養子縁組制度を推進していくにはどうしたらいいかということが議論されていた。
- ・ 分科会4の内容。里親、実親との交わり、支援など
- ・ 奥山先生が発言されている子ども基本法
- ・ 障害児を1つのテーマに分科会を設置してくださったこと

(3) フォーラムの改善について

- ・ 会場がとても分かりにくかった。入り口にフォーラムの案内表示があったらよかった。
- ・ 昼食は時間が短いので、お弁当希望者に用意いただけると助かる。
- ・ たくさんの資料をご用意いただきましたが、どこで使うものか区別がつきにくかったり、それぞれの資料の中で頁数が記入されていないため、箇所をすぐに探し出せなかったりした
- ・ ずっとこれからも続けていってください。日本の児童福祉の大事なプラットフォームなることでしょう。
- ・ 大変重要なフォーラムなので継続していただき、色々な関係者を巻き込んでいただきたい。
- ・ 資料があちこち飛んだり、資料自体がなかったりして分かりづらかった。時間がないためか、発表者の話のポイントがわかりづらかったため、もう少し各位にお時間があればと思った。
- ・ 分科会について子ども中心に考え、例えば子どもの特性や家庭状況などを問題に立てて、パネリストに施設・里親・養子縁組・障害児支援、当事者などの専門家が横串になって並んで意見交換してはどうか。
- ・ 登壇者の年齢が高すぎる気がした。
- ・ 色々な角度からの意見が聞けて、ためにはなるのですが登壇者がそれぞれ多いので話足りない、聞き足りないという印象があった。
- ・ 参加費をもう少し抑えていただければ、より広い層の方が参加可能になる。
- ・ 全体的にコーディネーターの進行の話が長い、もっと中身の議論に時間を使ってほしい。
- ・ テーマを今後は少ししぼったほうが良い。
- ・ 一人一人の発言をもっとゆっくり聞きたい。
- ・ 法務省関係部門からの積極的な参加、参画、共同開催
- ・ 内容の充実と時間のきりなさ。
- ・ 大変かと思いますが、パワポ資料は紙ベースでも頂けると有難い。
- ・ 非常に満足の高い研修でした。また次回の開催を楽しみにしています。
- ・ 人数の枠を設けて、全国の里親招待等、まさに家庭養護を実践している当事者の参加を促して支部ごとの報告会が開けるようなスタイルにして、里親の資質向上と意識改革に寄与するフォーラムにしてほしい。あと、会員制で割引や優待、地方開催も検討をお願いしたいです。
- ・ 特に何もありません。来年も楽しみにしています。
- ・ とても有意義な時間になりました。
- ・ 改善点というわけではありませんが、当事者の視点・声をどこまでも大切にしてください。

アンケート

- ・ パワーポイントの資料について、できればすべて配布してほしい。
- ・ 盛りだくさんでプレゼンテーションに時間が割かれ議論する時間が足りない様に感じられました。パネリストの人数を減らしたほうがいいのではないかと思われました。
- ・ いろいろな人の話を聞きたいけれど、お1人の時間配分が短くて大変。
- ・ 行政とのつながりが大きいフォーラムだと思うと、何か大きく変わっていくことが実感できるといい。
- ・ 第二回の報告書が早めにほしいです。
- ・ 次回はコロナウイルス、インフルエンザ等の心配なく開催ができることを願っている。
- ・ 内容が充実していたが、詰め込みすぎているように感じた、レジュメを後日HPなどUPしてほしい。
- ・ 企業にもっと発信して、一般者が入れるようにする。つまり家庭養育推進や社会的養育事体を紹介して参加料を下げる、寄付を増やす。
- ・ 事前のインフォメーションがほしい。分科会でたいものが多数あるが1分科会のみ。
- ・ 開催可否の判断、レセプションのキャンセルなど、大変だったと思います。素晴らしいフォーラムでした。ありがとうございます。
- ・ 情報を沢山与えていただいてありがたいですが、パネリストの方の持ち時間が短く、駆け足の説明になり慌ただしい印象
- ・ パワーポイントの資料は全部配布してほしかった。
- ・ 分科会の濃さがとてもよかった。
- ・ シンポジウムの中でパワポのみで配布資料のないものがあり、できれば紙ベースにしていたきたい。
- ・ 資料がどれなのか、わかりづらかった。全て机のある席にしてほしかった。(1日目)
- ・ 子ども家庭福祉にとって大事なフォーラムなので地道に続けてください。
- ・ 参加費がそれなりなので、全参加が机のある席へ座れてもよかった。
- ・ 全ての講演者の資料を印刷していただけたらありがたい。
- ・ 1コマ2時間あると、ある程度濃密な時間の中でも十分なお話が伺えると思うので、2日目の時間配分として、パネルディスカッションにも2時間近い割り当てがあると、よかったと思います。
- ・ FLECの役割に広報の力をつけていただきたい。

報告書

第2回 FLEC フォーラム ～社会的養護の健全な発展のために～

発行 一般社団法人 共生社会推進プラットフォーム

住所 〒151-0053 東京都渋谷区代々木 1-10-7 島村ビル2階

TEL 03-6276-5280 FAX 03-6276-5206

MAIL info@isephp.org
